

令和7年3月13日

芦屋市廃棄物減量等推進審議会説明資料

芦屋市環境処理センター施設整備について

1 施設整備基本計画

(1) 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会

開催回	開催日	議題等
第1回	令和4年 8月 4日	- 基本計画策定の背景と目的 - 基本計画及び策定スケジュール - 基本方針 ・計画目標年次 - 計画処理量 ・施設規模 - 計画ごみ質 ＜令和4年8月審議会 報告済み＞
第2回	令和4年10月28日	- 施設計画（焼却施設、資源化施設） - 整備用地 ・別棟、合棟 - プラスチック資源への対応 - 多面的価値の創出 - メーカーアンケート関連 ＜令和4年11月審議会 報告済み＞
第3回	令和5年 1月24日	- 土木建築工事計画 - プラスチック資源への対応 - 多面的価値の創出 - メーカーアンケート関連 ＜令和5年2月審議会 報告済み＞
第4回	令和5年 3月16日	- 第1回～第3回のまとめ - 土木建築工事計画 - 多面的価値の創出 - 基本計画策定スケジュール - メーカーアンケート関連 ＜令和5年5月審議会 報告済み＞
第5回	令和5年 5月29日	安全衛生管理計画 ・公害防止計画 ＜令和6年2月審議会 報告済み＞
第6回	令和5年 8月 1日	- 安全衛生管理計画 ・公害防止計画 - 環境計画 ＜令和6年2月審議会 報告済み＞

第7回	令和5年11月8日	・安全衛生管理計画 ・公害防止計画 ・環境計画 ・災害対策計画 ・事業方針計画 ・メーカーアンケート関連 ＜令和6年2月審議会 報告済み＞
第8回	令和6年3月15日	・環境計画 ・災害対策計画 ・事業方針計画 ・第1回～第7回まとめ ・多面的価値の創出 ・基本計画策定スケジュール ・メーカーアンケート関連 ＜令和6年9月審議会 報告済み＞
第9回	令和6年10月3日	・神戸市との広域連携 資料1 ・検討項目 資料2 ・基本計画策定スケジュール 資料3 ・基本方針 資料4 ・施設計画 資料5
第10回	令和6年12月17日	・運営協議会からの意見等 資料6 ・神戸市との広域連携 資料7 ・施設計画 資料8 ・計画目標年次 資料9 ・計画処理量 資料10 ・施設規模 資料11 ・計画ごみ質 資料12 ・整備用地 資料13 ・土木建築工事計画 資料14 ・安全衛生管理計画 資料15
第11回	令和7年2月7日	・運営協議会からの意見等 資料16 ・公害防止計画 資料17 ・環境計画 資料18 ・災害対策計画 資料19 ・多面的価値の創出 資料20 ・事業方針計画 資料21 ・メーカーアンケート関連

2 今後の進め方

(1) 次回（第12回）検討委員会

日程：5月(予定)

議題：PFI事業導入可能性調査、メーカーアンケート関連等

以上

神戸市・芦屋市 一般廃棄物の広域処理について

一般廃棄物処理施設において、効率的にごみを焼却し発電を行うためには、一定の施設規模が必要である。人口減少や資源化の進展に伴うごみ量の減少に加え、今後予想される担い手不足の問題から、複数の自治体によるごみの共同処理の必要性が高まっている。

このような中、ごみ処理施設の老朽化に伴う新たな施設整備の検討において、環境施策の広域連携について模索していた芦屋市から、「近隣自治体との協働を再度目指す」という方針の基、神戸市への協議の申し入れを行った。この申し入れ以降、神戸市のごみ焼却施設で芦屋市のごみを処理することが可能か、その際にどのような条件が必要か等について両市で検討を進めてきた結果、以下のとおり、ごみの広域処理を行うため、基本的な考え方等を取りまとめた。

1 ごみの広域処理についての基本的な考え方

神戸市とのごみの広域処理は、圏域全体の脱炭素・環境負荷低減に寄与するものであるとともに、施設整備費及び維持管理費の支出抑制により、芦屋市財政に効果をもたらすものである。

また、将来的な技術革新等によりEV車等の環境配慮型のごみ中継車両が普及した場合には、芦屋市でそれらの活用も積極的に検討し、更なる地球温暖化対策を進める。

※発電効率の高い神戸市の焼却炉においてごみを焼却することで、芦屋市が単独で焼却施設を建設して発電する場合と比較して約2倍のCO₂フリー電力（一般家庭の約3,200世帯分の年間消費電力量）の外部供給が可能となる。

※芦屋市で新たな焼却施設を建設・維持管理する場合と比較して、全ての売電収入を神戸市で歳入することを考慮しても、経費支出を単年度で約40%削減できると見込める。

2 広域処理業務の概要

- ・芦屋市内で発生する可燃ごみを神戸市で焼却する。
- ・芦屋市内のごみ収集や市民等の持込みごみは、これまで通り芦屋市の施設で行う。
- ・芦屋市は、神戸市内に芦屋市のパッカー車が多数流入しないように、芦屋市内で大型車に積み替えて運搬を行う。
- ・芦屋市は運搬先や搬入経路・時間について、神戸市の計画・指示に基づいて運搬する。
- ・神戸市は、市内の焼却処理施設全体で受入れを行うが、最も発電効率の高い港島クリーンセンターを主たる受け入れ先として連携を開始する。
- ・ごみ焼却に伴う売電収入は神戸市の収入とする。
- ・災害時でも神戸市・芦屋市のごみを安定して処理できるよう、両市の連携体制を構築する。また、大規模な災害等には国・県とも連携して処理する。

3 業務運用の方法

地方自治法第252条の14の規定に基づき、芦屋市が神戸市に広域処理業務を委託する事務委託方式とする。

4 芦屋市から神戸市へのごみ処理委託費等の考え方

ごみ広域処理に必要な経費は、委託料等として芦屋市から神戸市へ支払う。

(1) ごみ処理単価

他都市の事例を参考に、以下を考慮して神戸市のごみ処理単価を算出

- ① 人件費
- ② 物件費（保守点検費、薬品費、残さ運搬等）
- ③ 施設整備・維持補修費

(2) 委託料等の算定

- ・委託料等は、上記の処理単価をもとに、神戸市で処理する全可燃ごみ量に対する芦屋市の処理量に応じ算定する。
- ・神戸市焼却施設を建替える際は、委託料とは別に建設費の一部負担金を、神戸市焼却施設の合計処理能力に対する芦屋市のごみ処理に必要な処理能力に応じ算定する。

5 広域処理開始までのスケジュール（案）

議会の審議を経て2市間協議書を締結し、芦屋市内に、ごみを大型車に積み替える中継施設を整備した後に広域処理を開始する。（令和12年度以降の見込み）

令和6（2024）年 9月中旬～	広域処理の連携に関するパブリックコメント
令和7（2025）年 2月～	2市間協議書に関する議案の審議 2市間協議書締結
令和7（2025）年度～	芦屋市の広域連携に必要な施設等の整備
令和12（2030）年度以降	広域処理開始

【参考】神戸市・芦屋市の現状

項目	神戸市	芦屋市
面積（K m ² ）	557.05 km ²	18.57 km ²
人口（人）	1,494,988 人	92,936 人
世帯数（世帯）	744,521 世帯	42,925 世帯
可燃ごみ量（t）	約 422,600 t	約 26,300 t

※面積、人口、世帯数（令和6（2024）年3月1日）

神戸市：「神戸市の推計人口（令和6年3月1日現在）」抜粋

芦屋市：「毎月人口（町別人口及び世帯数）推計人口（令和6年3月1日現在）」抜粋

※可燃ごみ量（焼却量）（令和4（2022）年度）

神戸市：神戸市一般廃棄物処理基本計画「年次レポート」（2022年度）抜粋

芦屋市：「令和4年度ごみ処理事業概要」抜粋

※広域連携に関するQ&A等を市ホームページ
に掲載していますので、ご覧ください。



芦屋市ホームページへのリンク

目的とポイント

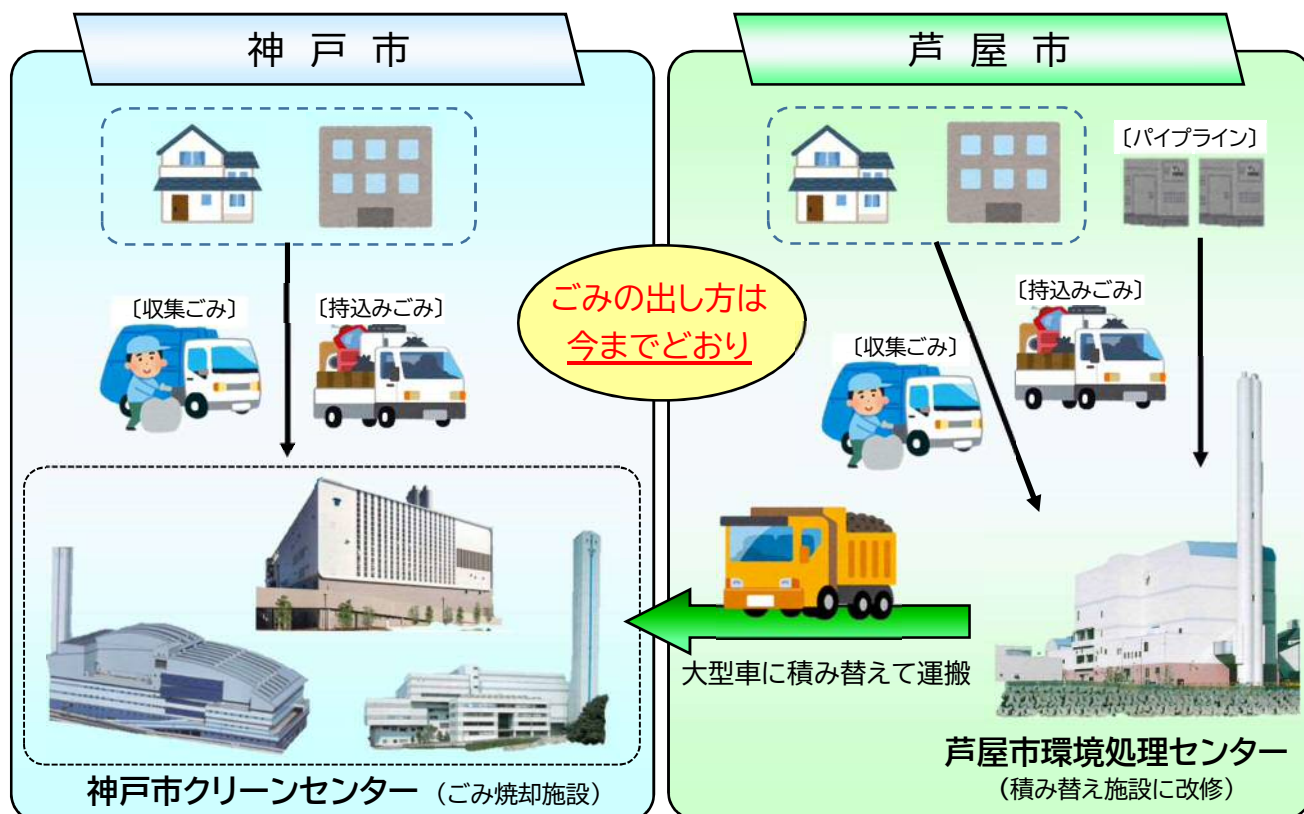
【連携の目的】

- ◆地球温暖化対策・循環型社会の形成を推進
- ◆持続可能な社会(SDGs)の推進

【連携のポイント】

- ◆高効率なエネルギー回収
- ◆既存施設の効率的な使用

可燃ごみ処理連携の流れ



【芦屋市から神戸市クリーンセンターへごみを運ぶときのルール】

- ◆大型車に積み替え、運搬台数を減らす（約 15 台/日）
- ◆できるだけ住宅街を通らず有料道路を使用する
（阪神高速湾岸線南芦屋浜 IC から、指定ルートを使用）
- ◆運搬先及び搬入時間は、神戸市の計画に従う
（運搬先の現在の運用に準ずる）

神戸市との環境施策の連携

神戸市との広域連携の検討に至る経緯

令和5年に芦屋市から神戸市へ環境施策の連携協議について依頼し、以降、両市のごみ減量化や再資源化の取組、一般廃棄物処理施設の運営、環境施策などの広域連携について検討しています。現在は、ごみ処理施設の広域連携の検討を優先的に進めています。

- [令和6年9月19日（木曜日）から令和6年10月28日（月曜日）までパブリックコメントを募集しています。（クリックすると募集ページに移動します）](#)

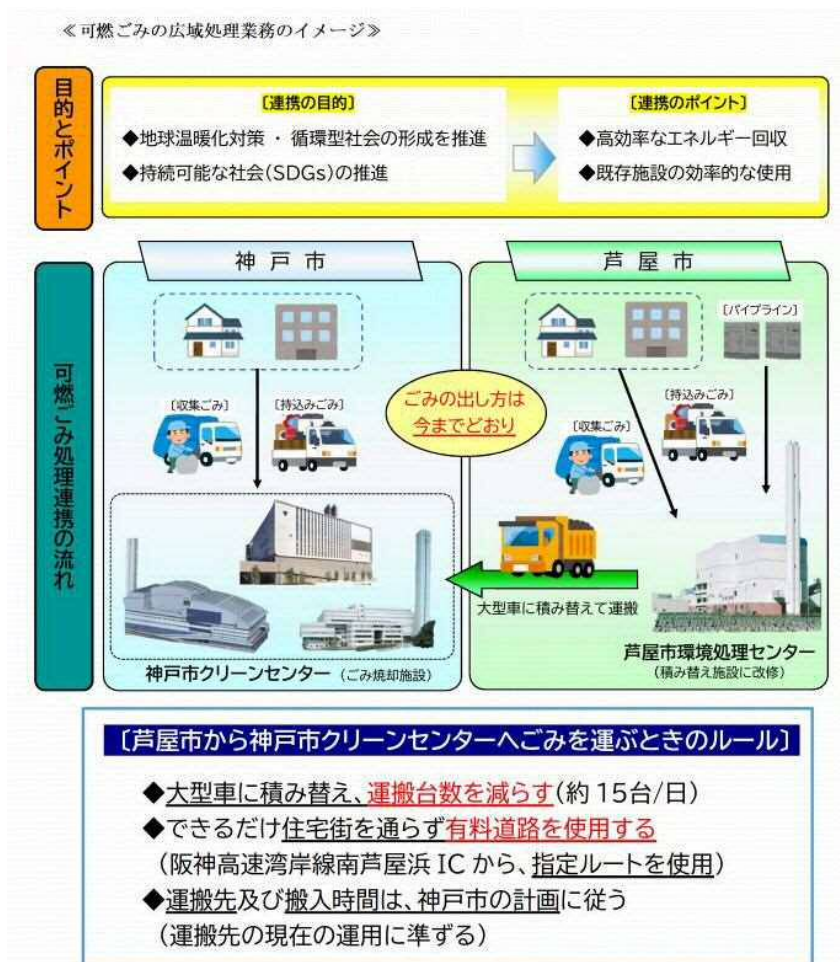
議会への報告資料

芦屋市と神戸市との検討経過について、議会へ報告しています。

- [令和5年12月5日民生文教常任委員会報告資料（PDF：34KB）（別ウィンドウが開きます）](#)
- [令和6年2月20日民生文教常任委員会報告資料（PDF：261KB）（別ウィンドウが開きます）](#)
- [令和6年6月7日民生文教常任委員会報告資料（PDF：114KB）（別ウィンドウが開きます）](#)

神戸市とのごみ処理の広域連携内容

広域連携の内容は、芦屋市の可燃ごみを神戸市の施設で処理することです。まず、芦屋市の可燃ごみを、芦屋市内に整備する中継施設で積み替えます。その後、主に神戸市の港島クリーンセンターへ搬送します。搬送の際は、有料道路を利用し、住宅地域を可能な限り避けて、神戸市の焼却施設まで運搬し処理します。



ごみ処理の広域連携に関する主なポイント

Q1なぜ今、ごみ処理の広域連携を検討するのか。

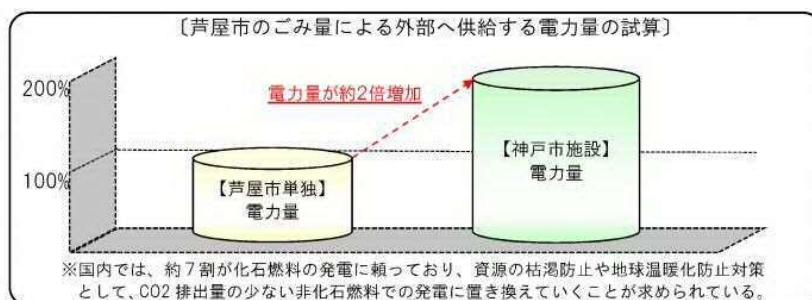
芦屋市では、ごみ処理施設の老朽化に伴い、新たな施設整備を検討していました。その中で、国や県では、地球温暖化対策と人口減少に伴うごみ量の減少への対応として、広域連携が推奨されています。

芦屋市でも環境面の効果と、新たな焼却施設の建設を伴わないことによる財政的な効果も期待できるため、ごみ処理の広域連携を検討することとしました。

Q2環境負荷の低減効果はどの程度か。

広域連携によりごみ焼却による発電効率の高い神戸市施設で処理をすることで、以下のような環境負荷の低減効果が期待できます。

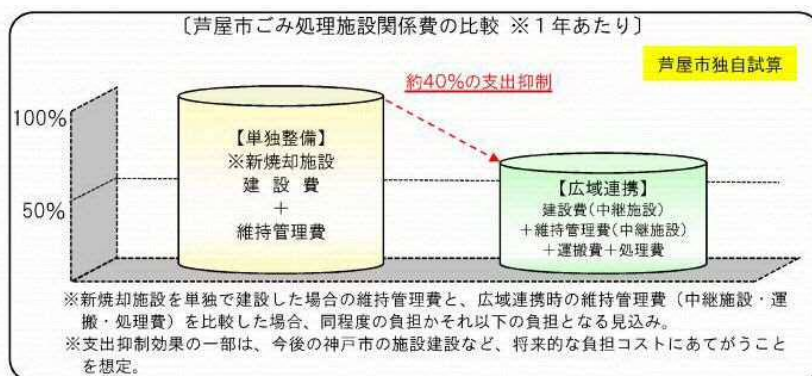
- 芦屋市が単独で焼却施設を建設して発電する場合と比べ、約2倍の電力量を外部に供給できるようになります。
- この外部供給電力量は、一般家庭約3,200世帯分の年間消費電力量に相当します。
- つまり、新たな化石燃料による発電を抑制できるため、総合的に温室効果ガス排出量を削減することができます。



Q3財政効果はどの程度か。

現在、物価高騰等により建設費が高騰しています。特に、ごみの処理能力が100t/日未満の小規模な焼却施設では、建設単価が倍近く高騰しています。今後、さらに上昇する可能性もあります。

直近の物価状況による試算では、芦屋市で新たな焼却施設を建設・維持管理するより、広域連携により神戸市の既存施設でごみを処理する方が、全ての売電収入を神戸市で歳入することを考慮しても、建設・維持管理に係る支出を単年度で約40%削減できると見込んでおり、芦屋市単独で建てるよりも大幅な財政効果があります。



Q4神戸市との連携は、市民のごみ出しに影響なく実施可能なのか。

神戸市との連携を行なっても、芦屋市民の皆さまのごみの出し方は変わりません。

- ごみの分別方法は変わりません
- ごみの収集頻度は変わりません
- 環境処理センターへのごみの持ち込み方法も変わりません
- パイプライン施設の利用も変わりません

※ただし、プラスチックの分別は広域連携に関係なく今後実施する方針です。

Q5ごみの運搬に伴うリスクにはどう対処するのか。

芦屋市のごみを神戸市まで運搬することによる、車両・人員の経費、排気ガスや騒音、運搬時の事故リスクなどが考えられますが、芦屋市内での大型車両への積み替えや住宅街を避けた運搬ルートの特設などの対策により、これらの影響は最小限に抑えられると考えています。

なお、以前よりごみを燃やした後の灰を大型車両で運搬しています。広域化に伴い芦屋市から灰を運搬することはなくなり、神戸市から運搬することになります。

Q6災害のことを考えると市単独の焼却施設を持つておくべきではないか。

大規模災害時は、国や県の支援のもと、広域でごみ処理を行なうことができます。芦屋市は民間企業とも災害協定を締結しており、市単独の焼却施設の有無に関わらず、非常時でもごみ処理を継続できる体制を確保しています。また、災害時でも神戸市・芦屋市のごみを安定して処理できるよう、両市の連携体制を構築します。

パブリックコメントの実施

神戸市とのごみ処理施設の広域連携を実施するに当たり、パブリックコメントを実施します。

ご意見については、下記に掲載する「神戸市・芦屋市 一般廃棄物の広域処理について」をご覧ください、意見募集専用フォームからご提出いただくか、環境施設課へ郵送もしくはFAXにてお送りください。

- [神戸市・芦屋市 一般廃棄物の広域処理について（こちらをご覧ください）（PDF：245KB）（別ウィンドウが開きます）](#)

意見募集専用フォーム

- [パブリックコメント意見募集専用フォーム（外部サイトヘリンク）（別ウィンドウが開きます）](#)

意見の募集期間

- **令和6年9月19日（木曜日）から令和6年10月28日（月曜日）まで**

環境施策の取組

神戸市が環境施策として進めている「こうベキエーロ」（生ごみを分解するコンポストの一種）を、環境施設課とあしや市民活動センターで試験的に取り組んでいます。

- [こうベキエーロとは（外部サイトヘリンク）（別ウィンドウが開きます）](#)



参考（過去の検討結果）

- [西宮市との広域連携に関する検討結果（別ウィンドウが開きます）](#)

お問い合わせ

市民生活部環境・経済室環境処理センター（環境施設課）
電話番号：0797-32-5391
ファクス番号：0797-22-1599

検 討 項 目

[現在] 焼却施設・資源化施設	[追加検討] 中継施設・資源化施設
2 基本計画及び策定スケジュール 2-1 基本計画 基本構想において検討・整理した結果を踏まえつつ、ごみ焼却施設及び資源化施設に係る基本的な仕様（「施設の諸元」「前提条件（整備に利用可能なエリア、パイプライン施設との関連性 等）」「性能・仕様条件」「運営・維持管理条件」）や施設の配置などについて、具体的な検討を行い、事業実施に向け決定すべき内容を明確にして、とりまとめを行います。 2-2 基本計画項目と検討内容 (1) 基本方針 施設整備の基本方針の整理。 (2) 計画目標年次 ごみ処理量の将来推移を勘案し、計画目標年次を決定。 (3) 計画処理量 計画目標年次における、ごみ処理量を決定。 (4) 施設規模 計画処理量に基づいた、施設規模を決定。 (5) 計画ごみ質 ごみ質分析による実績値を整理し、[低質ごみ][基準ごみ][高質ごみ]を設定。	2 基本計画及び策定スケジュール 2-1 基本計画 基本構想において検討・整理した結果を踏まえつつ、 中継施設 及び資源化施設に係る基本的な仕様（「施設の諸元」「前提条件（整備に利用可能なエリア、パイプライン施設との関連性 等）」「性能・仕様条件」「運営・維持管理条件」）や施設の配置などについて、具体的な検討を行い、事業実施に向け決定すべき内容を明確にして、とりまとめを行います。 2-2 基本計画項目と検討内容 (1) 基本方針 施設整備の基本方針の整理。 (※広域連携によるごみ処理の実施及び各施設の役割について確認を行い再検討する必要がある。) (2) 計画目標年次 ごみ処理量の将来推移を勘案し、計画目標年次を決定。 (※中継施設の方式を検討した上で、資源化施設との別棟・合棟の整理を行い、計画目標年次を決定する必要がある。) (3) 計画処理量 計画目標年次における、ごみ処理量を決定。 (※計画目標年次の決定を踏まえて、ごみ処理量を決定する必要がある。) (4) 施設規模 計画処理量に基づいた、施設規模を決定。 (※計画目標年次の決定を踏まえて、施設稼働後 7 年以内で最大となる施設規模を設定する必要がある。) (5) 計画ごみ質 ごみ質分析による実績値を整理し、[低質ごみ][基準ごみ][高質ごみ]を設定。 (※中継施設の計画ごみ質としては、単位体積重量及びごみ組成を設定する必要がある。)

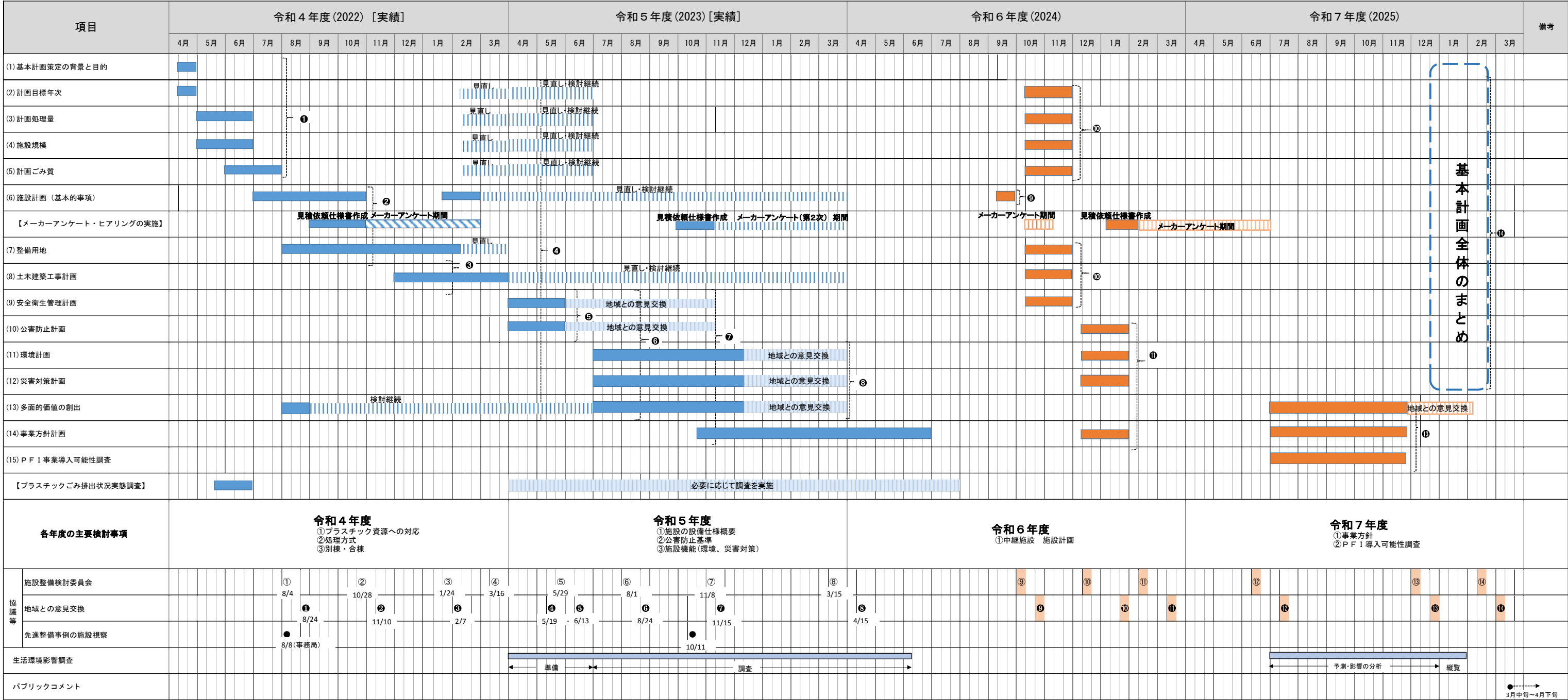
(6) 施設計画(基本的事項) ・ ごみ焼却施設 処理フロー、主要設備の方式・概要、車両動線計画、エネルギー利用等を検討。 ・ 資源化施設 処理フロー、主要設備の方式・概要等を検討。 ・ メーカーアンケート 施設配置、整備手順、概算事業費、多面的価値の創出（イメージ）等を対象。 (7) 整備用地 処理センター敷地内及び周辺の立地条件等、基礎的な事項を整理・検討。 （法的規制状況、都市計画事項他） (8) 土木建築工事計画 建築計画、搬入及び搬出計画、施設配置及び車両動線計画、造成計画(浸水対策)について検討。 (9) 安全衛生管理計画 施設内の火災・爆発対策、運転管理時の労働・作業環境、施設の自動化等について検討。 (10) 公害防止計画 関係法令(大気汚染防止法、騒音規制法等)、「環境の保全と創造に関する条例(県条例)」等による基準値等を整理し、また、地元自治連合会と締結済みの「芦屋市環境処理センター公害防止協定書」の協定項目・協定基準値等について整理・検討。 (11) 環境計画 協定基準値（案）に基づく除去技術、計画施設の概要、緑化計画や景観関連について検討。 (12) 災害対策計画 災害発生時における施設の安定稼働対策や活用方針、また、災害廃棄物の処理・仮置場について検討。	(6) 施設計画(基本的事項) ・ 中継施設 処理フロー、主要設備の方式・概要、車両動線計画を検討。 (※中継施設の方式により施設配置が異なることから各項目を見直す必要がある。) ・ 資源化施設 処理フロー、主要設備の方式・概要等を検討。 ・ メーカーアンケート 施設配置、整備手順、概算事業費、多面的価値の創出（イメージ）等を対象。 (7) 整備用地 処理センター敷地内及び周辺の立地条件等、基礎的な事項を整理・検討。 （法的規制状況、都市計画事項他） (※中継施設、資源化施設の対象となる法規制を確認する必要がある。) (8) 土木建築工事計画 建築計画、搬入及び搬出計画、施設配置及び車両動線計画、造成計画(浸水対策)について検討。 (※中継施設の方式により施設配置が異なることから各項目を見直す必要がある。) (9) 安全衛生管理計画 施設内の火災・爆発対策、運転管理時の労働・作業環境、施設の自動化等について検討。 (※焼却施設を中継施設にすることに伴い、各項目を見直す必要がある。) (10) 公害防止計画 関係法令(大気汚染防止法、騒音規制法等)、「環境の保全と創造に関する条例(県条例)」等による基準値等を整理し、また、地元自治連合会と締結済みの「芦屋市環境処理センター公害防止協定書」の協定項目・協定基準値等について整理・検討。 (※焼却施設を中継施設にすることに伴い、協定項目・協定基準値等を見直す必要がある。) (11) 環境計画 協定基準値（案）に基づく除去技術、計画施設の概要、緑化計画や景観関連について検討。 (※焼却施設を中継施設にすることに伴い、各項目を見直す必要がある。) (12) 災害対策計画 災害発生時における施設の安定稼働対策や活用方針、また、災害廃棄物の処理・仮置場について検討。 (※焼却施設を中継施設にすることに伴い、各項目を見直す必要がある。)
--	--

(13) 多面的価値の創出 多面的価値の創出(イメージ)に沿って、地域（市民）等からの意見、メーカーアンケート結果、実現性も含めて検討。 (14) 事業方針計画 公設公営・P P P・P F Iの各事業方式について整理。 施設運営計画、概算事業費、財政計画、スケジュール、発注方式、費用対効果分析等について検討。 (15) P F I 事業導入可能性調査 各方式の整理、前提条件・経済性の検討、総合評価。	(13) 多面的価値の創出 多面的価値の創出(イメージ)に沿って、地域（市民）等からの意見、メーカーアンケート結果、実現性も含めて検討。 (※焼却施設を中継施設にすることに伴い、各分野（環境保全、環境教育等）での多面的価値について見直す必要がある。) (14) 事業方針計画 公設公営・P P P・P F Iの各事業方式について整理。 施設運営計画、概算事業費、財政計画、スケジュール、発注方式、費用対効果分析等について検討。 (※焼却施設を中継施設にすることに伴い、各項目を見直す必要がある。) (15) P F I 事業導入可能性調査 各方式の整理、前提条件・経済性の検討、総合評価。
---	---

令和4年度	・実績内容
令和5年度	・実施内容
令和6年度	・中継施設の追加検討
令和7年度	・基本計画全体のまとめ

資料 3

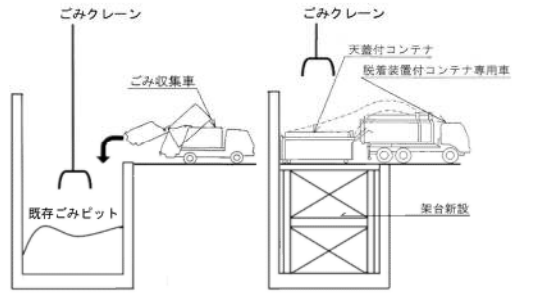
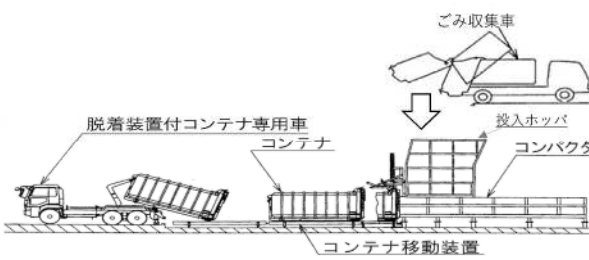
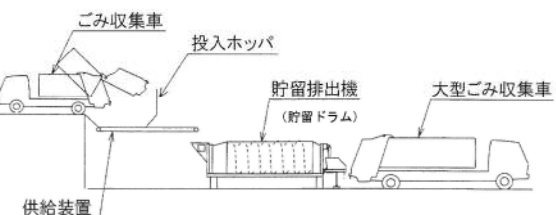
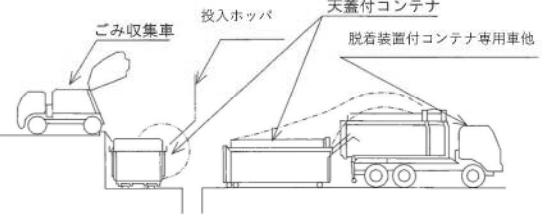
基本計画策定スケジュール



基 本 方 針

〔現在〕 焼却施設・資源化施設	〔追加検討〕 中継施設・資源化施設
目標 1 地球温暖化対策 方向性：焼却エネルギー等の利活用や省エネルギー化により、脱炭素に貢献する施設 ・ごみの減量化推進に伴うごみ量の最小化とともに、焼却効率とエネルギー変換効率の最大化により、脱炭素に貢献する施設とします。	目標 1 地球温暖化対策 方向性：広域処理による熱エネルギー等の利活用や省エネルギー化により、脱炭素に貢献する施設 ・ごみの減量化推進に伴うごみ量の最小化とともに、広域処理による熱エネルギーの効率的利用、プラスチック類の資源化等により、脱炭素に貢献する施設とします。
目標 2 循環型社会の形成 方向性：持続可能な社会の実現に寄与し、社会情勢の変化にも対応可能な施設 ・ごみの処理について、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）に資する施設とします。 ・単なるごみを処理する施設ではなく、持続可能な社会の実現や地域貢献が図られる施設とします。 ・社会情勢の変化に対し、柔軟に対応可能な施設とします。 ・緑化推進により、施設内のカーボンニュートラルに資する施設とします。	目標 2 循環型社会の形成 方向性：持続可能な社会の実現に寄与し、社会情勢の変化にも対応可能な施設 ・ごみの処理について、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）に資する施設とします。 ・単なるごみを処理する施設ではなく、持続可能な社会の実現や地域貢献が図られる施設とします。 ・社会情勢の変化に対し、柔軟に対応可能な施設とします。 ・緑化推進により、施設内のカーボンニュートラルに資する施設とします。
目標 3 環境保全 方向性：環境に接し、環境を学び、環境を考える、市民に親しまれ環境の保全に配慮した施設 ・環境保全に配慮し、十分な公害対策を講じた施設とします。 ・環境等に関する様々な取り組みについて、情報発信・体験が行え、市民の意識向上に資する本市の拠点施設とします	目標 3 環境保全 方向性：環境に接し、環境を学び、環境を考える、市民に親しまれ環境の保全に配慮した施設 ・環境保全に配慮し、十分な公害対策を講じた施設とします。 ・環境等に関する様々な取り組みについて、情報発信・体験が行え、市民の意識向上に資する本市の拠点施設とします

施設計画（中継方式、別棟・合棟）

区 分		既存焼却施設改修による中継施設　〔別棟〕	新設による中継施設　〔合棟〕		
配置イメージ図		既存焼却施設改修による 中継施設 新資源化施設	新設による中継施設 プラットホーム 新資源化施設		
中 継 方 式		既存ごみピット改造方式	コンパクト・コンテナ方式	貯留排出機方式	ホッパタイプ（段差直接投入）方式
概 要 図 及び ごみ積込方法		 《ピット投入扉No.1、2、3》 《ピット投入扉No.4（車両出口側）》			
		ごみ収集車からごみを既存ごみピットに落とし込み。 ⇒ごみクレーンでごみを天蓋付コンテナに積込。	ごみ収集車からごみを投入ホッパに落とし込む、もしくは、一旦ごみを降ろした後、ベルトコンベア等で投入ホッパに搬送。 ⇒投入ホッパからコンパクト（圧縮設備）でコンテナに押込。 ⇒コンテナを脱着装置付コンテナ専用車に積載。	ごみ収集車からごみを投入ホッパに落とし込む、もしくは、一旦ごみを降ろした後、ベルトコンベア等で投入ホッパに搬送。 ⇒投入ホッパから貯留排出機（貯留ドラム）に一時保管。 ⇒貯留排出機から大型ごみ収集車に積込。	ごみ収集車からごみを投入ホッパに落とし込む、もしくは、一旦ごみを降ろした後、ベルトコンベア等で投入ホッパに搬送。 ⇒投入ホッパから天蓋付コンテナに積込。
特徴等	特 徴	・ 既存ごみピット容量に依存する。 ・ 既存ごみピット容量と搬送先（神戸市）までの輸送時間等を踏まえ施設稼働時間等を設定する必要がある。 ・ 既存ごみピットを利用するため、広範囲での臭気及び排水対策が必要になる。 ・ 脱着装置付コンテナ専用車積込型とコンテナ車両積載型とで、運用方法が異なる。	・ コンテナの容量・台数に依存し、貯留量が増加した場合、平面的な保管スペースが必要になる。 ・ 稼働日数、稼働時間及び搬送先（神戸市）への輸送時間等を踏まえコンテナ台数を設定する必要がある。 ・ 局所的な臭気及び排水対策が必要になる。	・ 貯留排出機の容量に依存し、また、整備時点で最大容量が決定するため、安易に容量を増やすことが困難。 ・ 稼働日数、稼働時間及び搬送先（神戸市）への輸送時間等を踏まえ大型ごみ収集車の必要台数を設定する必要がある。 ・ 局所的な臭気及び排水対策が必要になる。 ・ 圧縮性能は大型ごみ収集車の飲み込む能力に依存する。	・ コンテナの容量・台数に依存し、貯留量が増加した場合、平面的な保管スペースが必要になる。 ・ 稼働日数、稼働時間及び搬送先（神戸市）への輸送時間等を踏まえコンテナ台数を設定する必要がある。 ・ 局所的な臭気及び排水対策が必要になる。 ・ 脱着装置付コンテナ専用車積込型とコンテナ車両積載型とで、運用方法が異なる。
	パイプライン施設との接続	・ パイプライン施設の貯留排出機からごみピットへの既存搬送設備を継続使用するため、搬送方法の検討は不要。	・ パイプライン施設の貯留排出機からの搬送方法を検討する必要がある。 （パイプライン施設からの搬送コンベアを新設し中継施設に搬送、もしくは、貯留排出機にごみ収集車を横付けし直接移し替え。）	・ パイプライン施設の貯留排出機からの搬送方法を検討する必要がある。 （パイプライン施設からの搬送コンベアを新設し中継施設に搬送、もしくは、貯留排出機にごみ収集車を横付けし直接移し替え。）	・ パイプライン施設の貯留排出機からの搬送方法を検討する必要がある。 （パイプライン施設からの搬送コンベアを新設し中継施設に搬送、もしくは、貯留排出機にごみ収集車を横付けし直接移し替え。）
	施設建築物	・ 中継施設は既存焼却施設、資源化施設は新たな施設建築物となる別棟での整備となるため、デザイン（景観等）の統一など十分な検討が必要である。	・ 中継施設と資源化施設との合棟での整備となるため、施設建築物としてのデザイン（景観等）の検討・工夫が可能である。	・ 中継施設と資源化施設との合棟での整備となるため、施設建築物としてのデザイン（景観等）の検討・工夫が可能である。	・ 中継施設と資源化施設との合棟での整備となるため、施設建築物としてのデザイン（景観等）の検討・工夫が可能である。
備 考	想定供用開始時期（※）	中継施設：令和12年4月以降、新資源化施設：令和15年4月以降	中継施設・新資源化施設：令和15年4月以降		
	施設整備期間中における外部委託処理	焼却物・資源物：必要	焼却物：不要、資源物：必要		

（※）今後実施予定のメーカーアンケート結果に基づき、設計・工事等期間を含め再検討を行います。

芦屋市環境処理センター運営協議会(10/23)からの意見等

項 目	意 見 等	対 応 ・ 考 え 方
神戸市との 広域連携	神戸市は、本市のごみ焼却処理について期限を設けようとしているのか。将来にわたり責任を持って処理してくれるのか。	神戸市と協議を進める中で、期限を設けることは考えておりません。ただ、不測の事態に関する事については、書面等への記載を考えています。
施設計画 (中継方式、 別棟・合棟)	中継方式では、臭気対策が課題である。芦屋浜地域への臭気が心配である。	臭気対策として脱臭設備の整備を考えています。現在、ごみピット内に貯留したごみは、クレーンで破袋・攪拌した後、焼却炉に投入していますが、中継方式の場合は、破袋・攪拌することなく、直接、運搬車両等に積込むため臭気は軽減できるものと考えています。
その他	施設建築物について、景観を考慮した整備を考えているのか。	中継施設を既存焼却施設の建築物を活用し、資源化施設は新たな建築物を整備する場合、両建築物を対象に景観面も考慮した検討が必要と考えています。

環境処理センター施設整備について
 (神戸市・芦屋市 一般廃棄物の広域処理に係る市民意見募集の実施結果について)

1 意見募集を行った期間

令和6年9月19日(木)から令和6年10月28日(月)まで

2 上記期間内における内容の閲覧場所

市ホームページ、ラポルテ市民サービスコーナー、市民センター(公民館図書室)、市民活動センター(リードあしや)、図書館本館、保健福祉センター、潮芦屋交流センター、市役所北館1階行政情報コーナー、芦屋病院、シンコースポーツ体育館・青少年センター、環境施設課

3 内容に対する意見の提出方法

環境施設課窓口を持参、郵送、ファクス、ホームページ上の意見募集専用フォーム

4 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

別紙のとおり

5 年代別意見提出者数及び構成割合

年 代	提出者数	割 合	備 考
10代	2名	3%	
20代	2名	3%	
30代	6名	9%	
40代	11名	17%	
50代	7名	11%	
60代	10名	15%	
70代	11名	17%	
80代	2名	3%	
不 明	14名	22%	FAX等、手書きによる提出分
合 計	65名	100%	

6 広域処理に対する懸念・指摘・質問に関する主な論点と市の回答要旨

◆災害時の対応への懸念。

◆市の基本的インフラとして本市が焼却施設を保有し、市内で処理を完結すべき。

- 阪神・淡路大震災では、ほとんどの災害廃棄物を市外で処理しています。同規模の災害では、小規模な焼却施設の処理能力を大幅に超える災害廃棄物量が見込まれます。本市では焼却施設の有無に関わらず、国・県を通じて他の自治体と連携し広域処理することとなります。なお、本年1月に発生した能登半島地震で発生した災害廃棄物についても、国・県を通じた被災地と他自治体との連携により広域処理されています。
- 可燃ごみの広域処理は一般的な手法として、他自治体でも安定的に処理されています。
- 神戸市焼却施設にトラブル等が発生した場合には、神戸市と協議の上で民間企業への委託も含め、安定して市内のごみ焼却が行えるよう体制を整えます。

◆ドライバー不足や交通渋滞等への影響、大型車からの排ガスによる環境面への懸念から、大型車による神戸市への運搬には課題がある。

- 大型車への積み替え時間を短縮する運搬ローテーションと併せ、高速道路利用と車両数を絞った運搬（1日15台以内 ※例：3～4台×3～4往復）による効率化で、事故リスクと運転手の負担軽減に努めます。
- 運搬に伴う排ガスの増加を考慮しても、発電効率が高い神戸市の焼却施設でごみを焼却し、発電したほうが環境面の効果が大きくなると見込まれています。

◆広域処理をきっかけに神戸市と合併することになるのではないか。

◆本市の廃棄物行政に対する自律性が損なわれるのではないか。

- 市の合併という考えは一切ありません。
- 人口減少が進みごみ量が減少傾向にある現状においては、焼却施設の処理能力に余剰が生じ、今後さらに、その余剰の拡大が見込まれています。本市においても焼却施設を建設するといずれ、同様の状況に陥り、処理に非効率が生じごみ焼却にかかるコストが増大します。
- このたびの広域処理は、このような将来予測に基づき、将来世代の負担軽減のため未来のあるべきごみ処理施策へのアプローチとして進めているものであり、施策のビジョンとして、今後の地球環境への寄与と社会変化に対応する本市のまちづくりを見据えたものです。
- 広域処理開始後も、廃棄物行政における本市独自の基本理念や基本方針により、主体的・積極的にごみ減量化・再資源化施策の更なる推進を図ります。

◆市民への説明が不足しているのではないか。

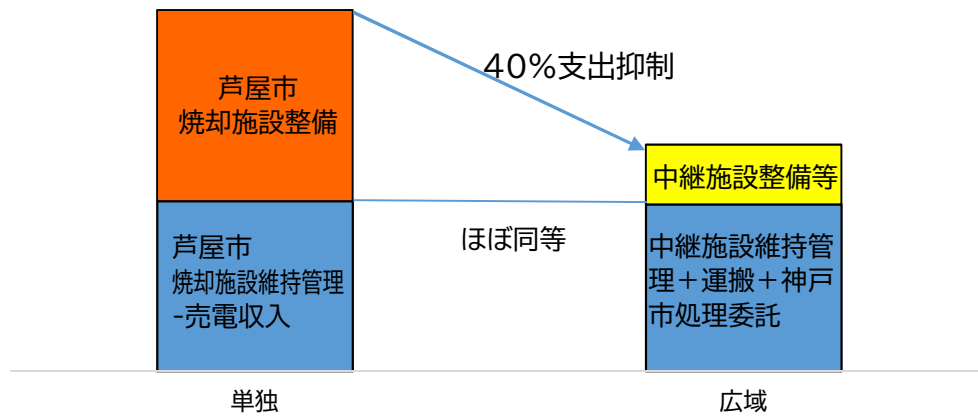
- 市の意思決定を行う上では、市民の皆さまのご意見は大変重要と考えています。これまでも市議会への報告はもとより、廃棄物減量等推進審議会、環境処理センターの近隣住民との協議会、パイプライン利用者の会、自治会連合会、市民と市長の対話集会において説明し、意見交換を行ってきたことに加え、市のホームページでもお知らせしてきたところです。
- さらに市民の皆さまへの周知とともに、施策に反映すべき意見等を事前にお聞きする目的で、このたびのパブリックコメントの手法を活用させていただいたものです。

◆神戸市への処理委託料や神戸市施設に建替え等が生じた場合の負担経費において、神戸市からの一方的請求に従うことにより不経済が生じるのではないか。

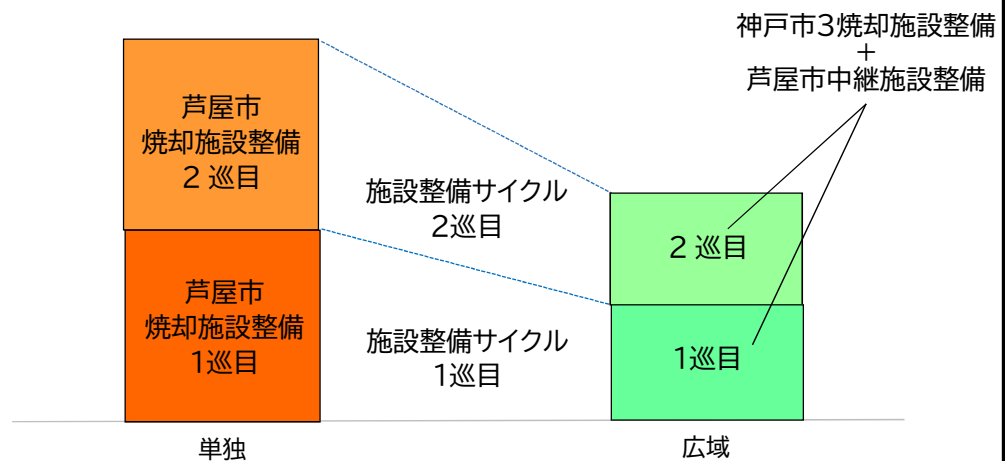
◆長期的視点においても財政的メリットが持続するのか。

- 神戸市への処理委託料は実費の考え方で整理しており、本市のごみ量に応じた焼却にかかる経費を負担するものです。
- 神戸市焼却施設の建替え等に対しても、本市のごみ量に応じた処理能力分の建設費を負担することとなります。
- 上記内容については、両市協議の上で書面にて取り決めることとしています。
- 本市が単独で焼却施設を建設し維持管理する経費と、広域処理に係る経費を比較した場合、以下のメリットにより長期的視点においても広域処理に優位性が認められます。
 - ・ 大規模な焼却施設のほうが、同じごみ量の処理に対する建設単価が安価。
 - ・ 神戸市の3つの焼却施設をそれぞれ建替えるたびに、その時点の本市のごみ量に応じた処理能力を積算しなおすことが可能。
 - ・ 上記により過剰な処理能力の施設維持の必要がなくなり、ごみ焼却にかかるコストが抑制される。

広域処理開始当初の単年度経費比較



施設整備サイクルを踏まえた長期的な経費比較(イメージ)



区 分		既存焼却施設改修による中継施設 〔別棟〕		新設による中継施設 〔合棟〕					
配置イメージ図		既存焼却施設改修による 中継施設 プラットホーム 新資源化施設 プラットホーム		新設による中継施設 プラットホーム 新資源化施設					
中 継 方 式		既存ごみピット改造方式		コンパクト・コンテナ方式		貯留排出機方式		ホッパタイプ（段差直接投入）方式	
概 要 図 及び ごみ積込方法		ごみクレーン ごみ収集車 既存ごみピット ピット投入扉 No.1,2,3 ごみクレーン 天蓋付コンテナ 脱着装置付コンテナ専用車 ピット投入扉 No.4（車両出口側） 集合新設		ごみ収集車 投入ホッパ 脱着装置付コンテナ専用車 コンテナ コンパクタ コンテナ移動装置		ごみ収集車 投入ホッパ 貯留排出機 （貯留ドラム） 大型ごみ収集車 供給装置		ごみ収集車 投入ホッパ 天蓋付コンテナ 脱着装置付コンテナ専用車他	
		ごみ収集車からごみを既存ごみピットに落とし込み。 ⇒ごみクレーンでごみを天蓋付コンテナに積込。		ごみ収集車からごみを投入ホッパに落とし込む、もしくは、 一旦ごみを降ろした後、ベルトコンベア等で投入ホッパに搬送。 ⇒投入ホッパからコンパクタ(圧縮設備)でコンテナに押込。 ⇒コンテナを脱着装置付コンテナ専用車に積載。		ごみ収集車からごみを投入ホッパに落とし込む、もしくは、 一旦ごみを降ろした後、ベルトコンベア等で投入ホッパに搬送。 ⇒投入ホッパから貯留排出機(貯留ドラム)に一時保管。 ⇒貯留排出機から大型ごみ収集車に積込。		ごみ収集車からごみを投入ホッパに落とし込む、もしくは、 一旦ごみを降ろした後、ベルトコンベア等で投入ホッパに搬送。 ⇒投入ホッパから天蓋付コンテナに積込。	
特 徴	評価項目	評価内容	結果 (※1)	評価内容	結果	評価内容	結果	評価内容	結果
	ごみの貯留性	・既存ごみピット容量に依存するため、クレーン等の機器の故障や災害時等の緊急時における貯留性は高い。	◎	・コンテナの容量・台数に依存し、貯留量が増加した場合、平面的な保管スペースが必要になる。	○	・貯留排出機の容量に依存し、また、整備時点で最大容量が決定するため、安易に容量を増やすことが困難である。	△	・コンテナの容量・台数に依存し、貯留量が増加した場合、平面的な保管スペースが必要になる。	○
	ごみの搬送能力の柔軟性	・既存ごみピット容量と搬送先(神戸市)までの輸送時間等を踏まえ施設稼働時間等を設定する必要がある。ごみ量の増加変動に柔軟に対応可能である。	◎	・稼働日数、稼働時間及び搬送先(神戸市)への輸送時間等を踏まえコンテナ台数を設定する必要がある。ごみ量の増加変動への早急な対応は困難である。	△	・稼働日数、稼働時間及び搬送先(神戸市)への輸送時間等を踏まえ大型ごみ収集車の必要台数を設定する必要がある。ごみ量の増加変動への早急な対応は困難である。	△	・稼働日数、稼働時間及び搬送先(神戸市)への輸送時間等を踏まえコンテナ台数を設定する必要がある。ごみ量の増加変動への早急な対応は困難である。	△
	臭気及び排水対策	・既存ごみピットを利用するため、広範囲での臭気及び排水対策が必要になる。	△	・局所的な臭気及び排水対策で対応可能である。	◎	・局所的な臭気及び排水対策で対応可能である。	◎	・局所的な臭気及び排水対策で対応可能である。	◎
	パイプライン施設との接続（搬送設備）	・パイプライン施設の貯留排出機からごみピットへの既存搬送設備は継続して使用が可能となる。搬送方法の検討は不要である。	◎	・パイプライン施設の貯留排出機からの搬送設備について、新たに検討・整備する必要がある。 （パイプライン施設からの搬送設備を新設し中継施設に搬送、もしくは、貯留排出機にごみ収集車を横付けし直接移し替え。）	△	・パイプライン施設の貯留排出機からの搬送設備について、新たに検討・整備する必要がある。 （パイプライン施設からの搬送設備を新設し中継施設に搬送、もしくは、貯留排出機にごみ収集車を横付けし直接移し替え。）	△	・パイプライン施設の貯留排出機からの搬送設備について、新たに検討・整備する必要がある。 （パイプライン施設からの搬送設備を新設し中継施設に搬送、もしくは、貯留排出機にごみ収集車を横付けし直接移し替え。）	△
	設備等の必要面積	・既存ごみピット内に整備するため必要面積は少ない。	◎	・コンテナの保管面積が必要となるが、高い圧縮率で貯留できるため、通常のコンテナの保管と比べ必要面積は少ない。	○	・搬入量を受入れるためには貯留排出機（貯留ドラム）が複数台必要となり、施設の必要面積が広がる。	×	・圧縮率が低い天蓋付コンテナが多数必要となり、保管のための必要面積が広がる。	×
	施設建築物	・中継施設は既存焼却施設、資源化施設は新たな施設建築物となる別棟での整備となるため、デザイン(景観等)の統一など十分な検討が必要である。	△	・中継施設と資源化施設との合棟での整備となるため、施設建築物としてのデザイン(景観等)の検討・工夫が可能である。	○	・中継施設と資源化施設との合棟での整備となるため、施設建築物としてのデザイン(景観等)の検討・工夫が可能である。	○	・中継施設と資源化施設との合棟での整備となるため、施設建築物としてのデザイン(景観等)の検討・工夫が可能である。	○
	経済性(施設整備費用)	・最も安価	◎	・高価	△	・高価	△	・安価	○
備考	・脱着装置付コンテナ専用車積込型とコンテナ車両積載型とで、運用方法が異なる。	－	・脱着装置付コンテナ専用車積込型となる。	－	・圧縮性能は大型ごみ収集車の飲み込む能力に依存する。	－	・脱着装置付コンテナ専用車積込型とコンテナ車両積載型とで、運用方法が異なる。	－	
想定供用 開始時期 (※2)		中継施設：令和12年4月、新資源化施設：令和15年4月		◎		中継施設・新資源化施設：令和15年4月		△	
施設整備期間中における外部委託処理		焼却物・資源物：必要		△		焼却物：不要、資源物：必要		○	
合計点（27点満点）		2 1 点		1 5 点		1 2 点		1 4 点	
総合評価		『既存焼却施設改修による中継施設』は既存ごみピットを活用するため、ごみ貯留性が高く、パイプライン施設との接続（搬送設備）が円滑に行え、経済性が最も良い。一方、『新設による中継施設』では臭気・排水対策は局所的な対応が可能であり、施設建築物のデザインの統一ができ、外部委託処理として焼却物は不要となるものの、早期に中継施設を供用開始することが可能で現焼却施設の維持管理・運営費用の大幅な削減も見込める『既存焼却施設改修による中継施設』を採用することとする。							

(※1) 経済性(施設整備費用)以外の項目は優れている◎3点、大きな問題はない○2点、少し問題がある△1点、大きな問題がある×0点とし、経済性(施設整備費用)の項目は最も安価◎3点、安価○2点、高価△1点として点数化しています。

(※2) 今後実施予定のメーカーアンケート結果に基づき、設計・工事等期間を含め再検討を行います。

施設計画（2/2）

[現在] 焼却施設・資源化施設	[追加検討] 中継施設・資源化施設																								
8-2 資源化施設 (1) 現状の処理について 1) 現資源化施設の概要 施設の概要を下表に示します。 表8-2-1 現施設の概要 <table><tr><th>設備</th><th>概 要</th></tr><tr><td>破碎設備</td><td>不燃性粗大ごみ用 型 式 : 二軸剪断式破碎機 NS-452S 切 断 力 : 5～8 t /5 h 破碎寸法 300mm 以下 稼 働 : 平成 4（1992）年</td></tr><tr><td>選別設備</td><td>ビン、缶選別用（供給コンベア＋選別コンベア） 速 度 : 3.8～15m/分 稼 働 : 平成 4（1992）年</td></tr><tr><td>缶圧縮設備</td><td>型 式 : カンスクイザー KC10-D3 処 理 能 力 : 10 t /8 h 稼 働 : 昭和 52（1977）年</td></tr><tr><td>切断設備</td><td>型 式 : アリゲーター式切断機 スバルジャーHS－1501 切 断 力 : 刃元 74t、刃先 13t 稼 働 日 : 平成 2（1990）年</td></tr><tr><td>ペットボトル減容施設</td><td>型 式 : 油圧圧縮梱包式 処 理 能 力 : 300kg/h 稼 働 日 : 平成 12（2000）年</td></tr></table> 2) 現資源化施設に係る課題等 ・破碎処理後の磁選機において、金属以外の布・ゴム等異物の巻き込みが見られる。 ・缶類とペットボトルの破袋処理、また、スチール缶とアルミ缶の選別処理を手作業で行っており、作業効率等が良好とは言えない。 ・搬入物のストックヤードと破碎設備等までの動線が適切に確保されておらず、作業用車両と一般搬入通行車両とが輻輳している。 ・ペットボトルは屋上（屋根無し）に貯留しているため、風等により飛散することがある。	設備	概 要	破碎設備	不燃性粗大ごみ用 型 式 : 二軸剪断式破碎機 NS-452S 切 断 力 : 5～8 t /5 h 破碎寸法 300mm 以下 稼 働 : 平成 4（1992）年	選別設備	ビン、缶選別用（供給コンベア＋選別コンベア） 速 度 : 3.8～15m/分 稼 働 : 平成 4（1992）年	缶圧縮設備	型 式 : カンスクイザー KC10-D3 処 理 能 力 : 10 t /8 h 稼 働 : 昭和 52（1977）年	切断設備	型 式 : アリゲーター式切断機 スバルジャーHS－1501 切 断 力 : 刃元 74t、刃先 13t 稼 働 日 : 平成 2（1990）年	ペットボトル減容施設	型 式 : 油圧圧縮梱包式 処 理 能 力 : 300kg/h 稼 働 日 : 平成 12（2000）年	8-2 資源化施設 (1) 現状の処理について 1) 現資源化施設の概要 施設の概要を下表に示します。 表8-2-1 現施設の概要 <table><tr><th>設備</th><th>概 要</th></tr><tr><td>破碎設備</td><td>不燃性粗大ごみ用 型 式 : 二軸剪断式破碎機 NS-452S 切 断 力 : 5～8 t /5 h 破碎寸法 300mm 以下 稼 働 : 平成 4（1992）年</td></tr><tr><td>選別設備</td><td>ビン、缶選別用（供給コンベア＋選別コンベア） 速 度 : 3.8～15m/分 稼 働 : 平成 4（1992）年</td></tr><tr><td>缶圧縮設備</td><td>型 式 : カンスクイザー KC10-D3 処 理 能 力 : 10 t /8 h 稼 働 : 昭和 52（1977）年</td></tr><tr><td>切断設備</td><td>型 式 : アリゲーター式切断機 スバルジャーHS－1501 切 断 力 : 刃元 74t、刃先 13t 稼 働 日 : 平成 2（1990）年</td></tr><tr><td>ペットボトル減容施設</td><td>型 式 : 油圧圧縮梱包式 処 理 能 力 : 300kg/h 稼 働 日 : 平成 12（2000）年</td></tr></table> 2) 現資源化施設に係る課題等 ・破碎処理後の磁選機において、金属以外の布・ゴム等異物の巻き込みが見られる。 ・缶類とペットボトルの破袋処理、また、スチール缶とアルミ缶の選別処理を手作業で行っており、作業効率等が良好とは言えない。 ・搬入物のストックヤードと破碎設備等までの動線が適切に確保されておらず、作業用車両と一般搬入通行車両とが輻輳している。 ・ペットボトルは屋上（屋根無し）に貯留しているため、風等により飛散することがある。	設備	概 要	破碎設備	不燃性粗大ごみ用 型 式 : 二軸剪断式破碎機 NS-452S 切 断 力 : 5～8 t /5 h 破碎寸法 300mm 以下 稼 働 : 平成 4（1992）年	選別設備	ビン、缶選別用（供給コンベア＋選別コンベア） 速 度 : 3.8～15m/分 稼 働 : 平成 4（1992）年	缶圧縮設備	型 式 : カンスクイザー KC10-D3 処 理 能 力 : 10 t /8 h 稼 働 : 昭和 52（1977）年	切断設備	型 式 : アリゲーター式切断機 スバルジャーHS－1501 切 断 力 : 刃元 74t、刃先 13t 稼 働 日 : 平成 2（1990）年	ペットボトル減容施設	型 式 : 油圧圧縮梱包式 処 理 能 力 : 300kg/h 稼 働 日 : 平成 12（2000）年
設備	概 要																								
破碎設備	不燃性粗大ごみ用 型 式 : 二軸剪断式破碎機 NS-452S 切 断 力 : 5～8 t /5 h 破碎寸法 300mm 以下 稼 働 : 平成 4（1992）年																								
選別設備	ビン、缶選別用（供給コンベア＋選別コンベア） 速 度 : 3.8～15m/分 稼 働 : 平成 4（1992）年																								
缶圧縮設備	型 式 : カンスクイザー KC10-D3 処 理 能 力 : 10 t /8 h 稼 働 : 昭和 52（1977）年																								
切断設備	型 式 : アリゲーター式切断機 スバルジャーHS－1501 切 断 力 : 刃元 74t、刃先 13t 稼 働 日 : 平成 2（1990）年																								
ペットボトル減容施設	型 式 : 油圧圧縮梱包式 処 理 能 力 : 300kg/h 稼 働 日 : 平成 12（2000）年																								
設備	概 要																								
破碎設備	不燃性粗大ごみ用 型 式 : 二軸剪断式破碎機 NS-452S 切 断 力 : 5～8 t /5 h 破碎寸法 300mm 以下 稼 働 : 平成 4（1992）年																								
選別設備	ビン、缶選別用（供給コンベア＋選別コンベア） 速 度 : 3.8～15m/分 稼 働 : 平成 4（1992）年																								
缶圧縮設備	型 式 : カンスクイザー KC10-D3 処 理 能 力 : 10 t /8 h 稼 働 : 昭和 52（1977）年																								
切断設備	型 式 : アリゲーター式切断機 スバルジャーHS－1501 切 断 力 : 刃元 74t、刃先 13t 稼 働 日 : 平成 2（1990）年																								
ペットボトル減容施設	型 式 : 油圧圧縮梱包式 処 理 能 力 : 300kg/h 稼 働 日 : 平成 12（2000）年																								

(2) 新資源化施設の概要

新資源化施設に整備することが考えられる各設備の概要を以下に示します。

1) 破碎設備

破碎設備は、せん断力、衝撃力及びすりつぶし力等を利用し、供給されたごみを目的に適した寸法に破碎する設備です。破碎機の種類を図8-2-1に示します。

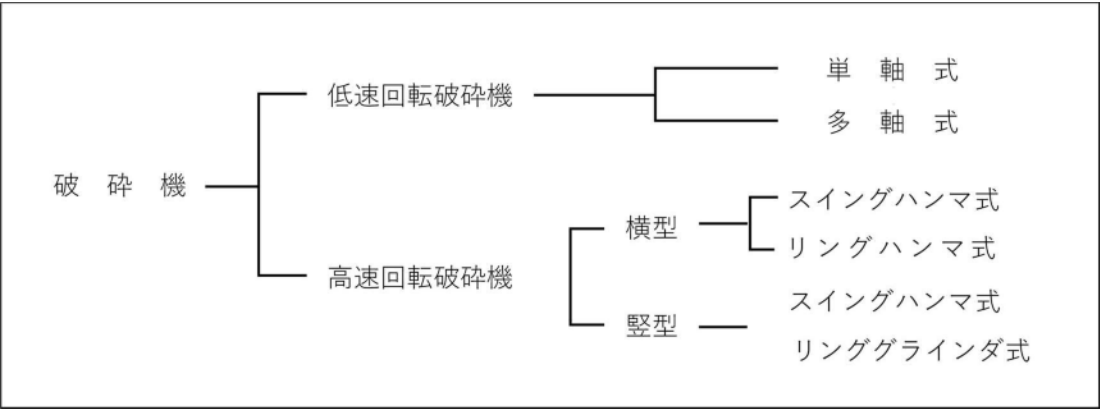


図 8-2-1 破碎機の種類

破碎機の種類によって、破碎原理、構造に違いがあり、破碎するごみの品目や、施設規模に応じた機器の選定が重要となります。

一般的な適合機種選定表を表8-2-2に示します。

表8-2-2 適合機種選定表

機種		型式	処理対象ごみ				特 記 事 項
			可燃性 粗大ごみ	不燃性 粗大ごみ	不燃物	プラス チック類	
低速回転 破碎機		単軸式	○	△	△	○	軟性物、延性物の処理に適している。
		多軸式	○	△	△	○	可燃性粗大の処理に適している。
高 速 回 転 破 碎 機	横 型	スイングハンマ式	○	○	○	△	じゅうたん、マットレス、タイヤ等の軟性物やプラスチック、フィルム等の延性物は処理が困難である。
		リングハンマ式	○	○	○	△	
	縦 型	スイングハンマ式	○	○	○	△	なお、これらの処理物は、破碎機の種類にかかわらず処理することが困難である。
		リンググラインダ式	○	○	○	△	

※ ○：適 △：一部不適

出典)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017 改訂版 P.633」公益社団法人 全国都市清掃会議 より一部加筆

(2) 新資源化施設の概要

新資源化施設に整備することが考えられる各設備の概要を以下に示します。

1) 破碎設備

破碎設備は、せん断力、衝撃力及びすりつぶし力等を利用し、供給されたごみを目的に適した寸法に破碎する設備です。破碎機の種類を図8-2-1に示します。

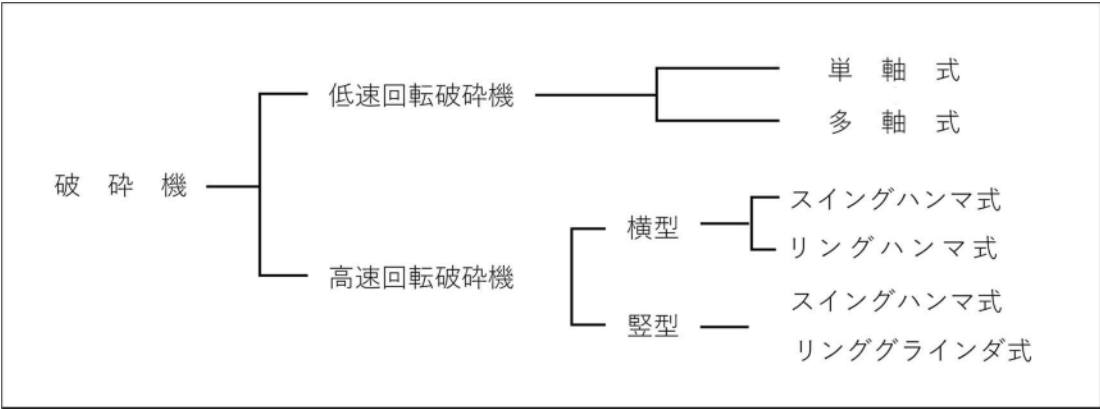


図 8-2-1 破碎機の種類

破碎機の種類によって、破碎原理、構造に違いがあり、破碎するごみの品目や、施設規模に応じた機器の選定が重要となります。

一般的な適合機種選定表を表8-2-2に示します。

表8-2-2 適合機種選定表

機種		型式	処理対象ごみ				特 記 事 項
			可燃性 粗大ごみ	不燃性 粗大ごみ	不燃物	プラス チック類	
低速回転 破碎機		単軸式	○	△	△	○	軟性物、延性物の処理に適している。
		多軸式	○	△	△	○	可燃性粗大の処理に適している。
高 速 回 転 破 碎 機	横 型	スイングハンマ式	○	○	○	△	じゅうたん、マットレス、タイヤ等の軟性物やプラスチック、フィルム等の延性物は処理が困難である。
		リングハンマ式	○	○	○	△	
	縦 型	スイングハンマ式	○	○	○	△	なお、これらの処理物は、破碎機の種類にかかわらず処理することが困難である。
		リンググラインダ式	○	○	○	△	

※ ○：適 △：一部不適

出典)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017 改訂版 P.633」公益社団法人 全国都市清掃会議 より一部加筆

ア 各破碎機の概要

(ア)低速回転破碎機

低速回転破碎機は、低速回転する回転刃と固定刃又は複数の回転刃の間でのせん断作用により破碎し、回転軸が一軸の単軸式と回転軸が複数軸の多軸式に分類できます。
各方式の概要を表 8-2-3 に示します。

表 8-2-3 各方式の概要（低速回転破碎機）

項目	単軸式	多軸式
概略図		
内容	・ 回転軸外周面に何枚かの刃を有し回転することによって、固定刃との間で次々とせん断作用を行うものである。 ・ 下部にスクリーンを備え、粒度をそろえて排出する構造のもので、効率よく破碎するために押し込み装置を有する場合がある。 ・ 軟質物、延性物の処理や細破碎処理に多く使用され、多量の処理や不特定な質のごみの処理には適さないことがある。	・ 平行して設けられた回転軸相互の切断刃で、被破碎物をせん断する。強固な被破碎物が噛込んだ場合等には、自動的に一時停止後、反転し、正転・逆転を繰返し破碎するよう配慮されているものが多い。 ・ 繰返し破碎でも処理できない場合、破碎部より自動的に排出する機能を有するものもある。 ・ 各軸の回転数をそれぞれ変えて、せん断効果を向上している場合が多い。

出典)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.635・636」公益社団法人 全国都市清掃会議

(イ)高速回転破碎機

高速回転破碎機は、高速回転するロータにハンマ状のものを取り付け、これとケーシングに固定した衝突板やバーとの間で、ごみを衝撃、せん断又はすりつぶし作用により破碎するものであり、ロータ軸の設置方向により横型と縦型に分類できます。
各方式の概要を表 8-2-4 に示します。

ア 各破碎機の概要

(ア)低速回転破碎機

低速回転破碎機は、低速回転する回転刃と固定刃又は複数の回転刃の間でのせん断作用により破碎し、回転軸が一軸の単軸式と回転軸が複数軸の多軸式に分類できます。
各方式の概要を表 8-2-3 に示します。

表 8-2-3 各方式の概要（低速回転破碎機）

項目	単軸式	多軸式
概略図		
内容	・ 回転軸外周面に何枚かの刃を有し回転することによって、固定刃との間で次々とせん断作用を行うものである。 ・ 下部にスクリーンを備え、粒度をそろえて排出する構造のもので、効率よく破碎するために押し込み装置を有する場合がある。 ・ 軟質物、延性物の処理や細破碎処理に多く使用され、多量の処理や不特定な質のごみの処理には適さないことがある。	・ 平行して設けられた回転軸相互の切断刃で、被破碎物をせん断する。強固な被破碎物が噛込んだ場合等には、自動的に一時停止後、反転し、正転・逆転を繰返し破碎するよう配慮されているものが多い。 ・ 繰返し破碎でも処理できない場合、破碎部より自動的に排出する機能を有するものもある。 ・ 各軸の回転数をそれぞれ変えて、せん断効果を向上している場合が多い。

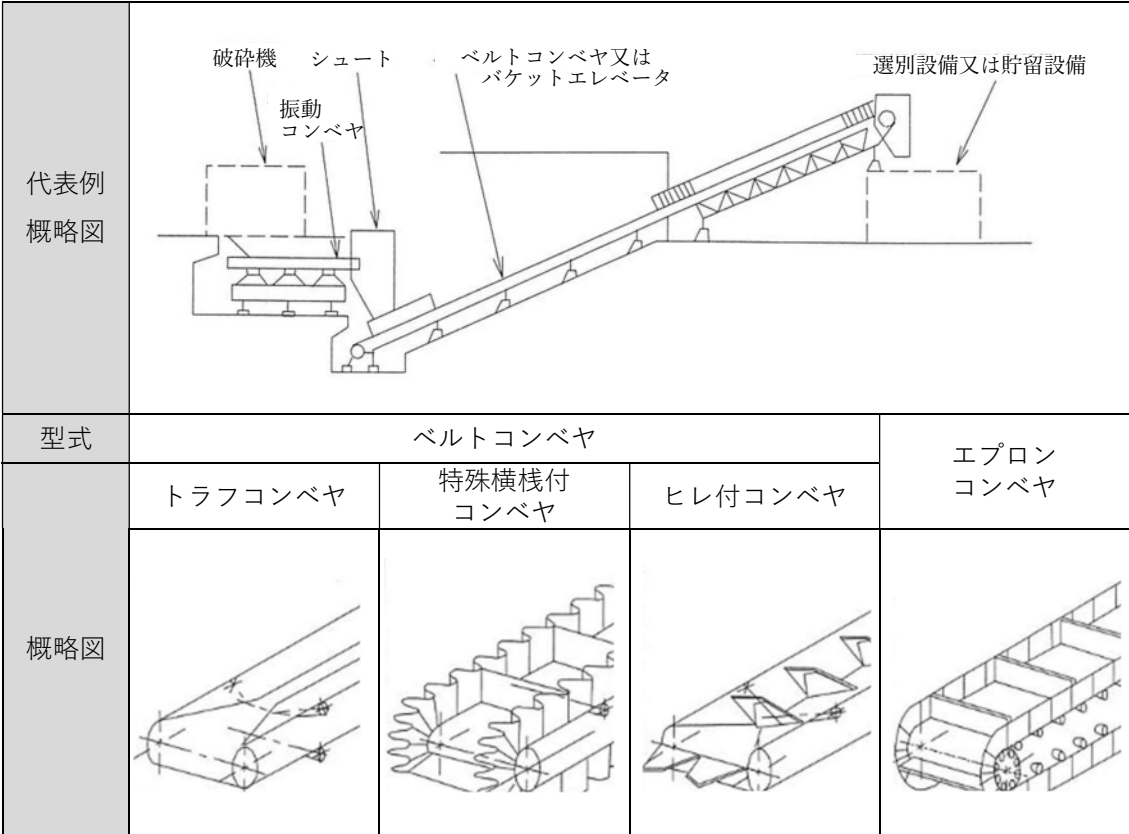
出典)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.635・636」公益社団法人 全国都市清掃会議

(イ)高速回転破碎機

高速回転破碎機は、高速回転するロータにハンマ状のものを取り付け、これとケーシングに固定した衝突板やバーとの間で、ごみを衝撃、せん断又はすりつぶし作用により破碎するものであり、ロータ軸の設置方向により横型と縦型に分類できます。
各方式の概要を表 8-2-4 に示します。

表 8-2-4 各方式の概要（高速回転破砕機）			表 8-2-4 各方式の概要（高速回転破砕機）		
項目		横型破砕機	項目		縦型破砕機
破砕機構		・破砕作用は、カッターバーとハンマ間で一次せん断、衝撃破砕を行う。 ・グレートバーとハンマ間ですりつぶす。	破砕機構		・破砕作用は、切断ハンマで一次の切断破砕を行う。 ・ハンマと側面ライナですりつぶす。
動力伝達機構		・主軸は、両端支持である。	動力伝達機構		・主軸は、一端（下端）のみのものと、上下両端支持のものがある。 ・垂直方向のスラスト荷重がかかるため構造が複雑になり、軸受の耐久性の点で不利である。
処理能力と所要出力		・破砕粒度が大きく、機内の滞留時間が短いので処理量が多い。 ・所要出力に対して処理能力が大きい。	処理能力と所要出力		・破砕粒度が大きく、機内の滞留時間が短いので処理量が多い。 ・所要出力に対して処理能力が大きい。
破砕特性	破砕形状	・破砕形状は粗く、不均一になりやすい。	破砕特性	破砕形状	・破砕形状は粗く、不均一になりやすい。
	粒度調整	・カッターバー、グレートバー、スクリーン等の位置及び間隔調整により、粒度調整は容易である。		粒度調整	・カッターバー、グレートバー、スクリーン等の位置及び間隔調整により、粒度調整は容易である。
	金属の破砕効果(1)	・金属の破砕後の形状は扁平となり、比重が小さいため、圧縮処理が必要である。 比重は鉄類 0.3 t/m ³ アルミ 0.09 t/m ³		金属の破砕効果(1)	・金属の破砕後の形状は扁平となり、比重が小さいため、圧縮処理が必要である。 比重は鉄類 0.3 t/m ³ アルミ 0.09 t/m ³
	金属の破砕効果(2)	・形状が扁平であるため、面接触となり、磁力選別効果が優れている。		金属の破砕効果(2)	・形状が扁平であるため、面接触となり、磁力選別効果が優れている。
排出部の機構	ごみの詰まり	・破砕後直ちに下方へ排出されるため、ごみが詰まりにくい。	排出部の機構	ごみの詰まり	・破砕後直ちに下方へ排出されるため、ごみが詰まりにくい。
	振動コンベヤ	・設備によっては、振動コンベヤにより定量送りが可能である。		振動コンベヤ	・設備によっては、振動コンベヤにより定量送りが可能である。
破砕機の振動		・破砕力が垂直に働くため、振動が大きくなり、機器の基礎を強固にする必要がある。	破砕機の振動		・破砕力が垂直に働くため、振動が大きくなり、機器の基礎を強固にする必要がある。
破砕機の騒音		・方式による大きな差はないが、後段に振動コンベアが付属するため全体では大きくなる。	破砕機の騒音		・方式による大きな差はないが、後段に振動コンベアが付属するため全体では大きくなる。
保守点検	ハンマの交換	・一般的に、上部カバーを外すとハンマ全体の上半分が露出する。 ・両端のディスクにはめ込んでいるピン（水平軸）を抜き取ることで、ハンマを1枚ずつ上部より取り出す。 ・全体が同時に見えるので、ハンマの交換作業及びハンマ点検は、比較的容易で安全に行うことができる。 ・保守点検については、縦型に比べ、比較的容易であるとともに安全上優れている。	保守点検	ハンマの交換	・一般的に、上部カバーを外すとハンマ全体の上半分が露出する。 ・両端のディスクにはめ込んでいるピン（水平軸）を抜き取ることで、ハンマを1枚ずつ上部より取り出す。 ・全体が同時に見えるので、ハンマの交換作業及びハンマ点検は、比較的容易で安全に行うことができる。 ・保守点検については、縦型に比べ、比較的容易であるとともに安全上優れている。
	軸受の点検・交換	・軸受がケースの外部にあるため、点検、交換は縦型に比べて容易である。		軸受の点検・交換	・軸受がケースの外部にあるため、点検、交換は縦型に比べて容易である。
爆発対応		・破砕物がロータ回転部から供給口へはね出ないように、ケーシングの開口高さを押さえているため、爆発の際のガスの逃げ口が小さくなり、危険が伴いやすい。 ・一般的には、供給フィーダが上部に設けられるため、爆風が上部に排出されにくく、ほとんど下方に広がり室内爆発を起こしやすい。	爆発対応		・破砕物ははね出しは、ケース側面にぶつかるので、供給物の妨げにならず、投入口から供給物がはね出ない。このため、供給口の上部を大きい開口にできるので、ガスがたまりにくく、爆発の際には大きな開口部から真上に排出される。このため、横型と比較して安全である。
ハンマの摩耗度		・一般的なハンマの周速 50～55m/ sec ・縦型よりは多少寿命は長い（材質によって異なる。）。	ハンマの摩耗度		・一般的なハンマの周速 50～55m/ sec ・縦型よりは多少寿命は長い（材質によって異なる。）。
破砕後の金属類の資源価値		・搬出時の形状は、圧縮成成品となり、不純物の除去が難しい状態であるため、資源価値は縦型と比較してやや劣る。	破砕後の金属類の資源価値		・搬出時の形状は、塊状のパラ搬出であるため、異物の除去が比較的時間なため、資源価値は横型より高い。

イ 導入設備の検討 破砕設備については、低速回転破砕機で一次破砕を、高速回転破砕機で二次破砕を行う方法と高速回転破砕機のみで処理する方法があります。 低速回転破砕機を採用する場合は、多種多様なごみ質に対応できる多軸式回転破砕機が適していると考えられます。 破砕機の組み合わせ及び採用する高速回転破砕機については、メーカー提案内容を踏まえて決定します。 2) 搬送設備 ア 主要設備構成 搬送設備は、処理対象物を搬送するコンベヤやシュート等から構成されます。 イ 導入設備の検討方針 導入設備の検討に当たっては、破砕搬送物の種類、形状や寸法等を考慮するとともに飛散、ブリッジや落下等が生じない構造とします。また、粉じん、騒音や振動についても考慮し、可能な限り外部に影響を及ぼさない設備を導入します。 ウ 搬送方式の一例 主な搬送方式には、コンベヤ及びシュートがあります。 コンベヤには搬送物の形状に応じ、ベルトコンベヤやエプロンコンベヤ等があります。高速回転式破砕機を設置する場合は、破砕物がハンマ等に打たれて出口から勢いよく飛び出ることがあるため、機械的強度の検討や施設配置に配慮が必要です。 また、破砕処理物からの発火による火災を想定し、破砕機の後段に設置するコンベヤは難燃性素材とする配慮も必要です。 シュートは処理物が多種多様であることから、搬送中の挙動も多様であり、破砕により体積が増大する処理物（畳や布団等）もあるため容積計画には特に注意が必要です。 搬送設備の代表例及び概略図を図 8-2-2 に示します。	イ 導入設備の検討 破砕設備については、低速回転破砕機で一次破砕を、高速回転破砕機で二次破砕を行う方法と高速回転破砕機のみで処理する方法があります。 低速回転破砕機を採用する場合は、多種多様なごみ質に対応できる多軸式回転破砕機が適していると考えられます。 破砕機の組み合わせ及び採用する高速回転破砕機については、メーカー提案内容を踏まえて決定します。 2) 搬送設備 ア 主要設備構成 搬送設備は、処理対象物を搬送するコンベヤやシュート等から構成されます。 イ 導入設備の検討方針 導入設備の検討に当たっては、破砕搬送物の種類、形状や寸法等を考慮するとともに飛散、ブリッジや落下等が生じない構造とします。また、粉じん、騒音や振動についても考慮し、可能な限り外部に影響を及ぼさない設備を導入します。 ウ 搬送方式の一例 主な搬送方式には、コンベヤ及びシュートがあります。 コンベヤには搬送物の形状に応じ、ベルトコンベヤやエプロンコンベヤ等があります。高速回転式破砕機を設置する場合は、破砕物がハンマ等に打たれて出口から勢いよく飛び出ることがあるため、機械的強度の検討や施設配置に配慮が必要です。 また、破砕処理物からの発火による火災を想定し、破砕機の後段に設置するコンベヤは難燃性素材とする配慮も必要です。 シュートは処理物が多種多様であることから、搬送中の挙動も多様であり、破砕により体積が増大する処理物（畳や布団等）もあるため容積計画には特に注意が必要です。 搬送設備の代表例及び概略図を図 8-2-2 に示します。
--	--



出典)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.638」公益社団法人 全国都市清掃会議

図 8-2-2 搬送設備の代表例及び概略図

3) 選別設備

ア 主要設備構成

選別設備は、ごみを有価物、可燃物等に選別する設備で、各種の選別機とコンベヤなどの各種運送機器から構成されており、破袋機、除袋機を設置することもあります。

イ 導入設備の検討

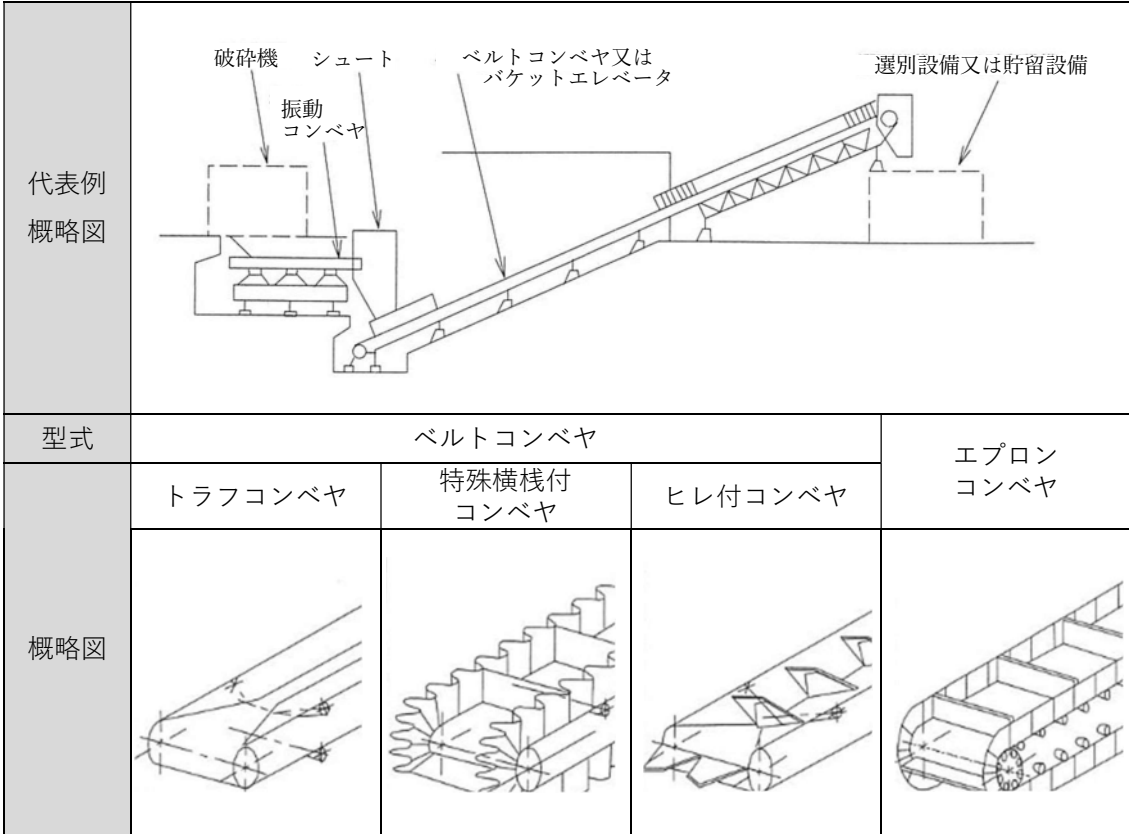
(ア)選別機

選別機の種類は、回収物をどのように種別して分離するか、またその純度や回収率の要求などを考慮して検討する必要があります。

選別の精度は各選別物の特性により、複数の選別機を組み合わせることにより向上しますが、経済性等選別の目的に合った精度の設定、機種を選定が重要です。

選別機は、選別の原理によって、ふるい分け型、比重差型、電磁波型、磁気型、渦電流型に大きく分類されます。

選別機の分類を表 8-2-5 に示します。



出典)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.638」公益社団法人 全国都市清掃会議

図 8-2-2 搬送設備の代表例及び概略図

3) 選別設備

ア 主要設備構成

選別設備は、ごみを有価物、可燃物等に選別する設備で、各種の選別機とコンベヤなどの各種運送機器から構成されており、破袋機、除袋機を設置することもあります。

イ 導入設備の検討

(ア)選別機

選別機の種類は、回収物をどのように種別して分離するか、またその純度や回収率の要求などを考慮して検討する必要があります。

選別の精度は各選別物の特性により、複数の選別機を組み合わせることにより向上しますが、経済性等選別の目的に合った精度の設定、機種を選定が重要です。

選別機は、選別の原理によって、ふるい分け型、比重差型、電磁波型、磁気型、渦電流型に大きく分類されます。**なお、アルミ選別機を整備するとともに、各所に風力選別機を導入して純度や回収率の向上を図ります。**

選別機の分類を表 8-2-5 に示します。

表 8-2-5 選別機の種類

型 式		原 理	使用目的
ふるい分け型	振動式	粒度	破碎物の粒度別分離と整粒
	回転式		
	ローラ式		
比重差型	風力式	比重	重・中・軽量又は重・軽量別分離
	複合式	形状	寸法の大・小と重・軽量別分離
電磁波型	X線式	材料 特性	P E TとP V C等の分離
	近赤外線式		プラスチック等の材質別分離
	可視光線式		ガラス製容器等の色・形状選別
磁気型	吊下げ式	磁力	鉄分の分離
	ドラム式		
	プーリ式		
渦電流型	永久磁石回転式	渦電流型	非鉄金属の分離
	リニアモータ式		

出典)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.639」公益社団法人 全国都市清掃会議

(イ)破袋・除袋機

破袋・除袋機は、袋収集された処理対象物を効率的に回収することを目的に設置され、収集袋の破袋及び除袋を行う設備です。作業の効率化を目的に、びん類、プラスチック使用製品廃棄物、缶類及びペットボトル系列において、破袋・除袋機を整備します。

4) 再生設備

再生設備は、選別した有価物を加工することで、輸送や再利用を容易にする設備です。

輸送を容易にする圧縮設備には、金属プレス機、ペットボトル圧縮梱包機、プラスチック使用製品廃棄物圧縮梱包機が考えられます。

5) 貯留・搬出設備

貯留・搬出設備は、破碎・選別・圧縮されたごみ及び有価物を一時貯留、搬出する設備で、処理量と搬出量を考慮し、円滑に貯留・搬出できる構造にする必要があります。

破碎・選別・圧縮されたごみ及び有価物の一般的な貯留方法には、一般的に貯留バンカ方式、ストックヤード方式、コンテナ方式があります。

各設備の概要を表8-2-6に示します。

表 8-2-5 選別機の種類

型 式		原 理	使用目的
ふるい分け型	振動式	粒度	破碎物の粒度別分離と整粒
	回転式		
	ローラ式		
比重差型	風力式	比重	重・中・軽量又は重・軽量別分離
	複合式	形状	寸法の大・小と重・軽量別分離
電磁波型	X線式	材料 特性	P E TとP V C等の分離
	近赤外線式		プラスチック等の材質別分離
	可視光線式		ガラス製容器等の色・形状選別
磁気型	吊下げ式	磁力	鉄分の分離
	ドラム式		
	プーリ式		
渦電流型	永久磁石回転式	渦電流型	非鉄金属の分離
	リニアモータ式		

出典)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.639」公益社団法人 全国都市清掃会議

(イ)破袋・除袋機

破袋・除袋機は、袋収集された処理対象物を効率的に回収することを目的に設置され、収集袋の破袋及び除袋を行う設備です。作業の効率化を目的に、びん類、プラスチック使用製品廃棄物、缶類及びペットボトル系列において、破袋・除袋機を整備します。

4) 再生設備

再生設備は、選別した有価物を加工することで、輸送や再利用を容易にする設備です。

輸送を容易にする圧縮設備には、金属プレス機、ペットボトル圧縮梱包機、プラスチック使用製品廃棄物圧縮梱包機が考えられます。

5) 貯留・搬出設備

貯留・搬出設備は、破碎・選別・圧縮されたごみ及び有価物を一時貯留、搬出する設備で、処理量と搬出量を考慮し、円滑に貯留・搬出できる構造にする必要があります。

破碎・選別・圧縮されたごみ及び有価物の一般的な貯留方法には、一般的に貯留バンカ方式、ストックヤード方式、コンテナ方式があります。

各設備の概要を表8-2-6に示します。

表 8-2-6 貯留設備の概要	
方式	概要
貯留バンカ方式	・一般に鋼板製溶接構造である。 ・ブリッジが発生しないよう、下部の傾斜角度や開口部寸法、扉とその開閉方式に配慮が必要である。 ・粉じんが発生しやすいため、バンカを専用の室内に設ける、集じん用フードを設け集じんを行う、防じん用の散水装置等を設ける等、発じん防止の工夫が必要である。 ・リチウムイオン電池等による火災発生に対して、火災防止対策として散水装置等の消火設備を設ける必要がある。
ストックヤード方式	・一般にコンクリート構造である。 ・壁で仕切られた空間にごみを貯留する。 ・建屋そのものが貯留空間として使用できるため、貯留容量を大きくできるが、搬出車への直接積み込みができないため、荷積用のショベルローダーやフォークリフトが必要となる。 ・発じん防止と火災防止に関しては、貯留バンカ方式と同様の配慮が必要である。 ・ショベルローダーによる床の損傷対策を取ることが必要な場合がある。 ・発火性の資源物処理（スプレー缶、リチウムイオン電池及びライター）装置の設置を検討する。
コンテナ方式	・破碎可燃をコンテナに一時貯留してごみピットに排出する方式

6) 集じん・脱臭設備

集じん・脱臭設備は、施設より発生する粉じん、悪臭を除去する設備で、良好な作業環境及び周辺環境を維持します。集じん器には様々な形式がありますが、通常は遠心力集じん器、ろ過式集じん器又はこれらを併用して用います。

脱臭設備は、通常活性炭を利用したものを用います。

7) 給水設備

給水設備の詳細については、施設の整備内容に合わせて検討します。

8) 排水処理設備

新資源化施設で発生する排水については、新ごみ焼却施設で発生する排水と併せて無機系排水処理装置及び有機系排水処理装置で処理を行い、施設内で再利用します。

表 8-2-6 貯留設備の概要	
方式	概要
貯留バンカ方式	・一般に鋼板製溶接構造である。 ・ブリッジが発生しないよう、下部の傾斜角度や開口部寸法、扉とその開閉方式に配慮が必要である。 ・粉じんが発生しやすいため、バンカを専用の室内に設ける、集じん用フードを設け集じんを行う、防じん用の散水装置等を設ける等、発じん防止の工夫が必要である。 ・リチウムイオン電池等による火災発生に対して、火災防止対策として散水装置等の消火設備を設ける必要がある。
ストックヤード方式	・一般にコンクリート構造である。 ・壁で仕切られた空間にごみを貯留する。 ・建屋そのものが貯留空間として使用できるため、貯留容量を大きくできるが、搬出車への直接積み込みができないため、荷積用のショベルローダーやフォークリフトが必要となる。 ・発じん防止と火災防止に関しては、貯留バンカ方式と同様の配慮が必要である。 ・ショベルローダーによる床の損傷対策を取ることが必要な場合がある。 ・発火性の資源物処理（スプレー缶、リチウムイオン電池及びライター）装置の設置を検討する。
コンテナ方式	・破碎可燃をコンテナに一時貯留してごみピットに排出する方式

6) 集じん・脱臭設備

集じん・脱臭設備は、施設より発生する粉じん、悪臭を除去する設備で、良好な作業環境及び周辺環境を維持します。集じん器には様々な形式がありますが、通常は遠心力集じん器、ろ過式集じん器又はこれらを併用して用います。

脱臭設備は、通常活性炭を利用したものを用います。

7) 給水設備

給水設備の詳細については、施設の整備内容に合わせて検討します。

8) 排水処理設備

新資源化施設で発生する排水については、無機系排水処理装置及び有機系排水処理装置で処理を行い、施設内で再利用します。

計画目標年次

〔現在〕焼却施設・資源化施設	〔追加検討〕中継施設・資源化施設
4 計画目標年次 4-1 計画目標年次 施設整備に関する計画目標年次については、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて（環廃対発第 031215002 平成 15（2003）年 12 月 15 日）『計画目標年次は、施設の稼働予定年度の七年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の他の廃棄物処理施設の整備計画等を勘案して定めた年度とする。』」を参考として設定します。 したがって、稼働年度より 7 年間で計画処理対象ごみ量が最大となるのは、新資源化施設では資源系(選別・圧縮系)は稼働開始予定年度の令和 9（2027）年度、粗大ごみ(破碎・選別系)は稼働開始から 5 年目の令和 13（2031）年度、新ごみ焼却施設では稼働開始予定年度の令和 15（2033）年度となります。新資源化施設としての目標年次は令和 9（2027）年度とします。 基本計画では新資源化施設は令和 9（2027）年度、新ごみ焼却施設は令和 15（2033）年度をそれぞれ施設整備の計画目標年次とします。 なお、計画目標年次については、今後の検討（メーカーアンケートを含めて）に伴って決定することとします。 【計画目標年次】 資源化施設：令和 9（2027）年度 資源系（選別・圧縮系） 最大処理年度：令和 9（2027）年度 粗大ごみ(破碎・選別系) 最大処理年度：令和 13（2031）年度 ごみ焼却施設：令和 15（2033）年度	計画目標年次 （1）計画目標年次 施設整備に関する計画目標年次については、「循環型社会形成推進交付金に係る施設規模について（環循適発第 24032920 号 令和 6 年 3 月 29 日）」において、『計画目標年次は、施設の稼働予定年度の 7 年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の他の廃棄物処理施設の整備計画等を勘案して定めた年度とする。』とあり、これに基づいて設定します。 資源化施設については、稼働年度より 7 年間で計画処理対象ごみ量が最大となるのは、稼働開始予定年度の令和 15（2033）年度、燃やすごみを対象とする中継施設については、令和 12（2030）年度となります。 基本計画では、資源化施設は令和 15（2033）年度、中継施設は令和 12（2030）年度をそれぞれ施設整備の計画目標年次とします。 【計画目標年次】 資源化施設：令和 15（2033）年度 中継施設：令和 12（2030）年度

計画処理量

〔現在〕 焼却施設・資源化施設				〔追加検討〕 中継施設・資源化施設			
5-2 計画処理量（ケース 2：プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合） 計画目標年次における処理対象ごみ量は以下のとおりです。 なお、プラスチック使用製品廃棄物については、資源化処理に取り組むものとして「計画処理量」の検討を行いました。 プラスチック使用製品廃棄物の回収開始年度をごみ焼却施設の稼働年度である令和 15（2033）年度と想定、回収量はプラスチックごみ排出状況調査の結果から想定しました。 (1) 資源化施設 表 5-2-1 処理対象ごみ量（資源化施設）				5-2 計画処理量 計画目標年次における処理対象ごみ量は以下のとおりです。 なお、プラスチック使用製品廃棄物については、資源化処理に取り組むものとして「計画処理量」の検討を行いました。 プラスチック使用製品廃棄物の回収開始年度を資源化施設の稼働年度である令和 15（2033）年度と想定、回収量はプラスチックごみ排出状況調査の結果から想定しました。 (1) 資源化施設 表 5-2-1 処理対象ごみ量（資源化施設）			
ごみの種類		処理対象量	備 考	ごみの種類		処理対象量	備 考
資源系 (選別・圧縮系)	缶	152 t/年	・計画目標年次：令和 9（2027）年度 ・将来ごみ排出量の選別・圧縮処理対象量より	資源系 (選別・圧縮系)	缶	146 t/年	・計画目標年次：令和 15（2033）年度 ・将来ごみ排出量の選別・圧縮処理対象量より
	ペットボトル	229 t/年			ペットボトル	221 t/年	
	ビン	756 t/年			ビン	727 t/年	
	プラスチック使用製品 廃棄物	1,132 t/年	・将来ごみ排出量の稼働後 7 年以内で最大選別・選別処理対象量より（令和 15（2033）年度回収開始年度）	プラスチック使用製品 廃棄物	1,280 t/年	・将来ごみ排出量の稼働後 7 年以内で最大選別・選別処理対象量より（令和 21（2039）年度）	
	合計	2,269 t/年	—	合計	2,374 t/年	—	
粗大ごみ (破碎・選別系)	粗大ごみ （一時多量ごみを含む）	409 t/年	・将来ごみ排出量の破碎・選別処理対象量より（令和 13（2031）年度）	粗大ごみ (破碎・選別系)	粗大ごみ （一時多量ごみを含む）	402 t/年	・将来ごみ排出量の破碎・選別処理対象量より（令和 15（2033）年度）
	その他燃やさないごみ	1,403 t/年			その他燃やさないごみ	1,391 t/年	
	合計	1,812 t/年	—		合計	1,793 t/年	—
「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」より				「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」より			
(2) 資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード） 表 5-2-2 保管対象ごみ量（資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード））				(2) 資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード） 表 5-2-2 保管対象ごみ量（資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード））			
ごみの種類（資源ごみ）		保管対象量	備 考	ごみの種類（資源ごみ）		保管対象量	備 考
受入 ヤード	缶【混合】	152 t/年	【缶、ペットボトル、ビン、紙資源、小型家電】 ・計画目標年次：令和 9（2027）年度 ・将来ごみ排出量の資源化物量より ・缶【成形品】に関するアルミ、スチールは、過去の実績（H30～R3）の比率から案分【プラスチック使用製品廃棄物】 ・稼働後 7 年以内最大処理量：令和 15（2033）年度（回収開始年度） 【粗大ごみ＋その他燃やさないごみ】 ・稼働後 7 年以内最大処理量：令和 13（2031）年度	受入 ヤード	缶【混合】	146 t/年	【缶、ペットボトル、ビン、紙資源、小型家電】 ・計画目標年次：令和 15（2033）年度 ・将来ごみ排出量の資源化物量より ・缶【成形品】に関するアルミ、スチールは、過去の実績（H30～R3）の比率から案分【プラスチック使用製品廃棄物】 ・稼働後 7 年以内最大処理量：令和 21（2039）年度 【粗大ごみ＋その他燃やさないごみ】 ・計画目標年次：令和 15（2033）年度
	ペットボトル	229 t/年			ペットボトル	221t/年	
	ビン	756 t/年			ビン	727 t/年	
	プラスチック使用製品 廃棄物	1,132 t/年			プラスチック使用製品 廃棄物	1,280 t/年	
	粗大ごみ	409 t/年			粗大ごみ	402 t/年	
	紙資源	73 t/年			紙資源	72 t/年	
	その他燃やさないごみ	1,403 t/年			その他燃やさないごみ	1,391 t/年	

貯留 ヤード	缶【成形品】	122 t/年 【内訳】 アルミ：58 t/年 スチール：64 t/年	
	ペットボトル【成形品】	183 t/年	
	ビン	516 t/年	
	プラスチック使用製品 廃棄物【成形品】	906 t/年	
	金属類	184 t/年	
	小型家電	58 t/年	
	「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」を元に算出		
(3) ごみ焼却施設			
燃やすごみについては、プラスチック使用製品廃棄物を分別収集する場合の値となります。			
選別残渣等については、プラスチック使用製品廃棄物の処理に伴う残渣を含む値となります。			
表 5-2-3 処理対象ごみ量（ごみ焼却施設）			
ごみの種類		処理対象量	備 考
燃やすごみ （植木剪定ごみを含む）		19,481 t/年	・計画目標年次：令和 15（2033）年度 ・将来ごみ排出量の焼却処理対象量より
選別残渣等		2,088 t/年	
合 計		21,569 t/年	—
「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」を元に算出			

貯留 ヤード	缶【成形品】	117 t/年 【内訳】 アルミ：56 t/年 スチール：61 t/年	
	ペットボトル【成形品】	177 t/年	
	ビン	496 t/年	
	プラスチック使用製品 廃棄物【成形品】	1,024t/年	
	金属類	177 t/年	
	小型家電	56 t/年	
	「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」を元に算出		
(3) 中継施設			
燃やすごみについては、中継処理を開始する令和 12（2030）年度の値となります。			
選別残渣等については、プラスチック使用製品廃棄物の選別処理に伴う残渣を含む値となります。			
表 5-2-3 処理対象ごみ量（中継施設）			
ごみの種類		処理対象量	備 考
燃やすごみ （植木剪定ごみを含む）		19,893 t/年	・計画目標年次：令和 12（2030）年度 ・将来ごみ排出量の焼却処理対象量より
選別残渣等		2,043 t/年	
合 計		21,936 t/年	—
「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」を元に算出			

施設規模

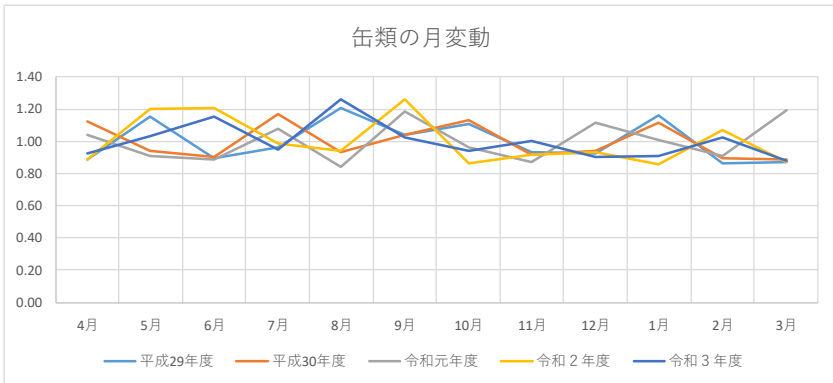
〔現在〕焼却施設・資源化施設	〔追加検討〕中継施設・資源化施設
6-2 施設規模（ケース 2：プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合） (1) 資源化施設 資源化施設に関する施設規模については、以下の算定式に基づき算出しました。 【施設規模算定式】 施設の計画処理量の決定は、計画目標年次における計画処理区域内の月最大処理量の日量換算値とし、計画年間日平均処理量に計画月最大変動係数を乗じて求めた値で行い、これに施設の稼働体制（1 日の実運転時間、週、月、年間の運転日数等）や、既存施設があればその能力を差引く等、各種条件を合理的に勘案して施設規模を決定する。 出典）「ごみ処理施設構造指針解説」（公益社団法人 全国都市清掃会議 昭和 62 年 8 月 25 日） 施設規模＝(計画一人一日平均排出量×計画収集人口＋計画直接搬入量) ÷実稼働率×計画月最大変動係数 ＝計画年間日平均処理量÷実稼働率×計画月最大変動係数 ●計画年間日平均処理量＝一人一日あたり処理量目標（計画一人一日平均排出量） ●計画収集人口＝推計人口（芦屋市将来推計人口結果） ●実稼働率（0.663）＝（365 日－年間停止日数）÷ 365 日 年間停止日数（123 日）：土日休み（年 52 週×2 日）＋祝日休み（元日を除く年 15 日）＋年末年始（年 4 日） ●計画月最大変動係数＝1.15 「ごみ処理施設構造指針解説」では、計画月最大変動係数は、計画目標年次における月最大変動係数であって、過去 5 年以上の収集量の実績を基礎として算定するものと記されています。なお、過去の収集実績が明らかでない場合は、計画月最大変動係数は 1.15 を標準とすることとされています。	施設規模 (1) 資源化施設 資源化施設に関する施設規模については、以下の算定式に基づき算出しました。 【施設規模算定式】 施設の計画処理量の決定は、計画目標年次における計画処理区域内の月最大処理量の日量換算値とし、計画年間日平均処理量に計画月最大変動係数を乗じて求めた値で行い、これに施設の稼働体制（1 日の実運転時間、週、月、年間の運転日数等）や、既存施設があればその能力を差引く等、各種条件を合理的に勘案して施設規模を決定する。 出典）「ごみ処理施設構造指針解説」（公益社団法人 全国都市清掃会議 昭和 62 年 8 月 25 日） 施設規模＝(計画一人一日平均排出量×計画収集人口＋計画直接搬入量) ÷実稼働率×計画月最大変動係数 ＝計画年間日平均処理量÷実稼働率×計画月最大変動係数 ●計画年間日平均処理量＝一人一日あたり処理量目標（計画一人一日平均排出量） ●計画収集人口＝推計人口（芦屋市将来推計人口結果） ●実稼働率（0.85）＝（365 日－年間停止日数）÷ 365 日 年間停止日数（56 日）：日休み（年 52 週×1 日）＋年末年始（年 4 日） ●計画月最大変動係数＝1.15 「ごみ処理施設構造指針解説」では、計画月最大変動係数は、計画目標年次における月最大変動係数であって、過去 5 年以上の収集量の実績を基礎として算定するものと記されています。なお、過去の収集実績が明らかでない場合は、計画月最大変動係数は 1.15 を標準とすることとされています。

算定結果は以下のとおりです。													
なお、施設規模等については、社会情勢等の変化や最新の処理実績を踏まえて、適宜、見直しを図っていくこととします。													
表 6-2-1 施設規模の算定（資源化施設）													
項 目	規模算定資料												
計画目標年度	資源化施設目標年度：令和 9（2027） 年度 【資源系（選別・圧縮系）】 ・缶類、ペットボトル、ビン：令和 9（2027） 年度 ・プラスチック使用製品廃棄物：令和15（2033） 年度 【粗大ごみ（破碎・選別系）】 ・粗大ごみ+その他燃やさないごみ：令和13（2031） 年度												
計画年間日平均処理量	①資源系（選別・圧縮系）：6.20 t /日 【内訳】 （缶 類 選 別 圧 縮 設 備：0.41 t /日） （ペ ッ ト ボ ト ル圧縮梱包設備：0.62 t /日） （ビ ン 選 別 設 備：2.07 t /日） （プラ使用製品廃棄物圧縮梱包設備：3.10 t /日） ②粗大ごみ（破碎・選別系）：4.96 t /日 （破 碎 選 別 設 備：4.96 t /日）												
実稼働率	0.663												
計画月最大変動係数 過去5年間の平均値	缶：1.22、ペットボトル：1.43、ビン：1.45 粗大ごみ+その他燃やさないごみ：1.19 プラスチック使用製品廃棄物：1.15（実績が無い為、想定値）												
施設規模の算定	資源化施設の施設規模：20.7 t /日 【①施設規模【資源系(選別・圧縮系)】】 <table><tr><td>缶類選別圧縮設備</td><td>0.41 ÷ 0.663 × 1.22 =0.75 t /日 =0.7 t /日</td></tr><tr><td>ペ ッ ト ボ ト ル圧縮梱包設備</td><td>0.62 ÷ 0.663 × 1.43 =1.33 t /日 =1.3 t /日</td></tr><tr><td>ビン選別設備</td><td>2.07 ÷ 0.663 × 1.45 =4.52 t /日 =4.5 t /日</td></tr><tr><td>プラ使用製品廃棄物 圧縮梱包設備</td><td>3.10 ÷ 0.663 × 1.15 =5.37 t /日 =5.3 t /日</td></tr><tr><td>合 計</td><td>11.8 t /日</td></tr></table> 【②施設規模【粗大ごみ(破碎・選別系)】】 <table><tr><td>破碎選別設備</td><td>4.96 ÷ 0.663 × 1.19 =8.90 t /日 =8.9 t /日</td></tr></table>	缶類選別圧縮設備	0.41 ÷ 0.663 × 1.22 =0.75 t /日 =0.7 t /日	ペ ッ ト ボ ト ル圧縮梱包設備	0.62 ÷ 0.663 × 1.43 =1.33 t /日 =1.3 t /日	ビン選別設備	2.07 ÷ 0.663 × 1.45 =4.52 t /日 =4.5 t /日	プラ使用製品廃棄物 圧縮梱包設備	3.10 ÷ 0.663 × 1.15 =5.37 t /日 =5.3 t /日	合 計	11.8 t /日	破碎選別設備	4.96 ÷ 0.663 × 1.19 =8.90 t /日 =8.9 t /日
缶類選別圧縮設備	0.41 ÷ 0.663 × 1.22 =0.75 t /日 =0.7 t /日												
ペ ッ ト ボ ト ル圧縮梱包設備	0.62 ÷ 0.663 × 1.43 =1.33 t /日 =1.3 t /日												
ビン選別設備	2.07 ÷ 0.663 × 1.45 =4.52 t /日 =4.5 t /日												
プラ使用製品廃棄物 圧縮梱包設備	3.10 ÷ 0.663 × 1.15 =5.37 t /日 =5.3 t /日												
合 計	11.8 t /日												
破碎選別設備	4.96 ÷ 0.663 × 1.19 =8.90 t /日 =8.9 t /日												

算定結果は以下のとおりです。													
なお、施設規模等については、社会情勢等の変化や最新の処理実績を踏まえて、適宜、見直しを図っていくこととします。													
表 6-2-1 施設規模の算定（資源化施設）													
項 目	規模算定資料												
計画目標年度	資源化施設目標年度：令和 15（2033） 年度 【資源系（選別・圧縮系）】 ・缶類、ペットボトル、ビン：令和15（2033） 年度 ・プラスチック使用製品廃棄物：令和21（2039） 年度 【粗大ごみ（破碎・選別系）】 ・粗大ごみ+その他燃やさないごみ：令和15（2033） 年度												
計画年間日平均処理量	① 資源系（選別・圧縮系）：6.49 t /日 【内訳】 （缶 類 選 別 圧 縮 設 備：0.40 t /日） （ペ ッ ト ボ ト ル圧縮梱包設備：0.60 t /日） （ビ ン 選 別 設 備：1.99 t /日） （プラ使用製品廃棄物圧縮梱包設備：3.50 t /日） ② 粗大ごみ（破碎・選別系）：4.91 t /日 （破 碎 選 別 設 備：4.91 t /日）												
実稼働率	0.85												
計画月最大変動係数 過去5年間の平均値	缶：1.23、ペットボトル：1.35、ビン：1.43 粗大ごみ+その他燃やさないごみ：1.20 プラスチック使用製品廃棄物、金属類、小型家電、紙資源：1.15（実績が無い為、想定値）												
施設規模の算定	資源化施設の施設規模：16.3 t /日 【①施設規模【資源系(選別・圧縮系)】】 <table><tr><td>缶類選別圧縮設備</td><td>0.40 ÷ 0.85 × 1.23 =0.58 t /日 =0.5 t /日</td></tr><tr><td>ペ ッ ト ボ ト ル圧縮梱包設備</td><td>0.60 ÷ 0.85 × 1.35 =0.95 t /日 =0.9 t /日</td></tr><tr><td>ビン選別設備</td><td>1.99 ÷ 0.85 × 1.43 =3.35 t /日 =3.3 t /日</td></tr><tr><td>プラ使用製品廃棄物 圧縮梱包設備</td><td>3.50 ÷ 0.85 × 1.15 =4.73 t /日 =4.7 t /日</td></tr><tr><td>合 計</td><td>9.4 t /日</td></tr></table> 【②施設規模【粗大ごみ(破碎・選別系)】】 <table><tr><td>破碎選別設備</td><td>4.91 ÷ 0.85 × 1.20 =6.93 t /日 =6.9 t /日</td></tr></table>	缶類選別圧縮設備	0.40 ÷ 0.85 × 1.23 =0.58 t /日 =0.5 t /日	ペ ッ ト ボ ト ル圧縮梱包設備	0.60 ÷ 0.85 × 1.35 =0.95 t /日 =0.9 t /日	ビン選別設備	1.99 ÷ 0.85 × 1.43 =3.35 t /日 =3.3 t /日	プラ使用製品廃棄物 圧縮梱包設備	3.50 ÷ 0.85 × 1.15 =4.73 t /日 =4.7 t /日	合 計	9.4 t /日	破碎選別設備	4.91 ÷ 0.85 × 1.20 =6.93 t /日 =6.9 t /日
缶類選別圧縮設備	0.40 ÷ 0.85 × 1.23 =0.58 t /日 =0.5 t /日												
ペ ッ ト ボ ト ル圧縮梱包設備	0.60 ÷ 0.85 × 1.35 =0.95 t /日 =0.9 t /日												
ビン選別設備	1.99 ÷ 0.85 × 1.43 =3.35 t /日 =3.3 t /日												
プラ使用製品廃棄物 圧縮梱包設備	3.50 ÷ 0.85 × 1.15 =4.73 t /日 =4.7 t /日												
合 計	9.4 t /日												
破碎選別設備	4.91 ÷ 0.85 × 1.20 =6.93 t /日 =6.9 t /日												

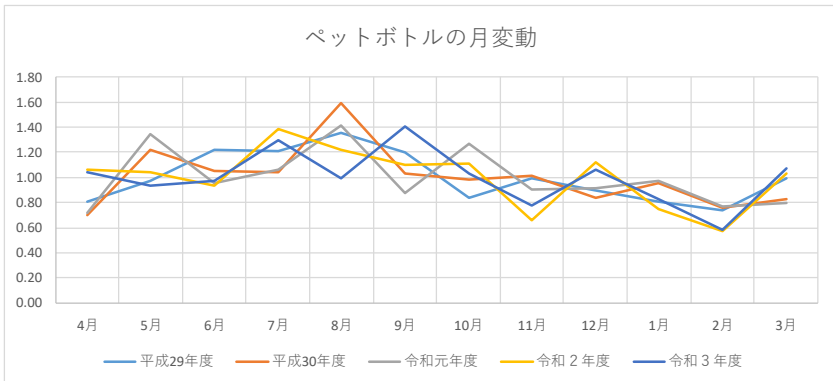
《缶の月変動係数》

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
平成29年度	(2017)	0.89	1.15	0.89	0.96	1.21	1.04	1.11	0.93	0.92	1.16	0.87	0.87	12.00	1.21
平成30年度	(2018)	1.12	0.94	0.90	1.17	0.93	1.04	1.13	0.92	0.94	1.12	0.90	0.89	12.00	1.17
令和元年度	(2019)	1.04	0.91	0.89	1.08	0.84	1.18	0.96	0.87	1.12	1.01	0.91	1.19	12.00	1.19
令和2年度	(2020)	0.89	1.20	1.21	0.99	0.94	1.26	0.87	0.91	0.94	0.86	1.07	0.87	12.00	1.26
令和3年度	(2021)	0.93	1.03	1.15	0.95	1.26	1.02	0.94	1.00	0.90	0.91	1.02	0.88	12.00	1.26
平均															1.22



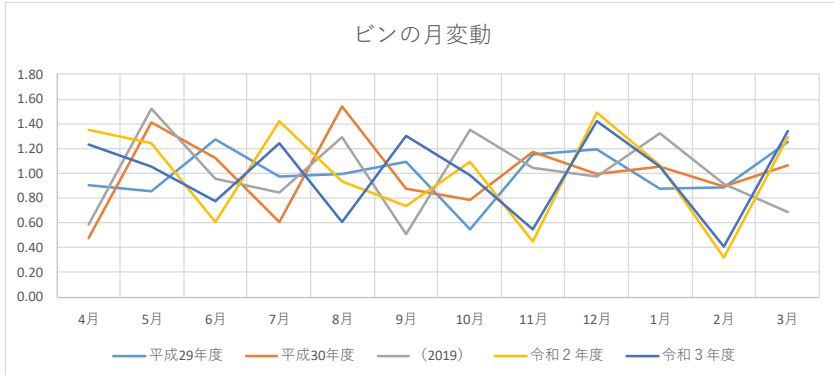
《ペットボトルの月変動係数》

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
平成29年度	(2017)	0.80	0.98	1.22	1.21	1.35	1.20	0.83	0.99	0.89	0.81	0.73	0.99	12.00	1.35
平成30年度	(2018)	0.69	1.22	1.05	1.04	1.59	1.03	0.99	1.01	0.83	0.95	0.76	0.82	12.00	1.59
令和元年度	(2019)	0.72	1.35	0.95	1.06	1.42	0.88	1.27	0.90	0.91	0.98	0.77	0.79	12.00	1.42
令和2年度	(2020)	1.06	1.04	0.94	1.39	1.22	1.10	1.12	0.66	1.13	0.75	0.57	1.03	12.00	1.39
令和3年度	(2021)	1.04	0.94	0.97	1.30	0.99	1.40	1.04	0.77	1.07	0.82	0.58	1.07	12.00	1.40
平均															1.43



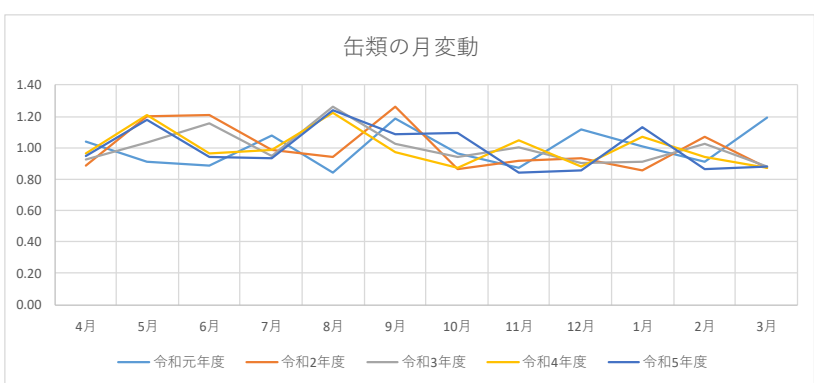
《ビンの月変動係数》

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
平成29年度	(2017)	0.90	0.85	1.27	0.97	1.00	1.10	0.55	1.15	1.20	0.87	0.88	1.25	12.00	1.27
平成30年度	(2018)	0.48	1.41	1.12	0.61	1.54	0.88	0.79	1.17	1.00	1.05	0.89	1.06	12.00	1.54
令和元年度	(2019)	0.59	1.52	0.95	0.85	1.29	0.51	1.35	1.04	0.98	1.32	0.92	0.69	12.00	1.52
令和2年度	(2020)	1.35	1.24	0.61	1.42	0.93	0.73	1.09	0.45	1.49	1.07	0.32	1.30	12.00	1.49
令和3年度	(2021)	1.24	1.06	0.78	1.24	0.60	1.30	0.99	0.55	1.43	1.06	0.41	1.35	12.00	1.43
平均															1.45



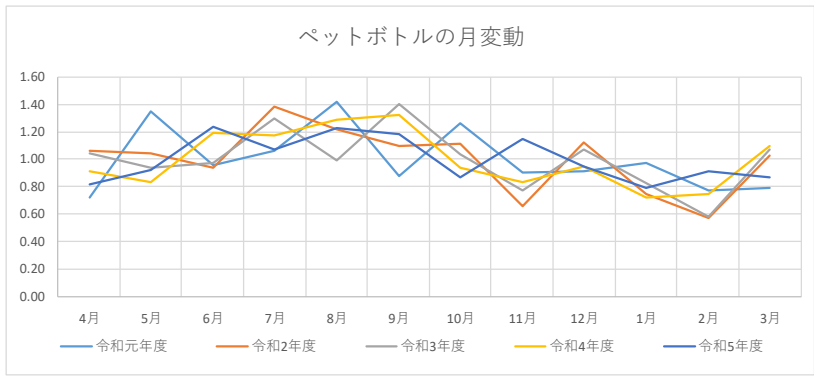
《缶の月変動係数》

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
令和元年度	(2019)	1.04	0.91	0.89	1.08	0.84	1.18	0.96	0.87	1.12	1.01	0.91	1.19	12.00	1.19
令和2年度	(2020)	0.89	1.20	1.21	0.99	0.94	1.26	0.87	0.91	0.94	0.86	1.07	0.87	12.00	1.26
令和3年度	(2021)	0.93	1.03	1.15	0.95	1.26	1.02	0.94	1.00	0.90	0.91	1.02	0.88	12.00	1.26
令和4年度	(2022)	0.96	1.21	0.96	0.99	1.22	0.97	0.87	1.05	0.88	1.07	0.94	0.87	12.00	1.22
令和5年度	(2023)	0.95	1.18	0.94	0.93	1.24	1.09	1.09	0.84	0.86	1.13	0.87	0.88	12.00	1.24
平均															1.23



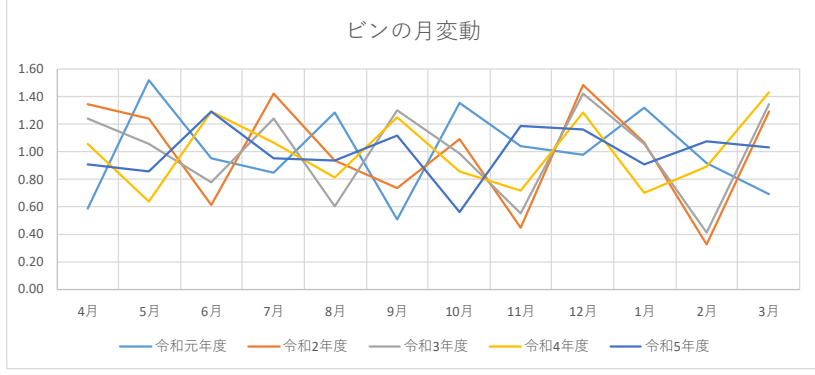
《ペットボトルの月変動係数》

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
令和元年度	(2019)	0.72	1.35	0.95	1.06	1.42	0.88	1.27	0.90	0.91	0.98	0.77	0.79	12.00	1.42
令和2年度	(2020)	1.06	1.04	0.94	1.39	1.22	1.10	1.12	0.66	1.13	0.75	0.57	1.03	12.00	1.39
令和3年度	(2021)	1.04	0.94	0.97	1.30	0.99	1.40	1.04	0.77	1.07	0.82	0.58	1.07	12.00	1.40
令和4年度	(2022)	0.91	0.84	1.19	1.17	1.28	1.32	0.94	0.83	0.95	0.72	0.75	1.10	12.00	1.32
令和5年度	(2023)	0.81	0.92	1.24	1.07	1.23	1.18	0.87	1.14	0.95	0.79	0.91	0.87	12.00	1.24
平均															1.35



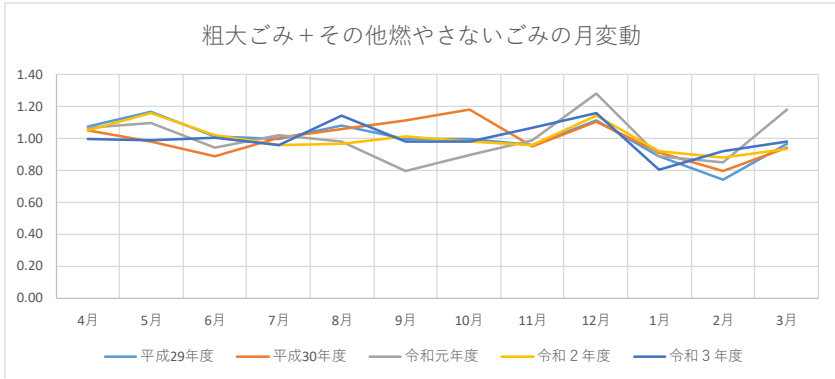
《ビンの月変動係数》

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
令和元年度	(2019)	0.59	1.52	0.95	0.85	1.29	0.51	1.35	1.04	0.98	1.32	0.92	0.69	12.00	1.52
令和2年度	(2020)	1.35	1.24	0.61	1.42	0.93	0.73	1.09	0.45	1.49	1.07	0.32	1.30	12.00	1.49
令和3年度	(2021)	1.24	1.06	0.78	1.24	0.60	1.30	0.99	0.55	1.43	1.06	0.41	1.35	12.00	1.43
令和4年度	(2022)	1.06	0.64	1.29	1.07	0.81	1.25	0.86	0.71	1.28	0.70	0.89	1.43	12.00	1.43
令和5年度	(2023)	0.91	0.86	1.30	0.95	0.94	1.12	0.56	1.19	1.16	0.91	1.07	1.03	12.00	1.30
平均															1.43



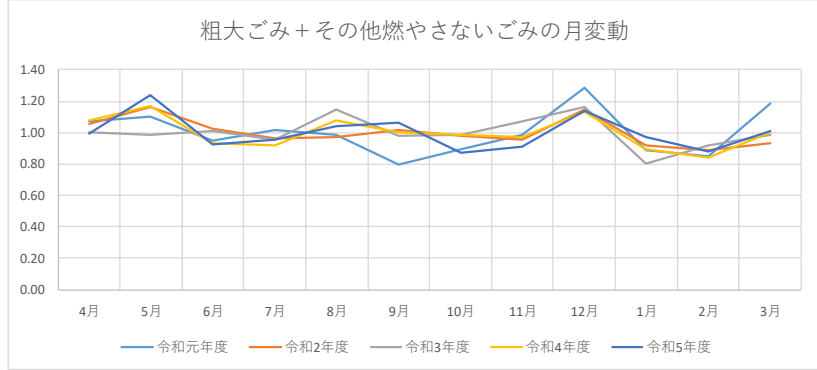
《粗大ごみ+その他燃やさないごみの月変動係数》

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
平成29年度	(2017)	1.08	1.17	1.01	1.00	1.08	1.00	1.00	0.96	1.11	0.89	0.74	0.96	12.00	1.17
平成30年度	(2018)	1.05	0.98	0.89	1.01	1.06	1.11	1.18	0.95	1.11	0.91	0.80	0.94	12.00	1.18
令和元年度	(2019)	1.07	1.10	0.95	1.02	0.98	0.79	0.90	0.99	1.28	0.89	0.85	1.19	12.00	1.28
令和2年度	(2020)	1.05	1.16	1.02	0.96	0.97	1.02	0.98	0.96	1.14	0.92	0.88	0.93	12.00	1.16
令和3年度	(2021)	1.00	0.99	1.01	0.96	1.15	0.98	0.98	1.07	1.16	0.81	0.92	0.98	12.00	1.16
平均														1.19	



《粗大ごみ+その他燃やさないごみの月変動係数》

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
令和元年度	(2019)	1.07	1.10	0.95	1.02	0.98	0.79	0.90	0.99	1.28	0.89	0.85	1.19	12.00	1.28
令和2年度	(2020)	1.05	1.16	1.02	0.96	0.97	1.02	0.98	0.96	1.14	0.92	0.88	0.93	12.00	1.16
令和3年度	(2021)	1.00	0.99	1.01	0.96	1.15	0.98	0.98	1.07	1.16	0.81	0.92	0.98	12.00	1.16
令和4年度	(2022)	1.08	1.17	0.93	0.92	1.08	1.01	0.98	0.97	1.13	0.89	0.84	1.00	12.00	1.17
令和5年度	(2023)	1.00	1.24	0.93	0.96	1.04	1.06	0.87	0.91	1.14	0.97	0.88	1.01	12.00	1.24
平均														1.20	



2) 資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード） 資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード）に関する施設規模については、以下の算定式に基づいた試算を示します。なお、施設規模については、現状を踏まえつつ見直しを行うこととします。 （ストックヤードは、分別収集により回収した資源ごみ、粗大ごみ等の受入れや処理後の成形品等を搬出するまでの間、一時保管を行う場所です。）	2) 資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード） 資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード）に関する施設規模については、以下の算定式に基づいた試算を示します。なお、施設規模については、現状を踏まえつつ見直しを行うこととします。 （ストックヤードは、分別収集により回収した資源ごみ、粗大ごみ等の受入れや処理後の成形品等を搬出するまでの間、一時保管を行う場所です。）
--	--

【施設規模算定式】

施設規模＝保管対象量(t/年)÷365(日/年)×保管日数(日)÷積載高さ(m)
÷単位容積重量(t/m³)÷ストックスペース割合

- 保管対象量＝①缶[混合/受入ヤード] : 152 t/年
缶[成形品/貯留ヤード] : アルミ 58 t/年、スチール 64 t/年
②ペットボトル[受入ヤード] : 229 t/年
ペットボトル[成形品/貯留ヤード] : 183 t/年
③ビン[受入ヤード] : 756 t/年
ビン[貯留ヤード] : 516 t/年
④プラスチック使用製品廃棄物[受入ヤード] : 1,132 t/年
プラスチック使用製品廃棄物[成形品/貯留ヤード] : 906 t/年
⑤金属類[貯留ヤード] : 184 t/年
⑥小型家電[貯留ヤード] : 58 t/年
⑦粗大ごみ[受入ヤード] : 409 t/年
⑧紙資源[受入ヤード] : 73 t/年
⑨その他燃やさないごみ[受入ヤード] : 1,403 t/年
- 保管日数＝受入ヤード 3 日、貯留ヤード 14 日（③ビンは 7 日）
- 積載高さ＝2.0m（④プラスチック使用製品廃棄物[受入ヤード]は 3.0m、⑥小型家電は 1.5m）
- 単位容積重量＝①缶[混合] : 0.06 t/m³
缶[成形品] : アルミ 0.42 t/m³、スチール 0.91 t/m³
②ペットボトル[受入時] : 0.028 t/m³
ペットボトル[成形品] : 0.21 t/m³
③ビン[受入・貯留ヤード] : 0.29 t/m³
④プラスチック使用製品廃棄物[受入時] : 0.021 t/m³（実態調査データ）
プラスチック使用製品廃棄物[成形品] : 0.25 t/m³
⑤金属類 : 0.16 t/m³
⑥小型家電 : 0.16 t/m³
⑦粗大ごみ[受入ヤード] : 0.11 t/m³
⑧紙資源[受入ヤード] : 0.06 t/m³
⑨その他燃やさないごみ[受入ヤード] : 0.16 t/m³

「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.620」（公益社団法人 全国都市清掃会議）の不燃・粗大・容器包装リサイクル施設計画時の品目別原単位例（t/m³）」の相加平均値から設定しました。小型家電については、不燃ごみの値で設定しました。粗大ごみについては不燃性粗大ごみと可燃性粗大ごみの平均値としました。

- ストックスペース割合（60％）＝100％ - 40％（作業スペース割合）

算定結果は以下のとおりです。

なお、貯留ヤードについては、メーカーアンケート等を踏まえつつ検討を行います。

【施設規模算定式】

施設規模＝保管対象量(t/年)÷365(日/年)×保管日数(日)÷積載高さ(m)
÷単位容積重量(t/m³)÷ストックスペース割合×計画月最大変動係数

- 保管対象量＝①缶[混合/受入ヤード] : 146 t/年
缶[成形品/貯留ヤード] : アルミ 56 t/年、スチール 61 t/年
②ペットボトル[受入ヤード] : 221 t/年
ペットボトル[成形品/貯留ヤード] : 177 t/年
③ビン[受入ヤード] : 727 t/年
ビン[貯留ヤード] : 496 t/年
④プラスチック使用製品廃棄物[受入ヤード] : 1,280 t/年
プラスチック使用製品廃棄物[成形品/貯留ヤード] : 1,024 t/年
⑤金属類[貯留ヤード] : 177 t/年
⑥小型家電[貯留ヤード] : 56 t/年
⑦粗大ごみ[受入ヤード] : 402 t/年
⑧紙資源[受入ヤード] : 72 t/年
⑨その他燃やさないごみ[受入ヤード] : 1,391 t/年
- 保管日数＝受入ヤード 14 日（④プラスチック使用製品廃棄物⑦粗大ごみ⑨その他燃やさないごみは 3 日）、貯留ヤード 14 日（③ビンは 7 日）
- 積載高さ＝2.0m（②ペットボトル[受入ヤード]④プラスチック使用製品廃棄物[受入ヤード]は 3.0m、⑥小型家電は 1.5m）
- 単位容積重量＝①缶[混合] : 0.06 t/m³
缶[成形品] : アルミ 0.42 t/m³、スチール 0.91 t/m³
②ペットボトル[受入時] : 0.028 t/m³
ペットボトル[成形品] : 0.21 t/m³
③ビン[受入・貯留ヤード] : 0.29 t/m³
④プラスチック使用製品廃棄物[受入時] : 0.021 t/m³（実態調査データ）
プラスチック使用製品廃棄物[成形品] : 0.25 t/m³
⑤金属類 : 0.16 t/m³
⑥小型家電 : 0.16 t/m³
⑦粗大ごみ[受入ヤード] : 0.11 t/m³
⑧紙資源[受入ヤード] : 0.06 t/m³
⑨その他燃やさないごみ[受入ヤード] : 0.16 t/m³

「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.620」（公益社団法人 全国都市清掃会議）の不燃・粗大・容器包装リサイクル施設計画時の品目別原単位例（t/m³）」の相加平均値から設定しました。小型家電については、不燃ごみの値で設定しました。粗大ごみについては不燃性粗大ごみと可燃性粗大ごみの平均値としました。

- ストックスペース割合（60％）＝100％ - 40％（作業スペース割合）

算定結果は以下のとおりです。

なお、貯留ヤードについては、メーカーアンケート等を踏まえつつ検討を行います。

表 6-2-2 施設規模の算定（資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード））		表 6-2-2 施設規模の算定（資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード））	
項 目	規模算定資料	項 目	規模算定資料
計画目標年度	令和9（2027）年度：資源ごみ(貯留ヤード)	計画目標年度	令和15（2033）年度：資源ごみ(貯留ヤード)
保管日数	受入ヤード3日、貯留ヤード14日（③ビンは7日）	保管日数	受入ヤード14日（④プラスチック使用製品廃棄物⑦粗大ごみ⑨その他燃やさないごみは3日）、貯留ヤード14日（③ビンは7日）
積載高さ	2.0m（④プラスチック使用製品廃棄物[受入ヤード]は3.0m、⑥小型家電は1.5m）	積載高さ	2.0m（②ペットボトル[受入ヤード]④プラスチック使用製品廃棄物[受入ヤード]は3.0m、⑥小型家電は1.5m）
ストックスペース割合	60%	ストックスペース割合	60%
施設規模の算定	ストックヤード必要面積:約690710m²(受入ヤード/貯留ヤード分) ①缶[混合/受入ヤード] $= 152(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.06(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 17.3\text{m}^2$ 缶【アルミ】[成形品/貯留ヤード] $= 58(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.42(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 4.4\text{m}^2$ 缶【スチール】[成形品/貯留ヤード] $= 64(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.91(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 2.2\text{m}^2$ ②ペットボトル[受入ヤード] $= 229(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.028(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 56.0\text{m}^2$ ペットボトル[成形品/貯留ヤード] $= 183(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.21(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 27.8\text{m}^2$ ③ビン[受入ヤード] $= 756(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.29(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 17.8\text{m}^2$ ビン[貯留ヤード] $= 516(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 7(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.29(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 28.4\text{m}^2$ ④プラスチック使用製品廃棄物[受入ヤード] $= 1,132(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 3.0(\text{m}) \div 0.021(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 246\text{m}^2$ プラスチック使用製品廃棄物[成形品/貯留ヤード] $= 906(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.250.21(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 115137\text{m}^2$ ⑤金属類[貯留ヤード] $= 184(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.16(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 36.7\text{m}^2$ ⑥小型家電[貯留ヤード] $= 58(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 1.5(\text{m}) \div 0.16(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 15.4\text{m}^2$ ⑦粗大ごみ[受入ヤード] $= 409(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.11(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 25.4\text{m}^2$ ⑧紙資源[受入ヤード] $= 73(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.06(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 38.8\text{m}^2$ ⑨その他燃やさないごみ[受入ヤード] $= 1,403(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.16(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 60.0\text{m}^2$	施設規模の算定	① 缶[混合/受入ヤード] (※) $= 146(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.06(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.23 = 95.6\text{m}^2$ 缶【アルミ】[成形品/貯留ヤード] $= 56(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.42(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.23 = 5.2\text{m}^2$ 缶【スチール】[成形品/貯留ヤード] $= 61(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.91(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.23 = 2.6\text{m}^2$ ②ペットボトル[受入ヤード] $= 221(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 3.0(\text{m}) \div 0.028(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.35 = 227.0\text{m}^2$ ペットボトル[成形品/貯留ヤード] $= 177(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.21(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.35 = 36.3\text{m}^2$ ③ビン[受入ヤード] $= 727(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.29(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.43 = 114.5\text{m}^2$ (※) ビン[貯留ヤード] $= 496(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 7(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.29(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.43 = 39.0\text{m}^2$ ④プラスチック使用製品廃棄物[受入ヤード] $= 1,280(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 3.0(\text{m}) \div 0.021(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.15 = 320.0\text{m}^2$ プラスチック使用製品廃棄物[成形品/貯留ヤード] $= 1,024(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.25(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.15 = 150.5\text{m}^2$ ⑤金属類[貯留ヤード] $= 177(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.16(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.15 = 40.6\text{m}^2$ ⑥小型家電[貯留ヤード] $= 56(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 1.5(\text{m}) \div 0.16(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.15 = 17.1\text{m}^2$ ⑦粗大ごみ[受入ヤード] $= 402(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.11(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.20 = 30.0\text{m}^2$ ⑧紙資源[受入ヤード] $= 72(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.06(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.15 = 44.1\text{m}^2$ ⑨その他燃やさないごみ[受入ヤード] $= 1,391(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.16(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 \times 1.20 = 71.4\text{m}^2$ (※) ①缶[受入ヤード]と③ビン[受入ヤード]は相互使用（共有）しているため、施設規模としては③ビン[受入ヤード]の面積を確保することとする。

(3) ごみ焼却施設 ごみ焼却施設に関する施設規模については、以下の算定式に基づき算出しました。 【施設規模算定式（【参考】平成15年12月15日 環廃対発第031215002号）】 施設規模＝(計画一人一日平均排出量×計画収集人口＋計画直接搬入量)÷実稼働率÷調整稼働率 ＝計画年間日平均処理量÷実稼働率÷調整稼働率 ●計画年間日平均処理量＝一人一日あたり処理量目標（計画一人一日平均排出量） ●計画収集人口＝推計人口（芦屋市将来推計人口結果） ●実稼働率（0.767）＝（365日－年間停止日数）÷365日 年間停止日数（85日）：整備補修期間30日（1回）＋補修点検期間15日×2回＋全停止期間7日 ＋（起動に要する日数3日×3回）＋（停止に要する日数3日×3回） ●調整稼働率＝0.96 正常に運転される予定の日においても、故障の修理、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数	(3) 中継施設 中継施設に関する施設規模については、以下の算定式に基づき算出しました。 【施設規模算定式（【参考】環循適発第24032920号令和6年3月29日、循環型社会形成推進交付金に係る施設の整備規模について）】 施設規模＝(計画1人1日平均排出量×計画収集人口＋計画直接搬入量)÷実稼働率 ＝計画年間日平均処理量÷実稼働率 ●計画年間日平均処理量＝一人一日あたり処理量目標（計画一人一日平均排出量） ●計画収集人口＝推計人口（芦屋市将来推計人口結果） ●実稼働率（0.85）＝（365日－年間停止日数）÷365日 年間停止日数（56日）（＝年間309日稼働）																						
算定結果は以下のとおりです。 なお、施設規模等については、社会情勢等の変化や最新の処理実績を踏まえて、適宜、見直しを図っていくこととします。 表 6-2-3 施設規模の算定 <table><tr><th>項 目</th><th>規模算定資料</th></tr><tr><td>計画目標年度</td><td>令和15（2033）年度</td></tr><tr><td>計画年間日平均処理量</td><td>59.0 t /日</td></tr><tr><td>実稼働率</td><td>0.767</td></tr><tr><td>調整稼働率</td><td>0.96</td></tr><tr><td>施設規模の算定</td><td>施設規模（t/日）＝59.0 ÷ 0.767 ÷ 0.96 ＝80.1 t/日 施設整備に際し、災害廃棄物への対応(施設規模の10%)を見込んだ場合においては、施設規模は88.1(≒88.0)t/日となります。 施設規模(災害廃棄物を含む)：88.0 t/日</td></tr></table>	項 目	規模算定資料	計画目標年度	令和15（2033）年度	計画年間日平均処理量	59.0 t /日	実稼働率	0.767	調整稼働率	0.96	施設規模の算定	施設規模（t/日）＝59.0 ÷ 0.767 ÷ 0.96 ＝80.1 t/日 施設整備に際し、災害廃棄物への対応(施設規模の10%)を見込んだ場合においては、施設規模は88.1(≒88.0)t/日となります。 施設規模(災害廃棄物を含む)：88.0 t/日	算定結果は以下のとおりです。 なお、施設規模等については、社会情勢等の変化や最新の処理実績を踏まえて、適宜、見直しを図っていくこととします。 表 6-2-3 施設規模の算定 <table><tr><th>項 目</th><th>規模算定資料</th></tr><tr><td>計画目標年度</td><td>令和12（2030）年度</td></tr><tr><td>計画年間日平均処理量</td><td>60.0/日</td></tr><tr><td>実稼働率</td><td>0.85</td></tr><tr><td>施設規模の算定</td><td>施設規模（t/日）＝60.0÷ 0.85 ＝70.5t/日 施設整備に際し、災害廃棄物への対応(施設規模の10%)を見込んだ場合においては、施設規模は77.55(≒77.5)t/日となります。 施設規模(災害廃棄物を含む)：77.5t/日</td></tr></table>	項 目	規模算定資料	計画目標年度	令和12（2030）年度	計画年間日平均処理量	60.0/日	実稼働率	0.85	施設規模の算定	施設規模（t/日）＝60.0÷ 0.85 ＝70.5t/日 施設整備に際し、災害廃棄物への対応(施設規模の10%)を見込んだ場合においては、施設規模は77.55(≒77.5)t/日となります。 施設規模(災害廃棄物を含む)：77.5t/日
項 目	規模算定資料																						
計画目標年度	令和15（2033）年度																						
計画年間日平均処理量	59.0 t /日																						
実稼働率	0.767																						
調整稼働率	0.96																						
施設規模の算定	施設規模（t/日）＝59.0 ÷ 0.767 ÷ 0.96 ＝80.1 t/日 施設整備に際し、災害廃棄物への対応(施設規模の10%)を見込んだ場合においては、施設規模は88.1(≒88.0)t/日となります。 施設規模(災害廃棄物を含む)：88.0 t/日																						
項 目	規模算定資料																						
計画目標年度	令和12（2030）年度																						
計画年間日平均処理量	60.0/日																						
実稼働率	0.85																						
施設規模の算定	施設規模（t/日）＝60.0÷ 0.85 ＝70.5t/日 施設整備に際し、災害廃棄物への対応(施設規模の10%)を見込んだ場合においては、施設規模は77.55(≒77.5)t/日となります。 施設規模(災害廃棄物を含む)：77.5t/日																						

計画ごみ質

〔現在〕 焼却施設			〔追加検討〕 中継施設																																																																																																																			
7 計画ごみ質			1 計画ごみ質（現状の分別継続の場合）																																																																																																																			
ごみ焼却施設の計画にあたっては、年間を通じごみの質が変動するため、処理対象となるごみの性状に関する計画ごみ質の設定が重要となります。 計画ごみ質については、プラスチック類や紙類等を多く含み水分が少なく発熱量が大きいごみを「高質ごみ」、水分が多い厨芥類を多く含み発熱量の小さいごみを「低質ごみ」、平均的なごみを「基準ごみ」として、それぞれ計画値を設定する必要があります。 焼却炉設備の基本計画あるいは各付帯設備の容量決定に際して、高質ごみ（設計上の最高ごみ質）、低質ごみ（設計上の最低ごみ質）の関与については表 7-1 のとおりです。 また、基準ごみ（平均的、標準的ごみ質）は、施設が持つ標準能力を示すとともに用役費を中心とした日常の維持管理費の把握等に欠かせない項目となっています。 計画ごみの設定にあたっては、過去 6 年間（平成 28（2016）年度～令和 3（2021）年度）のごみ質実績を踏まえつつ、ごみ質の設定を行いました。ごみ質の設定に関する手順は図 7-1-1 のとおりです。			中継施設の計画にあたっては、処理対象となるごみの性状に関する計画ごみ質の設定が必要になります。 設定する計画ごみ質としては、単位体積重量、三成分及び標準組成（種類別組成）を設定します。本計画では中継施設の稼働に伴いプラスチック使用製品廃棄物の回収が開始されることから、プラスチック使用製品廃棄物回収後の単位体積重量、三成分及び標準組成（種類別組成）についても想定します。 計画ごみの設定にあたっては、過去 6 年間（平成 30（2018）年度～令和 5（2023）年度）のごみ質実績を踏まえつつ、ごみ質の設定を行いました。統計処理の結果を表 1 に示します。 ごみ質の設定に関する手順は次頁の図 1 のとおりです。																																																																																																																			
表 7-1 ごみ質と設備計画の関係			表 1 ごみ組成調査実績の統計処理																																																																																																																			
<table><tr><th>関係設備 ごみ質</th><th>燃焼設備</th><th>付帯設備の容量等</th></tr><tr><td>高質ごみ （設計最高ごみ質）</td><td>燃焼室熱負荷 燃焼室容積 再燃焼室容積</td><td>通風設備、クレーン、 ガス冷却設備、排ガス処理設備、 水処理設備、受変電設備等</td></tr><tr><td>基準ごみ （平均ごみ質）</td><td>基本設計値</td><td>ごみピット</td></tr><tr><td>低質ごみ （設計最低ごみ質）</td><td>火格子燃焼率（ストーカ式） 炉床負荷（流動床式） 火格子面積（ストーカ式） 炉床面積（流動床式）</td><td>空気予熱器、助燃設備</td></tr></table>			関係設備 ごみ質	燃焼設備	付帯設備の容量等	高質ごみ （設計最高ごみ質）	燃焼室熱負荷 燃焼室容積 再燃焼室容積	通風設備、クレーン、 ガス冷却設備、排ガス処理設備、 水処理設備、受変電設備等	基準ごみ （平均ごみ質）	基本設計値	ごみピット	低質ごみ （設計最低ごみ質）	火格子燃焼率（ストーカ式） 炉床負荷（流動床式） 火格子面積（ストーカ式） 炉床面積（流動床式）	空気予熱器、助燃設備	<table><tr><th rowspan="2">集計項目 項目</th><th rowspan="2">平均値</th><th rowspan="2">最大値</th><th rowspan="2">最小値</th><th rowspan="2">標準偏差</th><th colspan="2">90%信頼区間</th></tr><tr><th>上限</th><th>下限</th></tr><tr><td rowspan="3">三成分</td><td>水分</td><td>37.9</td><td>49.1</td><td>29.8</td><td>4.8</td><td>45.8</td><td>30.0</td></tr><tr><td>可燃分</td><td>54.3</td><td>60.8</td><td>45.1</td><td>4.5</td><td>61.7</td><td>46.9</td></tr><tr><td>灰分</td><td>7.8</td><td>14.3</td><td>4.8</td><td>2.4</td><td>11.8</td><td>3.8</td></tr><tr><td rowspan="7">種類別組成 （乾%）</td><td>紙・布類</td><td>43.99</td><td>59.31</td><td>28.99</td><td>7.5</td><td>56.4</td><td>31.6</td></tr><tr><td>合成樹脂類</td><td>30.71</td><td>41.59</td><td>18.15</td><td>6.4</td><td>41.2</td><td>20.2</td></tr><tr><td>塩ビ類</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr><tr><td>木・竹・わら類</td><td>13.55</td><td>28.99</td><td>5.04</td><td>6.6</td><td>24.4</td><td>2.7</td></tr><tr><td>ちゅう芥類</td><td>4.97</td><td>10.74</td><td>0.79</td><td>3.2</td><td>10.2</td><td>-0.3</td></tr><tr><td>不燃物</td><td>5.11</td><td>12.55</td><td>0.21</td><td>3.5</td><td>10.9</td><td>-0.7</td></tr><tr><td>その他雑物</td><td>1.67</td><td>9.99</td><td>0.26</td><td>2.1</td><td>5.0</td><td>-1.7</td></tr><tr><td colspan="2">単位体積重量 kg／m³</td><td>114.8</td><td>145.0</td><td>97.0</td><td>13.4</td><td>136.8</td><td>92.7</td></tr><tr><td colspan="2">低位発熱量 kJ／kg</td><td>10,973</td><td>14,410</td><td>8,540</td><td>1,674</td><td>13,726</td><td>8,219</td></tr></table>							集計項目 項目	平均値	最大値	最小値	標準偏差	90%信頼区間		上限	下限	三成分	水分	37.9	49.1	29.8	4.8	45.8	30.0	可燃分	54.3	60.8	45.1	4.5	61.7	46.9	灰分	7.8	14.3	4.8	2.4	11.8	3.8	種類別組成 （乾%）	紙・布類	43.99	59.31	28.99	7.5	56.4	31.6	合成樹脂類	30.71	41.59	18.15	6.4	41.2	20.2	塩ビ類	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	木・竹・わら類	13.55	28.99	5.04	6.6	24.4	2.7	ちゅう芥類	4.97	10.74	0.79	3.2	10.2	-0.3	不燃物	5.11	12.55	0.21	3.5	10.9	-0.7	その他雑物	1.67	9.99	0.26	2.1	5.0	-1.7	単位体積重量 kg／m ³		114.8	145.0	97.0	13.4	136.8	92.7	低位発熱量 kJ／kg		10,973	14,410	8,540	1,674	13,726	8,219
関係設備 ごみ質	燃焼設備	付帯設備の容量等																																																																																																																				
高質ごみ （設計最高ごみ質）	燃焼室熱負荷 燃焼室容積 再燃焼室容積	通風設備、クレーン、 ガス冷却設備、排ガス処理設備、 水処理設備、受変電設備等																																																																																																																				
基準ごみ （平均ごみ質）	基本設計値	ごみピット																																																																																																																				
低質ごみ （設計最低ごみ質）	火格子燃焼率（ストーカ式） 炉床負荷（流動床式） 火格子面積（ストーカ式） 炉床面積（流動床式）	空気予熱器、助燃設備																																																																																																																				
集計項目 項目	平均値	最大値	最小値	標準偏差	90%信頼区間																																																																																																																	
					上限	下限																																																																																																																
三成分	水分	37.9	49.1	29.8	4.8	45.8	30.0																																																																																																															
	可燃分	54.3	60.8	45.1	4.5	61.7	46.9																																																																																																															
	灰分	7.8	14.3	4.8	2.4	11.8	3.8																																																																																																															
種類別組成 （乾%）	紙・布類	43.99	59.31	28.99	7.5	56.4	31.6																																																																																																															
	合成樹脂類	30.71	41.59	18.15	6.4	41.2	20.2																																																																																																															
	塩ビ類	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0																																																																																																															
	木・竹・わら類	13.55	28.99	5.04	6.6	24.4	2.7																																																																																																															
	ちゅう芥類	4.97	10.74	0.79	3.2	10.2	-0.3																																																																																																															
	不燃物	5.11	12.55	0.21	3.5	10.9	-0.7																																																																																																															
	その他雑物	1.67	9.99	0.26	2.1	5.0	-1.7																																																																																																															
単位体積重量 kg／m ³		114.8	145.0	97.0	13.4	136.8	92.7																																																																																																															
低位発熱量 kJ／kg		10,973	14,410	8,540	1,674	13,726	8,219																																																																																																															
出典）「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.111」公益社団法人 全国都市清掃会議																																																																																																																						

7-1 計画ごみ質（ケース1：プラスチック使用製品廃棄物を焼却処理する場合）

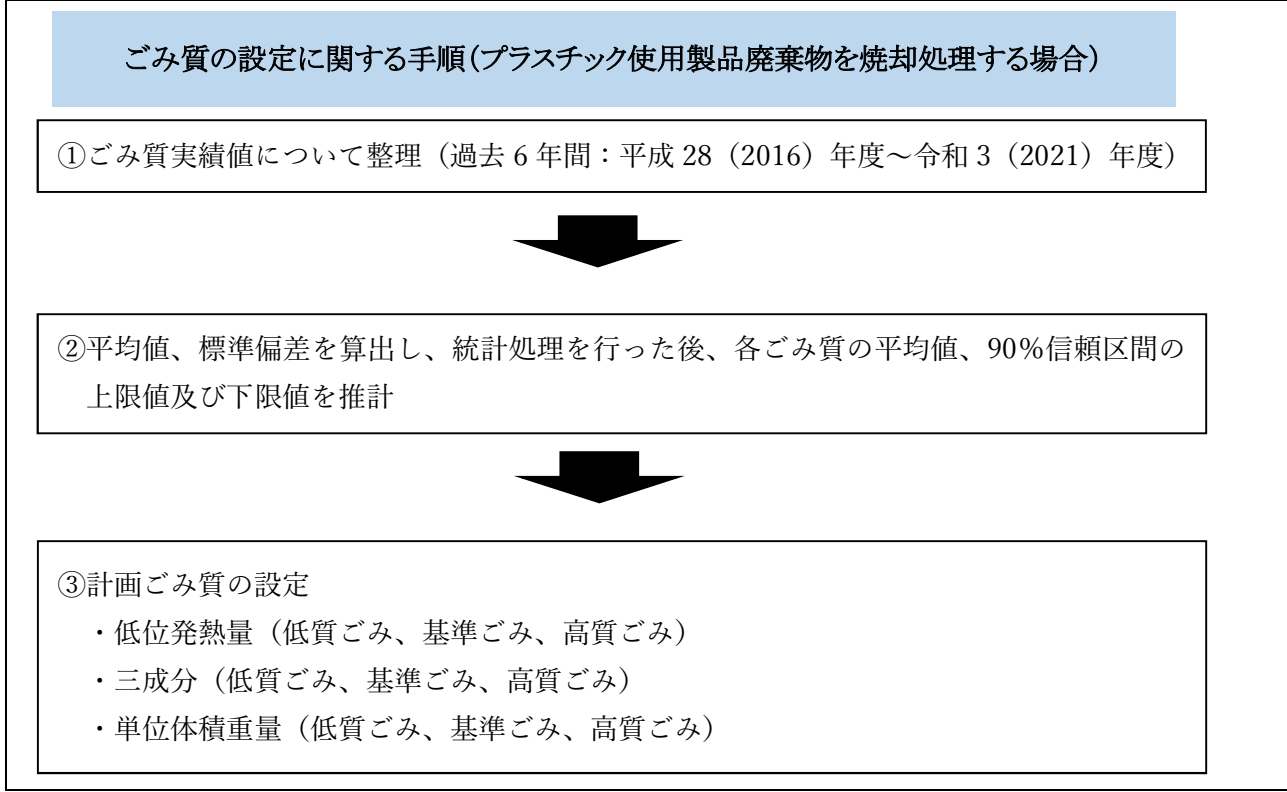


図 7-1-1 ごみ質の設定に関する手順

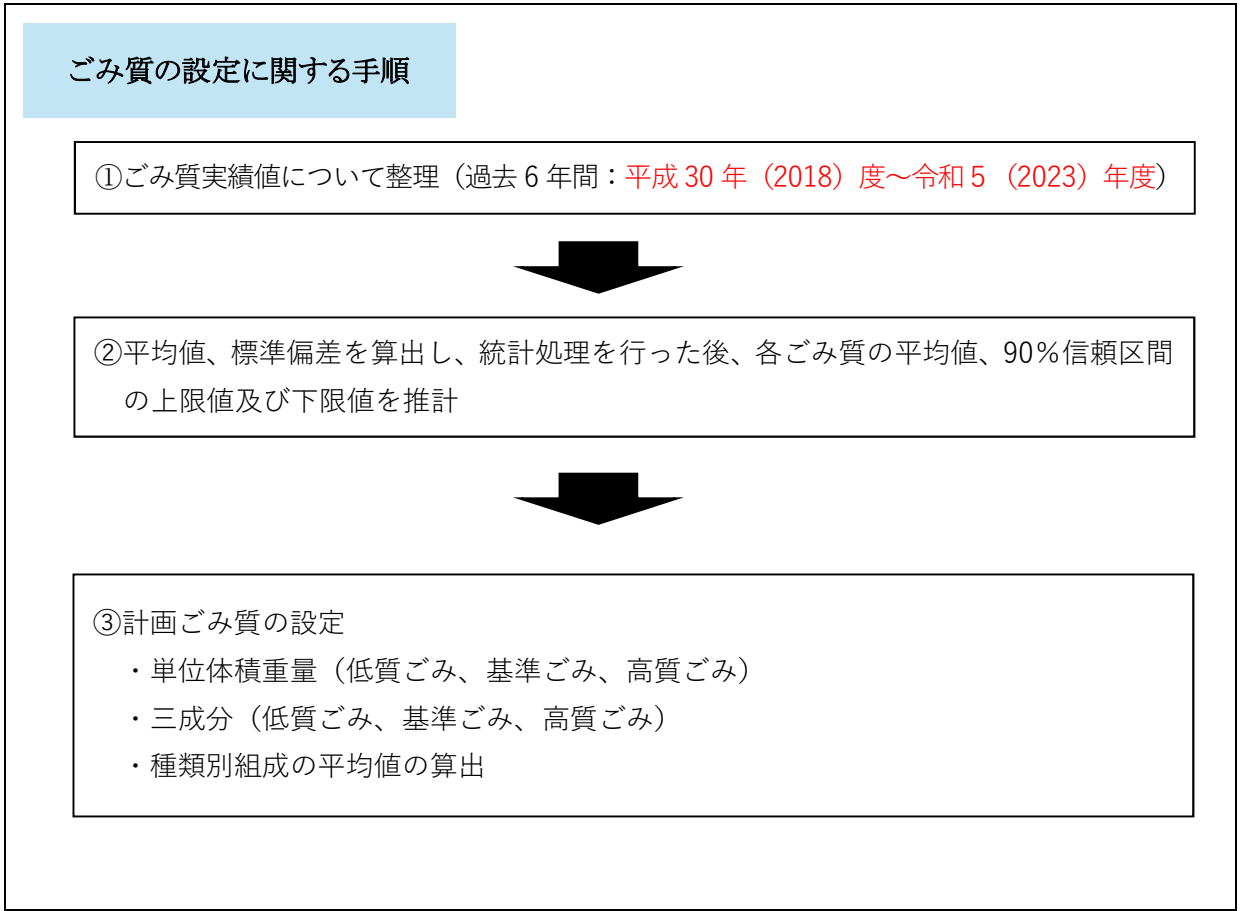


図 1 ごみ質の設定に関する手順

(1) 低位発熱量

計画ごみ質（低位発熱量）について、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）に基づいて、基準ごみ、低質ごみ及び高質ごみの推計・設定を行いました。

基準ごみについては、過去 6 年間（平成 28（2016）年度～令和 3（2021）年度）の平均値から推計し、低質ごみ及び高質ごみについては、正規分布の 90%信頼区間の下限値・上限値を推計し、それぞれを低質ごみ・高質ごみと設定しました。

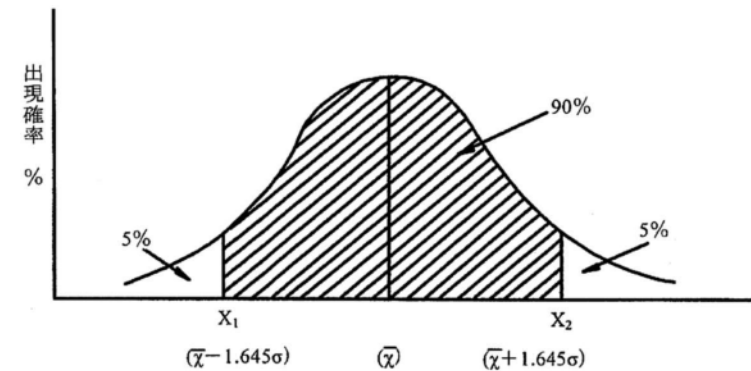


図 7-1-2 低位発熱量の分布

出典）「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.112」公益社団法人 全国都市清掃会議

【算定式】

$$X_1^{※1}（低質ごみ）= X - 1.645 \sigma^{※3}$$

$$X_2^{※2}（高質ごみ）= X + 1.645 \sigma^{※3}$$

X：平均値

$$\sigma：標準偏差 [= \sqrt{\sum (X - X_n)^2 / (n-1)}]$$

※1 X_1 は 90%信頼区間の下限値

※2 X_2 は 90%信頼区間の下限値

※3 1.645 は 90%信頼区間に対応する定数で、正規分布表で求められたもの。

低位発熱量の平均値は 11,457kJ/kg、標準偏差 σ は 1,606 となり、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみの低位発熱量は以下のとおりです。

- ・低質ごみ = $11,457 - (1.645 \times 1,606) = 8,815 \div 8,800\text{kJ/kg}$
- ・基準ごみ = $11,457 \div 11,400\text{kJ/kg}$
- ・高質ごみ = $11,457 + (1.645 \times 1,606) = 14,099 \div 14,000\text{kJ/kg}$

低質ごみと高質ごみの比については、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.113」に記載の範囲（2～2.5 倍）を踏まえ 2.0 倍と設定し、算出結果の補正を行いました。

表 7-1-1 計画設計ごみ質（低位発熱量）

項 目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量	kJ/kg	7,700	11,400	15,100

(1) 単位体積重量

低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみにおける単位体積重量については「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）に基づいて、推計・設定を行いました。

基準ごみについては、過去 6 年間（平成 30（2018）年度～令和 5（2023）年度）の平均値から推計し、低質ごみ及び高質ごみについては、正規分布の 90%信頼区間の下限値・上限値を推計し、それぞれを低質ごみ・高質ごみと設定しました。

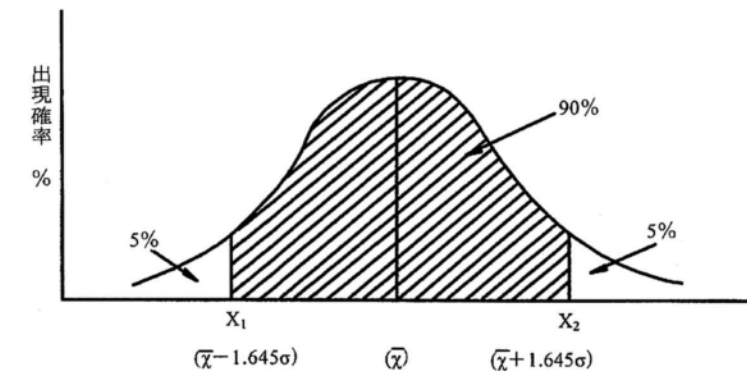


図 2 低位発熱量の分布

出典）「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」公益社団法人 全国都市清掃会議

【算定式】

$$X_1^{※1}（低質ごみ）= X - 1.645 \sigma^{※3}$$

$$X_2^{※2}（高質ごみ）= X + 1.645 \sigma^{※3}$$

X：平均値

$$\sigma：標準偏差 [= \sqrt{\sum (X - X_n)^2 / (n-1)}]$$

※1 X_1 は 90%信頼区間の下限値

※2 X_2 は 90%信頼区間の下限値

※3 1.645 は 90%信頼区間に対応する定数で、正規分布表で求められたもの。

単位体積重量の平均値は 114.8kg/m³、標準偏差 σ は 13.4kg/m³ となり、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみの低位発熱量は以下のとおりです。

- ・低質ごみ = $114.8 + (1.645 \times 13.4) = 136.8 \div 137.0 \text{ kg/m}^3$
- ・基準ごみ = H30～R5 年度の平均値 = $114.8 \div 115.0 \text{ kg/m}^3$
- ・高質ごみ = $114.8 - (1.645 \times 13.4) = 92.7 \div 93.0 \text{ kg/m}^3$

表 2 計画設計ごみ質（単位体積重量）

項 目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
単位体積重量	kg/m ³	137	115	93

(2) 三成分

ごみの三成分については、一般的に水分及び可燃分は低位発熱量と相関関係にあり、低位発熱量と水分は負の相関、低位発熱量と可燃分には正の相関がみられます。

基準ごみについては平成 28（2016）年度から令和 3（2021）年度までの平均値とし、低質ごみ及び高質ごみについては相関関係から想定される回帰式を用いて推計を行いました。

なお、三成分の水分と可燃分については、低位発熱量との回帰式より算出し、灰分は三成分全体（100％）から水分と可燃分を差し引いて算出しました。プラスチック類は現行の処理とします。

1) 水分

低位発熱量と水分の相関は、以下の回帰式となります。

回帰式：水分 = $-0.002x + 61.445$ （x：低位発熱量）

- ・低質ごみ（水分）： $-0.002 \times 7,700 + 61.445 \div 46.0\%$
- ・基準ごみ（水分）： H28～R3 年度の平均値 $\div 38.3\%$
- ・高質ごみ（水分）： $-0.002 \times 15,100 + 61.445 \div 31.2\%$

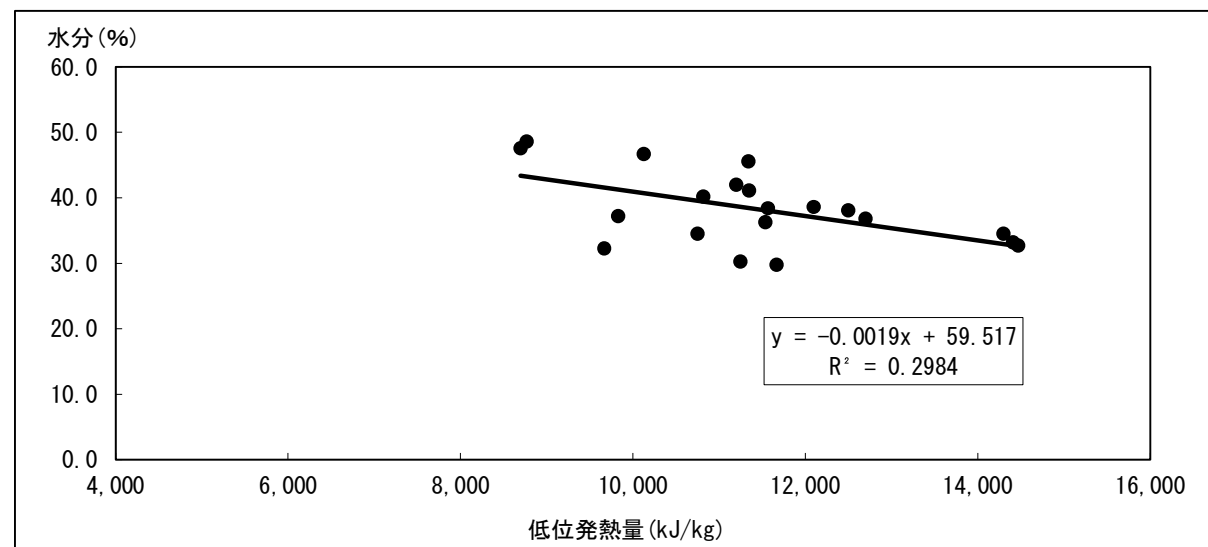


図 7-1-3 低位発熱量と水分の相関

(2) 三成分

ごみの三成分についても単位体積重量と同様に設定します。

1) 水分

水分の平均値は 37.9％、標準偏差 σ は 4.8％となり、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみの低位発熱量は以下のとおりです。

- ・低質ごみ = $37.9 + (1.645 \times 4.8) = 45.79 \div 45.8\%$
- ・基準ごみ = H30～R5 年度の平均値 $\div 37.9\%$
- ・高質ごみ = $37.9 - (1.645 \times 4.8) = 30.00 \div 30.0\%$

表 3 計画設計ごみ質（水分）

項 目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分	%	45.8	37.9	30.0

2) 可燃分

低位発熱量と可燃分の相関は、以下の回帰式となります。

回帰式：可燃分 = 0.0021 x + 30.477 (x：低位発熱量)

- ・低質ごみ（可燃分）： 0.0021 × 7,700 + 30.477 ≒ 46.6%
- ・基準ごみ（可燃分）： H28～R3年度の平均値 ≒ 54.4%
- ・高質ごみ（可燃分）： 0.0021 × 15,100 + 30.477 ≒ 62.2%

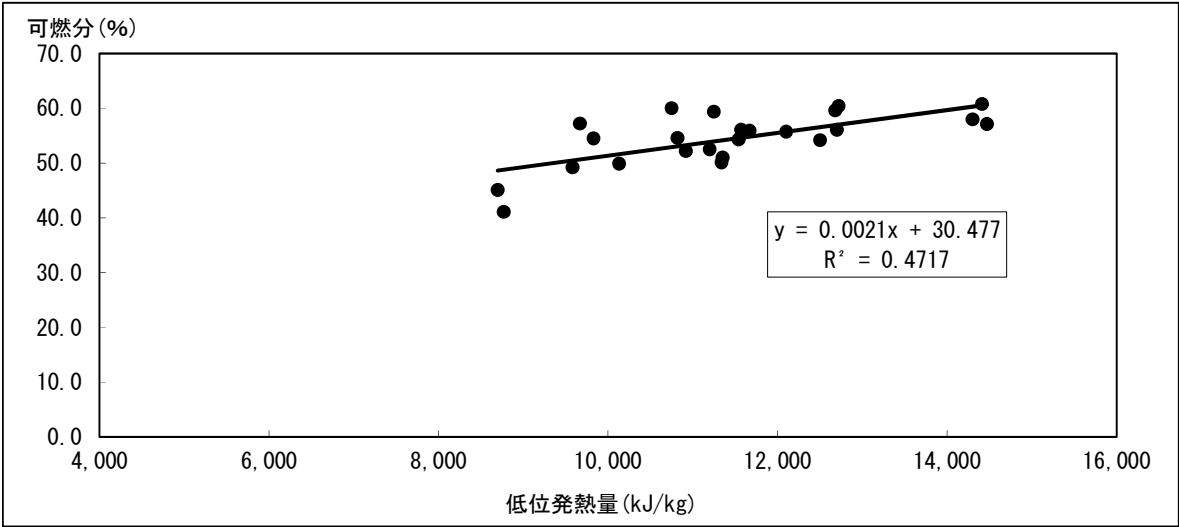


図 7-1-4 低位発熱量と可燃分の相関

3) 灰分

灰分については、三成分全体（100%）から水分と可燃分を差し引いて算出しました。

- ・低質ごみ（灰分）： 100 - (46.0 + 46.6) ≒ 7.4%
- ・基準ごみ（灰分）： H28～R3年度の平均値 ≒ 7.3%
- ・高質ごみ（灰分）： 100 - (31.2 + 62.2) ≒ 6.6%

2) 可燃分

可燃分の平均値は 54.3%、標準偏差 σ は 4.5% となり、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみの低位発熱量は以下のとおりです。

- ・低質ごみ = 54.3 - (1.645 × 4.5) = 46.89 ≒ 46.9%
- ・基準ごみ = H30～R5年度の平均値 ≒ 54.3%
- ・高質ごみ = 54.3 + (1.645 × 4.5) = 61.70 ≒ 61.7%

表 4 計画設計ごみ質（可燃）

項 目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
可燃分	%	46.9	54.3	61.7

3) 灰分

灰分については、三成分全体（ 100 %）から水分と可燃分を差し引いて算出しました。

- ・低質ごみ = 100 - (45.8 + 46.9) = 7.3%
- ・基準ごみ = H30～R5年度の平均値 = 7.8%
- ・高質ごみ = 100 - (30.0 + 61.7) = 8.3%

表 5 計画設計ごみ質（灰分）

項 目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
灰分	%	7.3	7.8	8.3

(3) 単位容積重量

単位容積重量については、単位容積重量と水分の相関は、以下のとおりとなります。

回帰式：単位容積重量 = 1.1861 x + 67.961
（x：水分）

- ・低質ごみ（単位容積重量）： $1.1861 \times 46.0 + 67.961 \div 123 \text{ kg/m}^3$
- ・基準ごみ（単位容積重量）： H28～R3年度の平均値 $\div 114 \text{ kg/m}^3$
- ・高質ごみ（単位容積重量）： $1.1861 \times 31.2 + 67.961 \div 105 \text{ kg/m}^3$

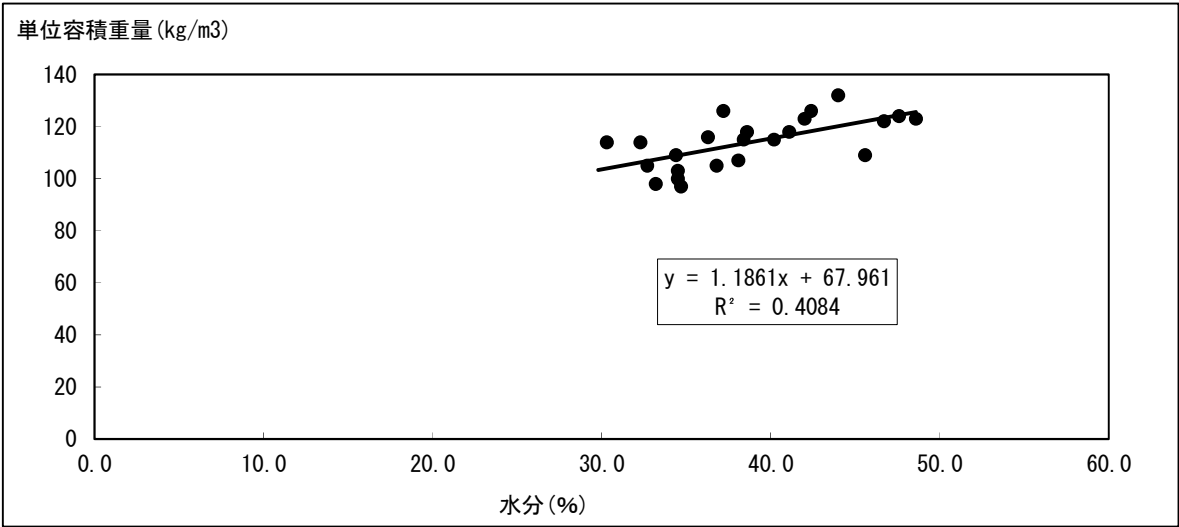


図 7-1-5 単位容積重量と水分の相関

(4) 計画ごみ質

設定した計画ごみ質は、以下のとおりです。

表 7-1-2 計画ごみ質

項 目		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分	水分	%	46.0	38.3	31.2
	可燃分	%	46.6	54.4	62.2
	灰分	%	7.4	7.3	6.6
低位発熱量		kJ/kg	7,700	11,400	15,100
単位容積重量		kg/m³	123	114	105

(3) 単位体積重量

3 頁の（1）に前述したとおりとなります。

(4) 標準組成（種類別重量％）

標準組成（種類別重量％）については平成 30（2018）年度～令和 5（2023）年度までの平均値とします。

(5) 計画ごみ質

設定した計画ごみ質は、以下のとおりです。

表 6 計画ごみ質

項目		単位	低質	基準	高質
単位体積重量		kg/m³	137	115	93
三成分	水分	%	45.0※	37.9	30.0
	可燃分	%	46.0※	54.3	62.2※
	灰分	%	9.0※	7.8	7.8※
種類別組成（乾％）					
紙・布類		%	43.99		
合成樹脂類		%	30.71		
塩ビ類		%	0.00		
木・竹・わら類		%	13.55		
ちゅう芥類		%	4.97		
不燃物		%	5.11		
その他雑物		%	1.67		

※ 灰分の推計値が高質、低質で逆転したため、端数処理で調整しました。

7-2 計画ごみ質（ケース2：プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合）

プラスチック使用製品廃棄物の回収後のごみ質の想定及びプラスチック使用製品廃棄物の回収後の計画ごみ質は、以下のとおりです。

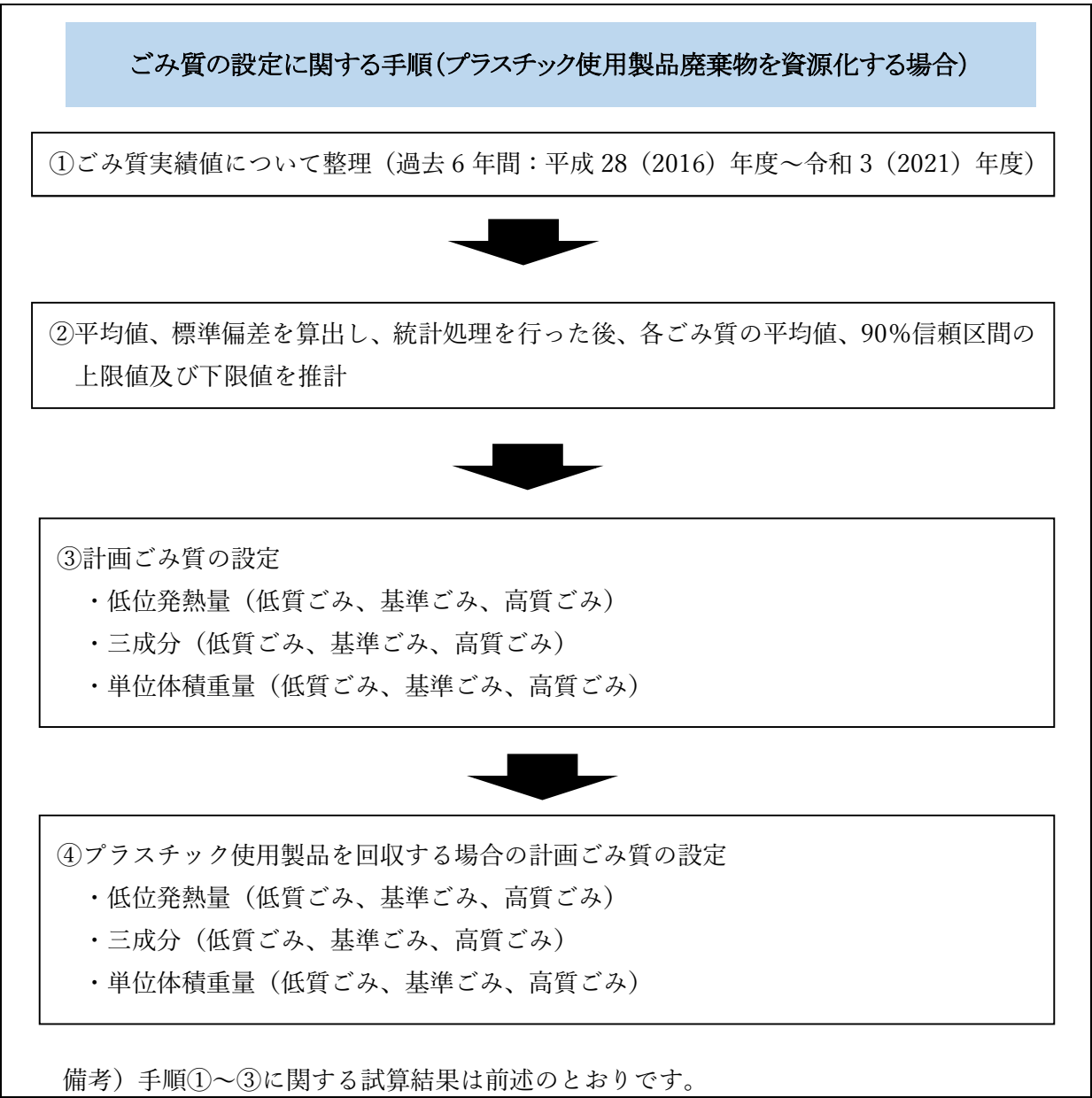


図 7-2-1 ごみ質の設定に関する手順（プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合）

2 計画ごみ質（プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合）

プラスチック使用製品廃棄物の回収後のごみ質の想定及びプラスチック使用製品廃棄物の回収後の計画ごみ質を以下の手順で設定します。

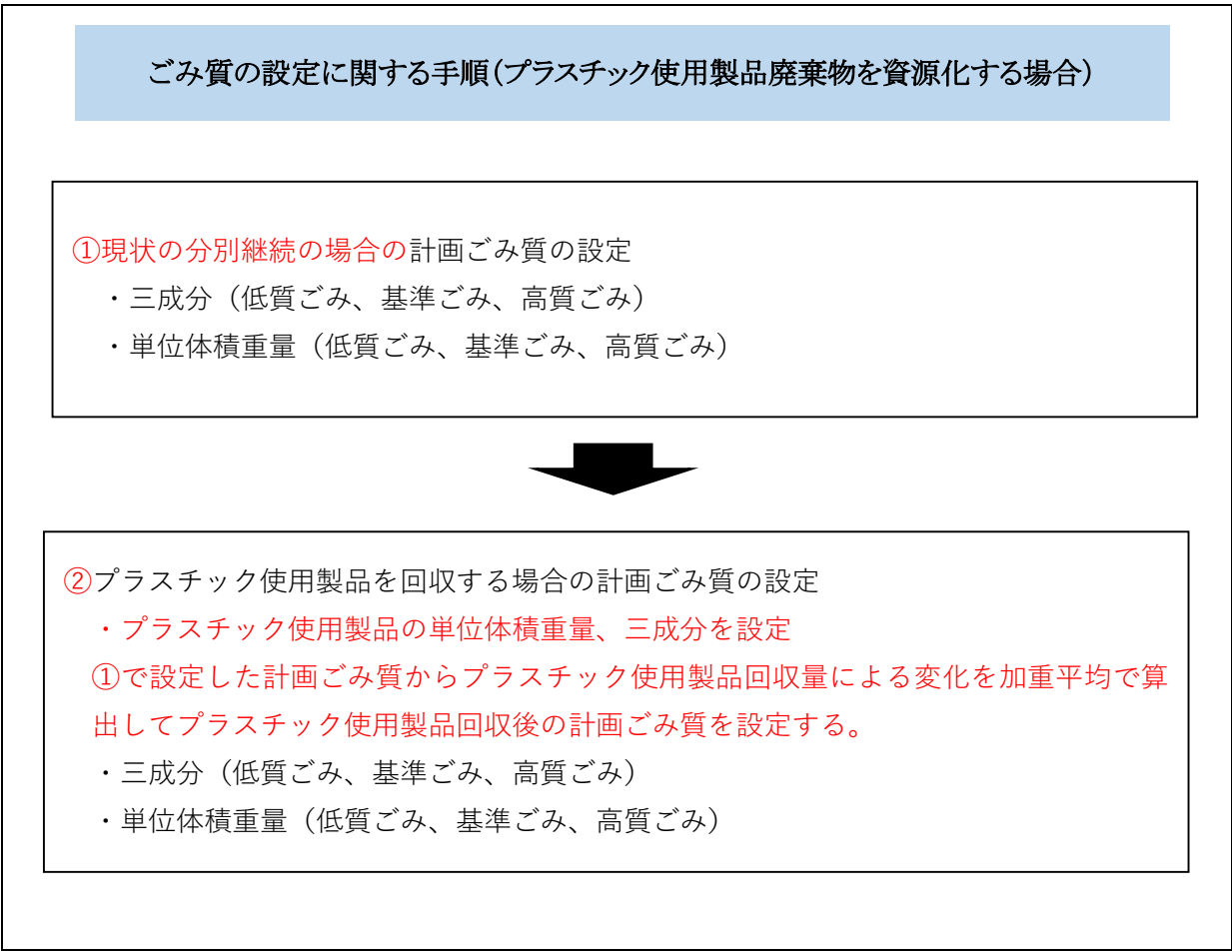


図 3 ごみ質の設定に関する手順（プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合）

表 7-2-1 計画目標年度（令和 15（2033）年度）における焼却ごみ量（現行区分）とごみ質

項 目		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
焼却ごみ量 （現行区分）		t/年	22,475		
三 成 分	水分	%	46.0	38.3	31.2
	可燃分	%	46.6	54.4	62.2
	灰分	%	7.4	7.3	6.6
低位発熱量		kJ/kg	7,700	11,400	15,100
単位容積重量		kg/m ³	123	114	105

備考）焼却ごみ量（現行区分）は、燃やすごみにプラスチック使用製品廃棄物を含みます。

表 7-2-2 プラスチック使用製品廃棄物の回収後の計画ごみ質

項 目		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
焼却ごみ量 （プラ回収後）		t/年	21,569		
三 成 分	水分	%	47.3	39.3	31.8
	可燃分	%	45.1	53.2	61.4
	灰分	%	7.6	7.5	6.8
低位発熱量		kJ/kg	6,800	10,600	14,500
単位容積重量		kg/m ³	124	115	106

備考）プラスチック使用製品廃棄物の回収後の計画ごみ質は、プラスチック使用製品廃棄物を
分別収集し、資源化（906 t/年）を行った場合の値となります。

（プラスチック使用製品廃棄物資源化後の計画ごみ質）

プラスチック使用製品廃棄物の回収後のごみ質の想定及びプラスチック使用製品廃棄物の回
収後の計画ごみ質は、以下のとおりです。

表 7 令和 12（2030）年度までの計画ごみ量（現行区分）とごみ質

項 目		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
焼却ごみ量 （現行区分）		t/年	22,860		
三 成 分	水分	%	45.0	37.9	30.0
	可燃分	%	46.0	54.3	62.2
	灰分	%	9.0	7.8	7.8
単位容積重量		kg/m ³	137	115	93

備考）焼却ごみ量（現行区分）は、燃やすごみにプラスチック使用製品廃棄物を含みます。

プラスチックの性状を以下のように設定して、プラスチック使用製品廃棄物の回収後の計画ご
み質を設定します。

表 8 プラスチック想定性状

	水分※	可燃分※	灰分※	単位体積重量※※
プラスチック性状	16%	82%	2%	24 kg/m ³

※「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017）」p 211 参照
※※「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017）」p 620 参照

表 9 プラスチック使用製品廃棄物の回収後の計画ごみ質（令和 12（2030）年度以降）

項 目		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
焼却ごみ量 （プラ回収後）		t/年	21,936		
三 成 分	水分	%	46.2	38.8	30.6
	可燃分	%	44.5	53.1	61.4
	灰分	%	9.3	8.1	8.0
単位体積重量		kg/m ³	142	119	96

備考）プラスチック使用製品廃棄物の回収後の計画ごみ質は、プラスチック使用製品廃棄物を
分別収集し、資源化（924t/年）を行った場合の値となります。

整備用地

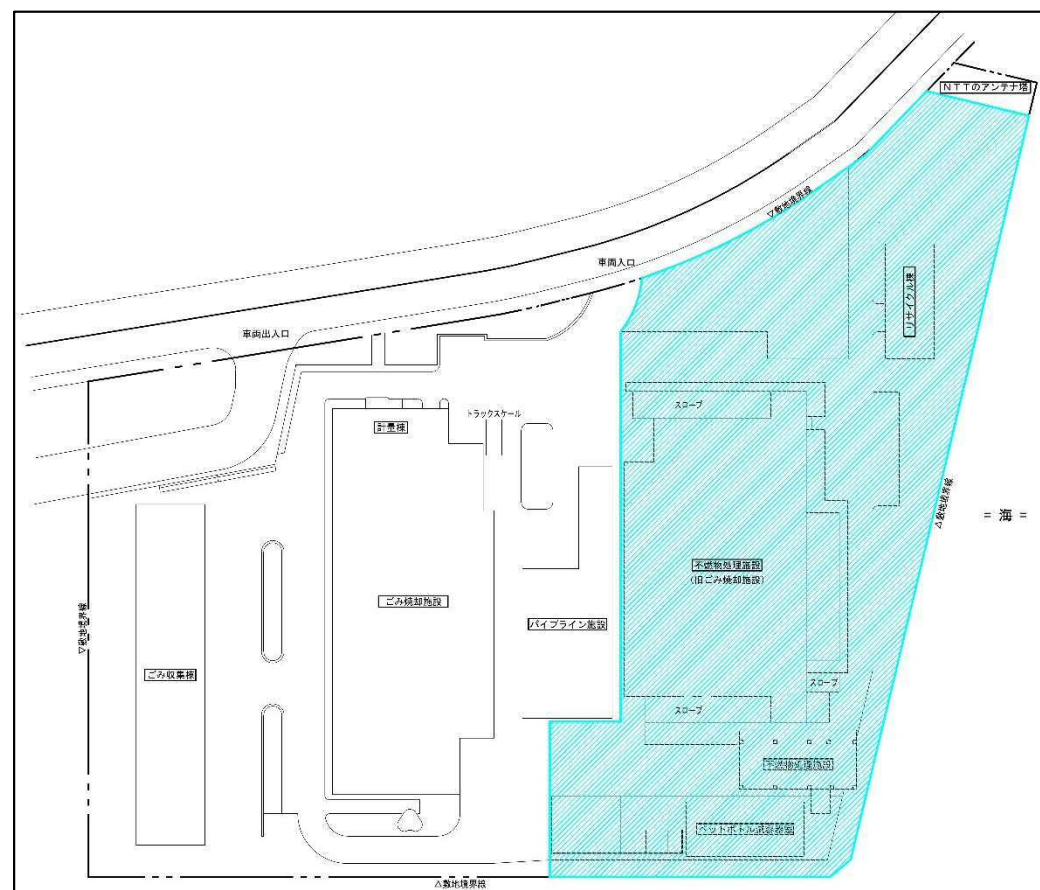
[現在] 焼却施設・資源化施設

9 整備用地

9-1 整備用地の特性

(1) 整備位置

新ごみ処理施設の整備用地については環境処理センター敷地内で下記に示す範囲とします。



所 在：芦屋市浜風町 16 番、17 番 1

・面積：23,697m²

16 番 18,500.00m²

17 番 1 5,197.53m²

・所有者：芦屋市

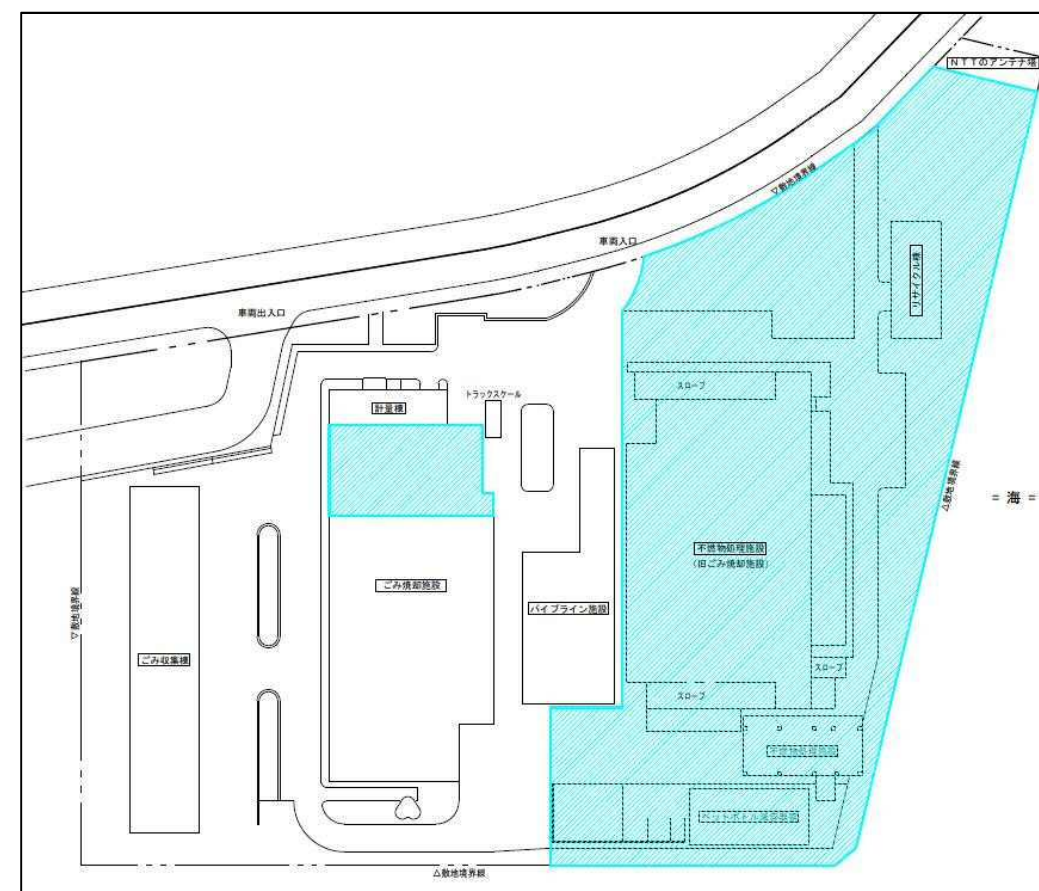
〔追加検討〕 中継施設・資源化施設

9 整備用地

9-1 整備用地の特性

(1) 整備位置

新ごみ処理施設の整備用地については環境処理センター敷地内で下記に示す範囲とします。



所 在：芦屋市浜風町 16 番、17 番 1

・面積：23,697m²

16 番 18,500.00m²

17 番 1 5,197.53m²

・所有者：芦屋市

9-2 整備用地

(1) 都市計画決定事項

都市計画法第 11 条(都市施設)第 2 項に基づいた都市計画決定の概要は以下のとおりです。

表 9-2-1 都市計画決定事項

	旧ごみ焼却施設・当初	現ごみ焼却施設・変更後
名 称	芦屋市清掃工場	芦屋市環境処理センター
位 置	芦屋市南宮町地先 (芦屋浜埋立地)	芦屋市浜風町
面 積	約 1.9ha	約 2.4ha
能 力	処理能力 150t/24h(75t/24h×2 基)	処理能力 230t/24h(115t/24h×2 基) 粗大ごみ処理能力 30t/5h
計画(変更)日 告示番号	S49.6.18 芦屋市告示第 36 号 S50.9.30 芦屋市告示第 48 号	H3.10.7 芦屋市告示第 96 号

(2) 土地利用状況

1) 現用地の土地利用の規制状況

現在の土地規制は以下のとおりです。

- ・区域区分 : 市街化区域
- ・用途地域 : 第 2 種住居地域 (60/200)
- ・防火地域等: 建築基準法第 22 条指定区域
- ・景観地区 : 芦屋景観地区
- ・航空法 : 制限表面区域

2) 関係法令

ごみ焼却施設、資源化施設の整備にあたっての、環境保全及び土地利用規則等の関係法令等は以下のとおりです。

当該用地における各法律の適用状況についても併せて記載します。なお、法令等が改正された場合、その規制に基づいて整備を行っていきます。

関係法令の適用については、適用されるものは「○」、施設の使用状況で適用になる可能性があるものは「△」、現状のところ適用されないものは「－」として表記しました。

9-2 整備用地

(1) 都市計画決定事項

都市計画法第 11 条(都市施設)第 2 項に基づいた都市計画決定の概要は以下のとおりです。

表 9-2-1 都市計画決定事項

	旧ごみ焼却施設・当初	現ごみ焼却施設・変更後
名 称	芦屋市清掃工場	芦屋市環境処理センター
位 置	芦屋市南宮町地先 (芦屋浜埋立地)	芦屋市浜風町
面 積	約 1.9ha	約 2.4ha
能 力	処理能力 150t/24h(75t/24h×2 基)	処理能力 230t/24h(115t/24h×2 基) 粗大ごみ処理能力 30t/5h
計画(変更)日 告示番号	S49.6.18 芦屋市告示第 36 号 S50.9.30 芦屋市告示第 48 号	H3.10.7 芦屋市告示第 96 号

(2) 土地利用状況

1) 現用地の土地利用の規制状況

現在の土地規制は以下のとおりです。

- ・区域区分 : 市街化区域
- ・用途地域 : 第 2 種住居地域 (60/200)
- ・防火地域等: 建築基準法第 22 条指定区域
- ・景観地区 : 芦屋景観地区
- ・航空法 : 制限表面区域

2) 関係法令

中継施設、新資源化施設の整備にあたっての、環境保全及び土地利用規則等の関係法令等は以下のとおりです。

当該用地における各法律の適用状況についても併せて記載します。なお、法令等が改正された場合、その規制に基づいて整備を行っていきます。

関係法令の適用については、適用されるものは「○」、施設の使用状況で適用になる可能性があるものは「△」、現状のところ適用されないものは「－」として表記しました。

表 9-2-2 環境保全に関する法令			表 9-2-2 環境保全に関する法令		
法 律 名	適 用 範 囲 等	適 用	法 律 名	適 用 範 囲 等	適 用
廃棄物処理法	処理能力が1日5t以上のごみ処理施設(ごみ焼却施設においては、1時間当り200kg以上又は、火格子面積が2㎡以上)は本法の対象となる。	○	廃棄物処理法	中継施設は廃棄物処理施設には該当しないが、資源化施設の処理能力が1日5t以上のごみ処理施設に該当するため本法の対象となる。	○
大気汚染防止法	火格子面積が2㎡以上、又は焼却能力が1時間当り200kg以上であるごみ焼却炉は、本法のばい煙発生施設に該当する。	○	大気汚染防止法	ばい煙発生施設に該当しないため対象外となる。	—
水質汚濁防止法	処理能力が1時間当り200kg以上又は、火格子面積が2㎡以上のごみ焼却施設から河川、湖沼等公共用水域に排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○	水質汚濁防止法	処理能力が1時間当り200kg以上又は、火格子面積が2㎡以上のごみ焼却施設から河川、湖沼等公共用水域に排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○
騒音規制法	著しい騒音を発生させる施設であって、政令で定めるものは、「特定施設」として規制の対象である。※圧縮機の動力7.5kW以上など。	○	騒音規制法	著しい騒音を発生させる施設であって、政令で定めるものは、「特定施設」として規制の対象である。※圧縮機の動力7.5kW以上など。	○
振動規制法	著しい振動を発生させる施設であって、政令で定めるものは、「特定施設」として規制の対象である。※圧縮機の動力7.5kW以上など。	○	振動規制法	著しい振動を発生させる施設であって、政令で定めるものは、「特定施設」として規制の対象である。※圧縮機の動力7.5kW以上など。	○
悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、知事が指定する地域では規制を受ける。	○	悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、知事が指定する地域では規制を受ける。	○
下水道法	1時間当り200kg以上又は、火格子面積が2㎡以上のごみ焼却施設は、公共下水道に排水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	△ 排水処理方法による	下水道法	1時間当り200kg以上又は、火格子面積が2㎡以上のごみ焼却施設は、公共下水道に排水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	△ 排水処理方法による
ダイオキシン類対策特別措置法	工場又は事業場に設置される廃棄物焼却炉その他施設で焼却能力が時間当り50kg以上又は火格子面積が0.5㎡以上の施設で、ダイオキシン類を大気中に排出又はこれを含む汚水もしくは廃水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類を大気中に排出又はこれを含む汚水もしくは廃水を排出する施設ではないため、本法の特定施設に該当しない。	—
土壌汚染対策法	有害物質使用特定施設を廃止した時、健康被害が生じるおそれがある時、一定規模(3,000㎡以上)の形質変更を行う時は、本法の適用を受ける。なお、清掃工場は有害物質使用特定施設には該当しない。 しかし、都道府県の条例で排水処理施設を有害物の「取扱い」に該当するとの判断をして、条例を適用する場合がある。	△ 形質変更、もしくは排水処理施設の有無による	土壌汚染対策法	有害物質使用特定施設を廃止した時、健康被害が生じるおそれがある時、一定規模(3,000㎡以上)の形質変更を行う時は、本法の適用を受ける。なお、清掃工場は有害物質使用特定施設には該当しない。 しかし、都道府県の条例で排水処理施設を有害物の「取扱い」に該当するとの判断をして、条例を適用する場合がある。	△ 形質変更、もしくは排水処理施設の有無による

表 9-2-3 土地利用規制等に関する法令（1/3）			表 9-2-3 土地利用規制等に関する法令（1/3）		
法 律 名	適 用 範 囲 等	適 用	法 律 名	適 用 範 囲 等	適 用
都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。	名称の変更時	都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。	名称の変更時
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築、改築、又は除却する場合は河川管理者の許可が必要。	—	河川法	河川区域内の土地において工作物を新築、改築、又は除却する場合は河川管理者の許可が必要。	—
急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造の制限。	—	急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造の制限。	—
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。	—	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。	—
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。	○	海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。	○
道路法	電柱、電線、水道管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。	—	道路法	電柱、電線、水道管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。	—
緑地保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。	—	緑地保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。	—
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築、改築、又は増築する場合、国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。	—	自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築、改築、又は増築する場合、国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。	—
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。	—	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。	—
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。	—	農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。	—
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合。臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合。	—	港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合。臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合。	—
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	—	都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	—
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	—	土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	—
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。	—	文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。	—
工業用水法	指定地域内の井戸(吐出口の断面積の合計が 6 cm ² を超えるもの)により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合。	—	工業用水法	指定地域内の井戸(吐出口の断面積の合計が 6 cm ² を超えるもの)により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合。	—
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備(吐出口の断面積の合計が 6 cm ² を超えるもの)により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合。	—	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備(吐出口の断面積の合計が 6 cm ² を超えるもの)により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合。	—

表 9-2-3 土地利用規制等に関する法令（2/3）			表 9-2-3 土地利用規制等に関する法令（2/3）		
法 律 名	適 用 範 囲 等	適 用	法 律 名	適 用 範 囲 等	適 用
建築基準法	51 条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同条 ただし書きでは、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許 可した場合及び増築する場合はこの限りでない。 建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。なお、用 途地域別の建築物の制限有。	○	建築基準法	51 条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同条 ただし書きでは、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許 可した場合及び増築する場合はこの限りでない。 建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。なお、用 途地域別の建築物の制限有。	○
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して消防長又は消防署長の同意を得 なければ、建築確認等は不可。重油タンク等は危険物貯蔵所として 本法により規制。	○	消防法	建築主事は、建築物の防火に関して消防長又は消防署長の同意を得 なければ、建築確認等は不可。重油タンク等は危険物貯蔵所として 本法により規制。	○
航空法	進入表面、転移表面又は平表面の上に出る高さの建造物の設置に制 限地表又は水面から 60m 以上の高さの物件及び省令で定められた 物件には、航空障害灯が必要。昼間において航空機から視認が困難 であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の 高さのものには昼間障害標識が必要。	○	航空法	進入表面、転移表面又は平表面の上に出る高さの建造物の設置に制 限地表又は水面から 60m 以上の高さの物件及び省令で定められた 物件には、航空障害灯が必要。昼間において航空機から視認が困難 であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の 高さのものには昼間障害標識が必要となる。	○
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが 31m を超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。	○	電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが 31m を超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。	○
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合。	—	有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合。	—
有線テレビジョン放送 法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジ ョン放送の業務を行う場合。	—	有線テレビジョン放送 法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジ ョン放送の業務を行う場合。	—
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。	△	高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。	△
電気事業法	特別高圧(7,000V を超える)で受電する場合。高圧受電で受電電力の 容量が 50kW 以上の場合。自家用発電設備を設置する場合及び非常 用予備発電装置を設置する場合。	○	電気事業法	特別高圧(7,000V を超える)で受電する場合。高圧受電で受電電力の 容量が 50kW 以上の場合。自家用発電設備を設置する場合及び非常 用予備発電装置を設置する場合。	○
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関連記述が存在。	○	労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関連記述が存在。	○
自然環境保全法	原生自然環境保全地域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を 行う場合。	—	自然環境保全法	原生自然環境保全地域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を 行う場合。	—
森林法	保安林等にごみ処理施設を建設する場合。	—	森林法	保安林等にごみ処理施設を建設する場合。	—
災害防止法	土砂災害警戒区域等にごみ処理施設を建設する場合。	—	災害防止法	土砂災害警戒区域等にごみ処理施設を建設する場合。	—
砂防法	砂防指定地区内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許 可が必要。	—	砂防法	砂防指定地区内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許 可が必要。	—
地すべり等防止法	地すべり防止区域にごみ処理施設を建設する場合。	—	地すべり等防止法	地すべり防止区域にごみ処理施設を建設する場合。	—
農業振興地域の整備に 関する法律	農業地区域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	—	農業振興地域の整備に 関する法律	農業地区域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	—

表 9-2-3 土地利用規制等に関する法令（3/3）			表 9-2-3 土地利用規制等に関する法令（3/3）		
法 律 名	適 用 範 囲 等	適 用	法 律 名	適 用 範 囲 等	適 用
景観法	景観計画区域内において建築等を行う場合は、届出の必要性や建築物の形態意匠の制限がかかることがある。	○	景観法	景観計画区域内において建築等を行う場合は、届出の必要性や建築物の形態意匠の制限がかかることがある。	○
芦屋市住みよいまちづくり条例	特定建築物に該当する場合。	○	芦屋市住みよいまちづくり条例	特定建築物に該当する場合。	○
福祉のまちづくり条例（県条例）	官公庁施設で、多数の者が利用する特定施設である場合。	○	福祉のまちづくり条例（県条例）	官公庁施設で、多数の者が利用する特定施設である場合。	○
芦屋市屋外広告物条例	施設整備にあたって、外壁や煙突などを広告物と捉えられる場合。	○	芦屋市屋外広告物条例	施設整備にあたって、 外壁など を広告物と捉えられる場合。	○
環境の保全と創造に関する条例(県条例)	著しい騒音・振動を発生させる施設であって、政令で定める「特定施設」となる場合。※圧縮機の動力 7.5kW 以上など。	○	環境の保全と創造に関する条例(県条例)	著しい騒音・振動を発生させる施設であって、政令で定める「特定施設」となる場合。※圧縮機の動力 7.5kW 以上など。	○
芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例	清掃事業施設として、名称及び所在地等を変更する場合。	名称の変更時	芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例	清掃事業施設として、名称及び所在地等を変更する場合。	名称の変更時

土木建築工事計画

[現在] 焼却施設・資源化施設	[追加検討] 中継施設・資源化施設
10 土木建築工事計画 10-1 構造種別の基本的事項 (1) プラント施設 ごみ焼却施設及び資源化施設からなるプラント施設のプラットホーム（ヤード含む）、ごみピット、ごみピット上屋、送風機室及び破碎機室は、鉄筋コンクリート構造もしくは鉄骨 ALC 構造等とし、整備場所の用途に応じて適切な構造を採用します。 以下に主な留意事項を示します。 ・灰押出装置、灰搬出装置は 1 階に配置し、焼却炉は基本的に 2 階以上の鉄筋コンクリート構造等の床に配置します。 ・設置した機器による騒音・振動及び防水性に配慮した構造とします。 ・特に、重要施設に該当する特別高圧受電設備や発電関連設備は 2 階以上に配置します。 ・ごみピットや破碎機室のコンベア室等、構造上やむを得ない場合を除き、地下構造をできるだけ採用しない計画とします。 ・騒音・振動が発生する機器類は、防音処理をした専用室に配置します。 ・破碎機室には爆発時の安全対策として、爆発放散筒等を設けます。 (2) 管理施設 ごみ焼却施設もしくは資源化施設に併設する管理施設は、鉄筋コンクリート構造もしくは鉄骨 ALC 構造等とし、気密性、遮音性、断熱性を保持し、居住性等に考慮して、整備場所の用途に応じて適切な構造を採用します。必要と想定される諸室としては、事務室、書庫、更衣室、休憩室、湯沸室、洗濯室、乾燥室、浴室等が考えられます。運転委託方法及び業務範囲の振り分け結果を踏まえ、それぞれの運用方法に基づき必要となる諸室の大きさや数量を検討していきます。 管理施設の事務用及び見学者用管理区域には、来客用玄関、玄関ホール、エレベーター（身体障がい者対応）、トイレ（ユニバーサルトイレ）、会議室（大、小）、研修室、備品用倉庫、見学者用通路・ホール、再生品・不用品展示販売コーナー、再生工房室（予備室含む）、倉庫等の設置を検討していきます。 また、これらの区域は、身体障がい者や高齢者に配慮した計画とします。 構造種別の基本的事項については、上記事項を基本とし、経済性及び耐震性を踏まえて検討します。	10 土木建築工事計画 10-1 構造種別の基本的事項 (1) プラント施設（資源化施設） 資源化施設のプラント施設のプラットホーム（ヤード含む）上屋、送風機室及び破碎機室は、鉄筋コンクリート構造もしくは鉄骨 ALC 構造等とし、整備場所の用途に応じて適切な構造を採用します。 以下に主な留意事項を示します。 ・設置した機器による騒音・振動及び防水性に配慮した構造とします。 ・特に、重要施設に該当する特別高圧受電設備や発電関連設備は 2 階以上に配置します。 ・破碎機室のコンベア室等、構造上やむを得ない場合を除き、地下構造をできるだけ採用しない計画とします。 ・騒音・振動が発生する機器類は、防音処理をした専用室に配置します。 ・破碎機室には爆発時の安全対策として、爆発放散筒等を設けます。 (2) 管理施設 資源化施設に併設する管理施設は、鉄筋コンクリート構造もしくは鉄骨 ALC 構造等とし、気密性、遮音性、断熱性を保持し、居住性等に考慮して、整備場所の用途に応じて適切な構造を採用します。必要と想定される諸室としては、事務室、書庫、更衣室、休憩室、湯沸室、洗濯室、乾燥室、浴室等が考えられます。既存施設に整備する中継施設も含め運転委託方法及び業務範囲の振り分け結果を踏まえ、それぞれの運用方法に基づき必要となる諸室の大きさや数量を検討していきます。 管理施設の事務用及び見学者用管理区域には、来客用玄関、玄関ホール、エレベーター（身体障がい者対応）、トイレ（ユニバーサルトイレ）、会議室（大、小）、研修室、備品用倉庫、見学者用通路・ホール、再生品・不用品展示販売コーナー、再生工房室（予備室含む）、倉庫等の設置を検討していきます。 また、これらの区域は、身体障がい者や高齢者に配慮した計画とします。 構造種別の基本的事項については、上記事項を基本とし、経済性及び耐震性を踏まえて検討します。

10-2 耐震性能

「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和 3 年 4 月改訂 環境省）」では、ごみ処理施設の耐震性について、次の基準に準じた設計・施工を行うことが示されています。

また、最新の動向（「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」（令和 4 年 11 月）環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課））を踏まえ検討を行います。

- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月制定 国土交通省）
- 建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版
（平成 26（2014）年発行 一般財団法人日本建築センター）
- 火力発電所の耐震設計規程 JEAC 3605-2019
（令和元（2019）年発行 一般社団法人日本電気協会）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
（令和 3（2021）年版 一般社団法人公共建築協会）

建築基準法では、「中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じない。」ことを耐震基準の目標としており、上記基準に則って耐震設計を行うことで、震度 6 弱までの地震には耐えられると考えられます。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、官庁施設の構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震安全性の目標を定めています。各部位における目標を表 10-2-1 に示します。

10-2 耐震性能

「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和 3 年 4 月改訂 環境省）」では、ごみ処理施設の耐震性について、次の基準に準じた設計・施工を行うことが示されています。

また、最新の動向（「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」（令和 4 年 11 月）環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課））を踏まえ検討を行います。

- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月制定 国土交通省）
- 建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版
（平成 26（2014）年発行 一般財団法人日本建築センター）

- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
（令和 3（2021）年版 一般社団法人公共建築協会）

建築基準法では、「中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じない。」ことを耐震基準の目標としており、上記基準に則って耐震設計を行うことで、震度 6 弱までの地震には耐えられると考えられます。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、官庁施設の構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震安全性の目標を定めています。各部位における目標を表 10-2-1 に示します。

表10-2-1 構造体、建築非構造部材及び建築設備における耐震安全性の目標

部位	分類	内 容
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典）官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25（2013）年3月制定）

次に、対象施設ごとの耐震安全性の目標を表 10-2-2 に示します。

表10-2-1 構造体、建築非構造部材及び建築設備における耐震安全性の目標

部位	分類	内 容
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典）官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25（2013）年3月制定）

次に、対象施設ごとの耐震安全性の目標を表 10-2-2 に示します。

表 10-2-2 対象施設ごとの耐震安全性の目標						表 10-2-2 対象施設ごとの耐震安全性の目標					
官庁施設の種類			耐震安全性の分類			官庁施設の種類			耐震安全性の分類		
本基準	位置・規模・構造の基準		構造体	建築部材 非構造	建築設備	本基準	位置・規模・構造の基準		構造体	建築部材 非構造	建築設備
災害応急対策活動に必要な官庁施設	(1)	災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（2）から（11）において同じ。）	I 類	A 類	甲類	災害応急対策活動に必要な官庁施設	(1)	災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（2）から（11）において同じ。）	I 類	A 類	甲類
	(2)	災害対策基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、2 以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設	I 類	A 類	甲類		(2)	災害対策基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、2 以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設	I 類	A 類	甲類
	(3)	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域内にある（2）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設	I 類	A 類	甲類		(3)	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域内にある（2）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設	I 類	A 類	甲類
	(4)	（2）及び（3）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方气象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	II 類	A 類	甲類		(4)	（2）及び（3）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方气象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	II 類	A 類	甲類
	(5)	病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	I 類	A 類	甲類		(5)	病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	I 類	A 類	甲類
	(6)	病院であって、（5）に掲げるもの以外の官庁施設	II 類	A 類	甲類		(6)	病院であって、（5）に掲げるもの以外の官庁施設	II 類	A 類	甲類
多数の者が利用する官庁施設	(7)	学校、研修施設等であって、災害対策基本法第 2 条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	II 類	A 類	乙類	多数の者が利用する官庁施設	(7)	学校、研修施設等であって、災害対策基本法第 2 条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	II 類	A 類	乙類
	(8)	学校、研修施設等であって、(7)に掲げるもの以外の官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	II 類	B 類	乙類		(8)	学校、研修施設等であって、(7)に掲げるもの以外の官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	II 類	B 類	乙類
	(9)	社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設	II 類	B 類	乙類		(9)	社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設	II 類	B 類	乙類
危険物を貯留又は使用する官庁施設	(10)	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	I 類	A 類	甲類	危険物を貯留又は使用する官庁施設	(10)	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	I 類	A 類	甲類
	(11)	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	II 類	A 類	甲類		(11)	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	II 類	A 類	甲類
その他	(12)	（1）から（11）に掲げる官庁施設以外のもの	III 類	B 類	乙類	その他	(12)	（1）から（11）に掲げる官庁施設以外のもの	III 類	B 類	乙類
出典）官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和 3（2021）年版）から整理						出典）官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和 3（2021）年版）から整理					

新ごみ処理施設のうち計量棟を除く施設は表10-2-2（11）に該当、計量棟のみ同表（12）に該当することとし、耐震安全性の目標を定め、施設整備を行います。

耐震安全分類としては、計量棟を除く施設は、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類とし、計量棟は、構造体：Ⅲ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類とします。

次に、設備機器の設計用標準震度は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」において、表10-2-3のとおり示されています。

表10-2-3 設備機器の設計用標準震度

	設備機器の耐震クラス		
	耐震クラス S	耐震クラス A	耐震クラス B
上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0
中層階	1.5	1.0	0.6
地階及び1階	1.0（1.5）	0.6（1.0）	0.4（0.6）

出典）建築設備耐震設計・施工指針2014年版

- ※ （ ）内の数値は水槽類に適用する。
- ※ 上層階とはここでは最上階を指し、中層階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないものを指す。

さらに、各設備機器の耐震クラス区分について、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」を参考に、表10-2-4のとおり設定します。

表10-2-4 設備機器の耐震クラス

	耐震クラス S	耐震クラス A	耐震クラス B
設備機器	・インフラ設備（受水槽、給水ポンプ類） ・防災設備（消火ポンプ、非常用照明、自動火災報知受信機等）	・空調設備 ・換気送風機 ・一般照明 ・給湯器	・左記以外

新ごみ処理施設のうち中継施設部分と計量棟を除く施設は表10-2-2（11）に該当、計量棟のみ同表（12）に該当することとし、耐震安全性の目標を定め、施設整備を行います。

耐震安全分類としては、中継施設部分と計量棟を除く施設は、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類とし、計量棟は、構造体：Ⅲ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類とします。

なお、中継施設として運用を継続する既存施設は平成 8（1996）年2月供用開始であり、昭和56（1981）年に施行された新耐震基準以降に建設されているため新たな耐震補強等は不要とします。

次に、設備機器の設計用標準震度は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」において、表10-2-3のとおり示されています。

表10-2-3 設備機器の設計用標準震度

	設備機器の耐震クラス		
	耐震クラス S	耐震クラス A	耐震クラス B
上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0
中層階	1.5	1.0	0.6
地階及び1階	1.0（1.5）	0.6（1.0）	0.4（0.6）

出典）建築設備耐震設計・施工指針2014年版

- ※ （ ）内の数値は水槽類に適用する。
- ※ 上層階とはここでは最上階を指し、中層階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないものを指す。

さらに、各設備機器の耐震クラス区分について、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」を参考に、表10-2-4のとおり設定します。

表10-2-4 設備機器の耐震クラス

	耐震クラス S	耐震クラス A	耐震クラス B
設備機器	・インフラ設備（受水槽、給水ポンプ類） ・防災設備（消火ポンプ、非常用照明、自動火災報知受信機等）	・空調設備 ・換気送風機 ・一般照明 ・給湯器	・左記以外

また、ボイラ支持鉄骨等の設計は「火力発電所の耐震設計規程 JEAC3605-2019」を適用し、その重要度の定義については、表10-2-5のとおり示されています。

表10-2-5 重要度の定義

重要度	係数	内容
I a	1.00	その損傷が、発電所外の人命、財産、施設、環境に多大な損害を与えるおそれのあるもの、又は、主要設備の安全停止に支障を及ぼし、二次的被害を生じさせるおそれのあるもの
I	0.80	その損傷が、発電所外の財産、施設、環境に多大な損害を与えるおそれのあるもの
II	0.65	その損傷が、電力の供給に支障を及ぼすおそれのあるもの
III	0.5	その他通常の耐震性を要するもの

出典）火力発電所の耐震設計規程JEAC3605-2019

新ごみ処理施設では発電を行うことが想定されますが、主に施設内で電力消費され、損傷により新ごみ処理施設外の財産、施設、環境に多大な損傷を与えることは考えにくいことから、重要度Ⅱ(係数0.65)を採用することとします。(震度法による設計水平深度算定)

10-3 意匠に係る基本的事項

(1) 外部仕上げ

周辺環境と調和し、良好な景観の形成に配慮します。また、親近感や清潔感、さらに建物相互(ごみ焼却施設及び資源化施設)の統一性に配慮します。

施工難度の高い材料を使用せず、機能を損なわないよう簡潔なものとしします。

経年変化が少なく、耐久性及び耐候性に優れ、維持管理の容易な材料を使用することで、竣工時の美観を長期間保持します。給気口、屋根を含め外部に面する窓枠、ドア等は、塩害対策として腐食に強い材質（重耐塩仕様）を使用したものとしします。

具体的な事項については、意匠仕様（案）がメーカーから提出された後、芦屋市景観地区景観形成ガイドラインを踏まえ検討するものとしします。

(2) 内部仕上げ

各諸室の機能及び用途に応じ最適な仕上げとしします。また、親近感や清潔感、さらに建物相互(ごみ焼却施設及び資源化施設)の統一性に配慮します。

耐久性、維持管理性、意匠性、経済性等に優れた仕上げ材料を採用します。

空調を利用する諸室は結露防止を考慮し、騒音が発生する諸室は吸音性のある材料を壁面及び天井に採用します。

10-3 意匠に係る基本的事項

(1) 外部仕上げ

周辺環境と調和し、良好な景観の形成に配慮します。また、親近感や清潔感、さらに建物相互(中継施設及び新資源化施設)について、デザイン（景観等）の統一などに配慮します。

施工難度の高い材料を使用せず、機能を損なわないよう簡潔なものとしします。

経年変化が少なく、耐久性及び耐候性に優れ、維持管理の容易な材料を使用することで、竣工時の美観を長期間保持します。給気口、屋根を含め外部に面する窓枠、ドア等は、塩害対策として腐食に強い材質（重耐塩仕様）を使用したものとしします。

具体的な事項については、意匠仕様（案）がメーカーから提出された後、芦屋市景観地区景観形成ガイドラインを踏まえ検討するものとしします。

(2) 内部仕上げ

各諸室の機能及び用途に応じ最適な仕上げとしします。

耐久性、維持管理性、意匠性、経済性等に優れた仕上げ材料を採用します。

空調を利用する諸室は結露防止を考慮し、騒音が発生する諸室は吸音性のある材料を壁面及び天井に採用します。

なお、内部仕上げ材については、「芦屋市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針（平成25（2013）年12月）」を十分に配慮し、床、腰壁、内部建具等を中心に木質化を図る部材での採用を検討するものとします。 10-4 使用製品及び材料の調達・採用方針 ・使用場所や用途等の条件に適合する製品を使用し、日本産業規格（J I S）等の規格が定められているものは、規格品を採用します。 ・「国等による環境物品の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 13 年環境省告示第 11 号）」に定められた環境物品等の採用に努めます。 ・海外調達材料を使用する場合は、施設の要求水準を満足し、原則として日本産業規格(J I S)等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料を採用します。 ・施設の稼働後も支障なく調達できる使用製品及び材料を採用します。 ・建築材料のうち、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）」に基づくトップランナー制度において、特定熱損失防止建築材料（断熱材、サッシ、ガラス等）に該当するものについては、同制度における目標基準（以下「トップランナー基準」という。）に対応した材料の採用に努めます。 10-5 施設配置及び動線計画 市民と事業者の車両動線は基本的に交差を避けた一方通行とし、遮断機や一旦停止を適所に設置し、可能な限り分離して走行できるようにするなど、十分に安全性を考慮した検討を行います。 薬剤や燃料の搬入や資源化物、飛灰処理物及び焼却残さの搬出が考えられますが、上記と同様、基本的に一方通行として検討を進めます。 なお、資源化物の搬出車両は大型車両となるため、安全通行ができるよう動線・幅員・走行時間帯について十分な検討を行います。 10-6 造成計画（浸水対策） 浸水対策については、盛土（嵩上げ）、重要機器の上層階への配置、止水板等の浸水防水用設備の設置などを複合的に検討し採用することが経済的かつ効果的であると考えられます。 芦屋市高潮防災情報マップ（令和元（2019）年 12 月発行）では、当該用地における高潮浸水想定区域の最大浸水深は 1.0m以上 3.0m未満と示されています。当該用地の南側護岸は「兵庫県高潮対策 10 箇年計画（令和元（2019）年度～令和 10（2028）年度）」の尼崎西宮芦屋港芦屋浜地区（2.5km）の一部に該当しており、事業期間は、令和 4（2022）年度～令和 7（2025）年度となっていますが、万一の高潮発生を考慮し、最大 3.0m までの高潮被害を想定して検討することとします。 表 10-6-1 に当該用地における高潮被害想定を示します。	なお、内部仕上げ材については、「芦屋市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針（平成25（2013）年12月）」を十分に配慮し、床、腰壁、内部建具等を中心に木質化を図る部材での採用を検討するものとします。 10-4 使用製品及び材料の調達・採用方針 ・使用場所や用途等の条件に適合する製品を使用し、日本産業規格（J I S）等の規格が定められているものは、規格品を採用します。 ・「国等による環境物品の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 13 年環境省告示第 11 号）」に定められた環境物品等の採用に努めます。 ・海外調達材料を使用する場合は、施設の要求水準を満足し、原則として日本産業規格(J I S)等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料を採用します。 ・施設の稼働後も支障なく調達できる使用製品及び材料を採用します。 ・建築材料のうち、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）」に基づくトップランナー制度において、特定熱損失防止建築材料（断熱材、サッシ、ガラス等）に該当するものについては、同制度における目標基準（以下「トップランナー基準」という。）に対応した材料の採用に努めます。 10-5 施設配置及び動線計画 市民と事業者の車両動線は基本的に交差を避けた一方通行とし、遮断機や一旦停止を適所に設置し、可能な限り分離して走行できるようにするなど、十分に安全性を考慮した検討を行います。 薬剤や燃料の搬入や資源化物及び不燃物残さの搬出が考えられますが、上記と同様、基本的に一方通行として検討を進めます。 なお、資源化物の搬出車両は大型車両となるため、安全通行ができるよう動線・幅員・走行時間帯について十分な検討を行います。 10-6 造成計画（浸水対策） 浸水対策については、盛土（嵩上げ）、重要機器の上層階への配置、止水板等の浸水防水用設備の設置などを複合的に検討し採用することが経済的かつ効果的であると考えられます。 芦屋市高潮防災情報マップ（令和元（2019）年 12 月発行）では、当該用地における高潮浸水想定区域の最大浸水深は 1.0m以上 3.0m未満と示されています。当該用地の南側護岸は「兵庫県高潮対策 10 箇年計画（令和元（2019）年度～令和 10（2028）年度）」の尼崎西宮芦屋港芦屋浜地区（2.5km）の一部に該当しており、事業期間は、令和 4（2022）年度～令和 7（2025）年度となっていますが、万一の高潮発生を考慮し、最大 3.0m までの高潮被害を想定して検討することとします。 表 10-6-1 に当該用地における高潮被害想定を示します。
---	--

表10-6-1 当該用地における高潮被害想定

被害項目	高潮被害想定
最大浸水深	1.0m以上3.0m未満
浸水継続時間	12時間未満

浸水継続時間：氾濫水が到達した後、浸水深0.5mに達してから、その水深を下回るまでの時間
出典）芦屋市高潮防災情報マップ（令和元（2019）年12月）

新ごみ焼却施設では、最大浸水深の被害が発生した場合においても継続稼働への影響を最小限とするための対策を講じます。

浸水対策として「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」（令和4（2022）年11月環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）に基づき、現段階では、施設に求める1)「役割・機能」、2)「確保すべき安全性の目標」を定めることとします。

表10-6-1 当該用地における高潮被害想定

被害項目	高潮被害想定
最大浸水深	1.0m以上3.0m未満
浸水継続時間	12時間未満

浸水継続時間：氾濫水が到達した後、浸水深0.5mに達してから、その水深を下回るまでの時間
出典）芦屋市高潮防災情報マップ（令和元（2019）年12月）

中継施設及び新資源化施設では、最大浸水深の被害が発生した場合においても継続稼働への影響を最小限とするための対策を講じます。

浸水対策として「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」（令和4（2022）年11月環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）に基づき、現段階では、施設に求める1)「役割・機能」、2)「確保すべき安全性の目標」を定めることとします。

10-7 煙突

(1) 煙突構造

煙突は排ガスを排出する設備であり、排出機能を有する筒身本体を鉄筋コンクリート構造とする場合と鋼製構造とする場合がありますが、近年は腐食や劣化の進行が判定しやすい鋼製構造が一般的です。

鋼製筒身の場合は、自立型の他、地震荷重や風荷重を受けて鋼製筒身（内筒）を支持する機能を有する外筒を持つ「内筒＋外筒型」があります。

外筒は鉄筋コンクリート構造が一般的ですが、建屋一体型や鉄骨構造で外装材としてALC板、PC板、膜材を利用している事例も増加してきており、今後のメーカー提案も踏まえ検討・決定していきます。

(2) 煙突高

規制物質の拡散の面では、より高い方が望ましくなりますが、他施設での採用事例をみると59mが最も多い状況です。60m以上の煙突を採用した場合、一般的に採用される施設一体型の煙突構造の採用が困難となるため、大きな煙突基礎が必要になり、建設コストも高くなります。

さらに、航空法により航空障害灯又は昼間障害標識を設けることが必要となり、航空障害灯を設置する場合、維持管理のための設備及び管理費用が継続的に生じます。

以上のことから煙突高は59mが望ましいと考えますが、今後実施予定の生活環境影響調査の結果を踏まえて最終決定していきます。

1) 同規模のごみ焼却施設における煙突高の事例調査

施設規模が88 t／日程度と想定され、1 炉当り44 t／日となるため、最小の施設規模を50 t／日、88 t／日を中位として最大の施設規模を150 t／日とします。この50～150 t／日施設規模のごみ焼却施設（ストーカ炉）で平成24（2012）年度以降に建設事業を開始した62件の施設の煙突高について調査しました。結果を表10-7-1に示します。

最小は煙突高32mで施設規模71 t／日、最大は煙突高100mで施設規模150 t／日であり、最も多く採用されている煙突高（最頻値）は59mで43件でした。

なお、現在の本市ごみ焼却施設の煙突高は59mとなっています。

10-7 クレーンバケット

中継施設として既存焼却施設のごみピット内に架台を整備して、車両を乗入して荷台に可燃ごみを積込むことになるため、既存のクレーンについて、搬送トラックの荷台幅に合わせた大きさであるかを確認して、必要に応じてクレーンバケットの容量や種類の変更を検討します。

表 10-7-1 施設規模 50 - 150t 以下のごみ焼却施設における煙突高について

都道府県	施設名称 (地方公共団体名)	建設事業 開始年度	施設規模	煙突高
			[t/24h]	[m]
奈良	葛城市	H24	50	40
長崎	長与・時津環境施設組合		54	59
滋賀	近江八幡市		76	59
埼玉	飯能市		80	59
山口	山陽小野田市		90	50
新潟	村上市		94	49
北海道	岩見沢市		100	45
山口	萩・長門清掃一部事務組合		104	59
岡山	津山圏域資源循環施設組合		128	59
和歌山	紀の海広域施設組合		135	59
埼玉	ふじみ野市		142	59
栃木	小山広域保健衛生組合	H25	70	59
秋田	横手市		95	59
長野	湖周行政事務組合		110	59
東京	武蔵野市		120	59
奈良	やまと広域環境衛生事務組合		120	59
愛媛	宇和島地区広域事務組合		120	59
高知	香南清掃組合		120	59
大阪	四条畷市交野市清掃施設組合		125	59
滋賀	草津市		127	59
兵庫	北但行政事務組合		142	59
京都	福知山市		150	59
鹿児島	指宿広域市町村圏組合	H26	54	40
秋田	湯沢雄勝広域市町村圏組合		74	59
長野	南信州広域連合		93	59
京都	木津川市		94	59
群馬	館林衛生施設組合		100	59
京都	城南衛生管理組合（折居）		115	59
熊本	八代市		134	59
大阪	高槻市		150	100
宮城	黒川広域行政事務組合	H27	50	40
岐阜	下呂市		60	35
福島	須賀川地方保健環境組合		95	59
石川	小松市	H28	110	55
宮城	登米市		70	50
長野	佐久市・北佐久郡環境施設組合		110	45
長崎	佐世保市	H29	110	50
栃木	塩谷広域行政組合		114	50
佐賀	天山地区協同環境組合		57	59
福井	南越清掃組合	H30	84	59
長野	長野広域連合		100	59
埼玉	埼玉西部環境保全組合		130	59
滋賀	守山市	R1	71	32
鹿児島	北薩広域行政事務組合		88	49
福岡	有明生活環境施設組合		92	59
長野	穂高広域施設組合		120	59
奈良	香芝・王寺環境施設組合		120	59
神奈川	藤沢市	R2	150	59
茨城	高萩市・北茨城市		80	59
新潟	長岡市		82	59
静岡	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合		82	59
千葉	我孫子市		120	59
東京	立川市	R2	120	59
宮城	大崎地域広域行政事務組合		140	59
石川	七尾市		70	59
福井	若狭広域行政事務組合		70	70
熊本	宇城広域連合		86	50
青森	下北地域広域行政事務組合		90	59
石川	河北郡市広域事務組合		118	50
新潟	五泉地域衛生施設組合		122	59
鹿児島	南薩地区衛生管理組合		145	59
北海道	西いぶり広域連合		149	100
施設数			62件	62件
最頻値（施設規模/煙突高さ）			120 t / 日	59m
最頻値の施設数			8件	43件

2) 煙突高の整理・検討

規制物質の拡散効果、航空法による規制等について、煙突高を 59m未満、59m、60m以上の3つに区分し、整理・検討を行いました。その内容を表 10-7-2 に示します。

表 10-7-2 煙突高の整理・検討

項目	59m未満	59m	60m以上																						
規制物質の拡散効果	拡散効果は59mと比較すると若干低減する。	拡散効果は60m以上には劣るが拡散効果は十分にある。	拡散効果は最も高い。																						
航空法（第51条）による規制	受けない。	受けない。	煙突の高さや幅に応じて航空障害灯又は昼間障害標識を設けなければならない。																						
基礎構造や整備用地への影響	59mより煙突径が細く基礎も小さくなる。一般的に採用される施設一体型の煙突構造が採用可能である。 ただし、建屋高さの関係によってはダウンドラフト現象が生じやすい。	煙突径が細く基礎も小さくなる。一般的に採用される施設一体型の煙突構造が採用可能である。	煙突径が太く、基礎が大きくなる。独立型の煙突構造となるため、より広い用地が必要となる。																						
周辺住環境（景観含む）への影響	圧迫感が最も少なく、景観への影響が最も小さい。	圧迫感が60m以上と比べて少ない。	圧迫感が大きく、航空障害灯の点灯が夜間に生じる。																						
建設費用	最も安価	安価	高価																						
同規模のごみ焼却施設の煙突高	16件／62件	43件／62件	3件／62件																						
煙突高の検討	1)の事例調査結果より、煙突高が59m以下では、航空法による規制を受けないこともあり、同規模施設の採用事例では59m以下が多くなっています。 煙突高 <table><tr><th>煙突高 (m)</th><th>件数</th></tr><tr><td>32</td><td>1</td></tr><tr><td>35</td><td>1</td></tr><tr><td>40</td><td>3</td></tr><tr><td>45</td><td>2</td></tr><tr><td>49</td><td>2</td></tr><tr><td>50</td><td>6</td></tr><tr><td>55</td><td>1</td></tr><tr><td>59</td><td>43</td></tr><tr><td>70</td><td>1</td></tr><tr><td>100</td><td>2</td></tr></table> 規制物質の拡散の面ではより高い方が望ましくなりますが、採用事例をみると59mが最も多い状況です。 周辺住環境やコスト面から煙突高は59mが望ましいと考えますが、今後実施予定の生活環境影響調査の結果を踏まえて最終決定していきます。			煙突高 (m)	件数	32	1	35	1	40	3	45	2	49	2	50	6	55	1	59	43	70	1	100	2
煙突高 (m)	件数																								
32	1																								
35	1																								
40	3																								
45	2																								
49	2																								
50	6																								
55	1																								
59	43																								
70	1																								
100	2																								

※備考

航空障害灯　：高光度、中光度白色、中光度赤色、低光度障害灯の4種類があり、指定の性能を満たすことが必要です。
（閃光、明滅光、不動光の設置）

昼間障害標識：塗色、旗、標示物があり、指定の性能を満たすことが求められます。(煙突意匠の指定・制限)

10-8 ごみピット容量（ケース1：プラスチック使用製品廃棄物を焼却処理する場合）

(1) 必要貯留日数

ごみピットの必要貯留日数は、施設規模、計画年間日平均処理量、1 炉補修時及び全停止時の処理できない期間を考慮し月変動係数とともに算定します。

表10-8-1 必要貯留日数の算定（ケース1）

項目	基本条件
施設規模	91.8 t／日（1 炉当たり45.9 t／日） ※プラスチック使用製品廃棄物を焼却処理する場合
計画年間日平均処理量	61.5 t／日（= 22,475 t／年÷365日）
条件	ごみピット貯留日数
1 炉補修時（36日＝30日＋6 日） （立下げ立上げ6 日含む。）	$(61.5 \text{ t} \div \text{日} - 45.9 \text{ t} \div \text{日}) \times 36 \text{ 日} = 561.6 \text{ t}$ $561.6 \text{ t} \div 91.8 \text{ t} \div \text{日} = 6.1 \text{ 日} \div 7 \text{ 日}$
全炉停止時（7 日分）	$61.5 \text{ t} \div \text{日} \times 7 \text{ 日} = 430.5 \text{ t}$ $430.5 \text{ t} \div 91.8 \text{ t} \div \text{日} = 4.7 \text{ 日} \div 5 \text{ 日}$
年間の月変動係数の最大値が2 箇月連続した場合	$(61.5 \text{ t} \div \text{日} \times 30 \text{ 日} \times 1.16^{※1} + 61.5 \text{ t} \div \text{日} \times 30 \text{ 日} \times 1.14^{※1})$ $- 91.8 \text{ t} \div \text{日} \times 60 \text{ 日} \times 0.96^{※2}) = -1,044.2 \text{ t} < 0$ ※1月変動係数 2 箇月連続で月変動係数が高い場合においてもごみピットへの貯留は生じない。 ※2調整稼働率 施設が正常に運転される予定の日においても、故障の修理、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数

参考）「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.219」公益社団法人 全国都市清掃会議

必要貯留日数の算定から1 炉補修時の場合に最もごみを貯留することになるため、ごみピットの必要貯留日数は7 日とします。

(2) 必要容量

必要貯留日数が7 日となることから、次式を用いて算定します。

【計算式】

ごみピット必要容量

= 施設規模 × 必要貯留日数 ÷ 単位体積重量^{※3}

= 91.8（t／日） × 7 日 ÷ 0.114（t／m³）

= 5,636.8 = 5,637（m³）

※3 単位体積重量はプラスチック使用製品廃棄物を焼却処理する場合（現状維持）の計画ごみ質の基準ごみとする。

10-9 ごみピット容量（ケース２：プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合）

(1) 必要貯留日数

ごみピットの必要貯留日数は、施設規模、計画年間日平均処理量、1 炉補修時及び全停止時の処理できない期間を考慮し月変動係数とともに算定します。

表10-9-1 必要貯留日数の算定（ケース２）

項目	基本条件
施設規模	88.0 t／日（1 炉当たり44.0 t／日） ※プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合 ※施設規模は88.1t／日≒88.0t/日とする。
計画年間日平均処理量	59.0 t／日（=21,569 t／年÷365日）
条件	ごみピット貯留日数
1 炉補修時（36日＝30日＋6 日） （立下げ立上げ6 日含む。）	$(59.0 \text{ t／日} - 44.0 \text{ t／日}) \times 36 \text{ 日} = 540.0 \text{ t}$ $540.0 \text{ t} \div 88.0 \text{ t／日} = 6.2 \text{ 日} \approx 7 \text{ 日}$
全炉停止時（7 日分）	$59.0 \text{ t／日} \times 7 \text{ 日} = 413.0 \text{ t}$ $413.0 \text{ t} \div 88.0 \text{ t／日} = 4.7 \text{ 日} \approx 5 \text{ 日}$
年間の月変動係数の最大値が2 箇月連続した場合	$(59.0 \text{ t／日} \times 30 \text{ 日} \times 1.16^{*1} + 59.0 \text{ t／日} \times 30 \text{ 日} \times 1.14^{*1})$ $- 88.0 \text{ t／日} \times 60 \text{ 日} \times 0.96^{*2}) = -997.8 \text{ t} < 0$ ^{*1} 月変動係数（仮想定） 2 箇月連続で月変動係数が大きい場合においてもごみピットへの貯留は生じない。 ^{*2} 調整稼働率 施設が正常に運転される予定の日においても、故障の修理、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数

参考)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.219」公益社団法人 全国都市清掃会議

必要貯留日数の算定から1 炉補修時の場合に最もごみを貯留することになるため、ごみピットの必要貯留日数は7 日とします。

(2) 必要容量

必要貯留日数が7 日となることから、次式を用いて算定します。

【計算式】

ごみピット必要容量

$$= \text{施設規模} \times \text{必要貯留日数} \div \text{単位体積重量}^{*3}$$
$$= 88.0 \text{ (t／日)} \times 7 \text{ 日} \div 0.115 \text{ (t／m}^3\text{)}$$
$$= 5,356.5 = 5,357 \text{ (m}^3\text{)}$$

^{*3}単位体積重量はプラスチック使用製品廃棄物の回収後の計画ごみ質の基準ごみとする。

安全衛生管理計画

[現在] 焼却施設・資源化施設	[追加検討] 中継施設・資源化施設
11 安全衛生管理計画 (1) 安全衛生管理 1) 安全衛生管理に関する法規定 新たに整備するごみ処理施設（以下、「新ごみ処理施設（新ごみ焼却施設及び新資源化施設）」という。）を運営する上で、事業実施者が災害の防止について責任をもって取り組むことが必要です。そのためには、適切な維持管理及び安全衛生管理に努めるとともに、関係法令に基づいて労働者の安全や健康の確保や作業環境にも配慮し、快適な職場環境を形成する必要があります。 一般にごみ処理施設の建設及び運営に関する安全対策に係る法令等の例として次のものが挙げられます。 ○労働安全衛生法（昭和47（1972）年6月8日 法律第57号） ○労働安全衛生法施行令（昭和47（1972）年9月30日 政令第318号） ○労働安全衛生規則（昭和47（1972）年9月30日 労働省令第32号） ○ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47（1972）年9月30日 労働省令第33号） ○クレーン等安全規則（昭和47（1972）年9月30日 労働省令第34号） ○酸素欠乏症等予防規則（昭和47（1972）年9月30日 労働省令第42号） 2) 新ごみ処理施設における安全衛生管理体制の整備 新ごみ処理施設内での労働災害防止について、各事業場の実状に即した管理体制を整備し、適切な運営を行う必要があります。そのため、廃棄物処理施設における安全衛生管理体制の整備等については、労働安全衛生関係法令のほか、「清掃事業における安全衛生管理要綱」（平成5（1993）年3月 厚生省 衛環56号）において具体的に定められており、労働者数等に応じて、事業場ごとに規定されています。	11 安全衛生管理計画 (1) 安全衛生管理 1) 安全衛生管理に関する法規定 新たに整備するごみ処理施設（以下、「新ごみ処理施設（中継施設及び新資源化施設）」という。）を運営する上で、事業実施者が災害の防止について責任をもって取り組むことが必要です。そのためには、適切な維持管理及び安全衛生管理に努めるとともに、関係法令に基づいて労働者の安全や健康の確保や作業環境にも配慮し、快適な職場環境を形成する必要があります。 一般にごみ処理施設の建設及び運営に関する安全対策に係る法令等の例として次のものが挙げられます。 ○労働安全衛生法（昭和47（1972）年6月8日 法律第57号） ○労働安全衛生法施行令（昭和47（1972）年9月30日 政令第318号） ○労働安全衛生規則（昭和47（1972）年9月30日 労働省令第32号） ○ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47（1972）年9月30日 労働省令第33号） ○クレーン等安全規則（昭和47（1972）年9月30日 労働省令第34号） ○酸素欠乏症等予防規則（昭和47（1972）年9月30日 労働省令第42号） 2) 新ごみ処理施設における安全衛生管理体制の整備 新ごみ処理施設内での労働災害防止について、各事業場の実状に即した管理体制を整備し、適切な運営を行う必要があります。そのため、廃棄物処理施設における安全衛生管理体制の整備等については、労働安全衛生関係法令のほか、「清掃事業における安全衛生管理要綱」（平成5（1993）年3月 厚生省 衛環56号）において具体的に定められており、労働者数等に応じて、事業場ごとに規定されています。

表 11-1 労働安全管理体制の整備			表 11-1 労働安全管理体制の整備		
法定資格者名称	概要	労働者数	法定資格者名称	概要	労働者数
総括安全衛生管理者	事業場における安全衛生管理の責任者を明確にするもの	常時 100 人以上	総括安全衛生管理者	事業場における安全衛生管理の責任者を明確にするもの	常時 100 人以上
安全管理者及び衛生管理者、産業医	事業場に安全衛生管理の技術的専門家を置かせるようにするもの	常時 50 人以上	安全管理者及び衛生管理者、産業医	事業場に安全衛生管理の技術的専門家を置かせるようにするもの	常時 50 人以上
安全衛生推進者	安全衛生管理の技術的専門家を置かせるようにするもの（できるだけ作業場ごとに選任すること）	常時 10 人以上 50 人未満	安全衛生推進者	安全衛生管理の技術的専門家を置かせるようにするもの（できるだけ作業場ごとに選任すること）	常時 10 人以上 50 人未満
各種作業主任者	事業内の安全衛生上問題のある作業について、特別の監督者を置かせようとするもの	各種作業ごとに配置	各種作業主任者	事業内の安全衛生上問題のある作業について、特別の監督者を置かせようとするもの	各種作業ごとに配置
安全委員会及び衛生委員会（または安全衛生委員会）	作業場の安全衛生について、調査審議する機関を設けさせようとするもの	常時 50 人以上	安全委員会及び衛生委員会（または安全衛生委員会）	作業場の安全衛生について、調査審議する機関を設けさせようとするもの	常時 50 人以上
新ごみ処理施設での労働者数が常時50人以上となる場合は労働安全衛生法の規定により、安全管理者、衛生管理者、産業医を選任する必要があります。 また、安全衛生を確保するため、安全管理者等を選任し、施設運営に即した管理体制を確立、適正な運営を図る必要があります。			新ごみ処理施設での労働者数が常時50人以上となる場合は労働安全衛生法の規定により、安全管理者、衛生管理者、産業医を選任する必要があります。 また、安全衛生を確保するため、安全管理者等を選任し、施設運営に即した管理体制を確立、適正な運営を図る必要があります。		
(2) 施設の安全対策			(2) 施設の安全対策		
1) 火災・爆発対策			1) 火災・爆発対策		
ア 火災対策			ア 火災対策		
(ア)リチウムイオン電池等混入による火災を防止するため、処理前の選別を実施するとともに、処理ラインに投入された場合に発生する火災等を速やかに確認可能なセンサー（温度、炎検知器）等を設置するとともに、適所に消火設備等を整備します。特にコンベヤ内での火災は被害が大きくなるが多いため、コンベヤ内に散水し消火可能な設備を整備します。			(ア)リチウムイオン電池等混入による火災を防止するため、処理前の選別を実施するとともに、処理ラインに投入された場合に発生する火災等を速やかに確認可能なセンサー（温度、炎検知器）等を設置するとともに、適所に消火設備等を整備します。特にコンベヤ内での火災は被害が大きくなるが多いため、コンベヤ内に散水し消火可能な設備を整備します。		
(イ)破碎選別物を貯留する場合は、貯留箇所での発火が懸念されるため、火災等の異常発生を速やかに検知できるセンサー及び消火設備を整備します。特に選別可燃物については、即時にごみピットへの返送を行わず、一定期間観察を行った上でごみピットへ投入します。			(イ)破碎選別物を貯留する場合は、貯留箇所での発火が懸念されるため、火災等の異常発生を速やかに検知できるセンサー及び消火設備を整備します。特に選別可燃物については、即時にごみピットへの返送を行わず、一定期間観察を行った上でごみピットへ投入します。		
(ウ)ごみピットについても火災に対する消火対策として、ごみピット全域に散水可能な放水銃等を整備します。			(ウ)選別物のバンカについても火災に対するセンサー設備に連動した消火対策として、バンカ内に散水可能な設備を整備します。		

イ 爆発対策 (ア)事前の展開選別を確実に実施して、爆発要因となる品目の除去を行います。 (イ)スプレー缶・卓上ガスボンベ類は分別排出を徹底して事前除去を進めます。 (ウ)破碎処理時の爆発対策として、破碎機の設定にあたり、低速破碎機及び高速破碎機の組合せを行うことで対応を図ることとします。さらに破碎機は鉄筋コンクリート造等で囲った部屋内に独立して整備して、万一の爆発時においても周辺機器への影響を軽減します。 (エ)破碎機内部に不活性ガス（蒸気等）を吹込むことで酸素濃度を低くし、可燃性ガスの爆発限界以下とする等の設備を導入して爆発を回避するとともに、万一の爆発対策として、爆風の排気口を建屋上部に設置して、他設備への被害軽減を図ります。 ウ 施設内の適切な車両動線の確保 (ア)市民と事業者の車両動線は基本的に交差を避けた一方通行とし、遮断機や一旦停止を適所に設置し、可能な限り分離して走行できるようにするなど、十分に安全性を考慮した検討を行います。 (イ)燃料・薬剤等の搬入、資源化物の搬出用の動線を明確に示すことで安全性かつ利便性の高い動線を検討します。 (ウ)施設内に、安全対策として様々なサイン・標識及び必要に応じて遮断機を整備します。 (エ)施設外に待機車両が発生しないように、施設内に取り込み可能な配置計画とします。 (3) 運転管理時の労働・作業環境 1) 作業環境の改善 ア 建屋内の高温となる箇所については、換気設備を整備し、外気を取り入れることで作業環境の改善を図ります。 イ 焼却炉内等でのほこりや粉じんの多い環境下での作業の後、身体の清浄が可能なエアシャワー設備を整備します。 ウ 著しい騒音や振動が発生する機器類に対しては、専用室に設置するか、サイレンサーの設置等必要な対策を講じます。 2) ダイオキシン類ばく露防止対策に基づく作業の厳守 ア ダイオキシン類のばく露のおそれがある作業については、ダイオキシン類ばく露防止措置（基発第 401 号の 2）に基づいて作業を厳守します。 イ ばく露防止対策として、保護具、健康管理等の他、女性に対する就業上の配慮が規定されており、適切に運転、点検等作業に講ずべき措置を厳守して作業を行うために、各所の空気中のダイオキシン類濃度の測定を 6 か月毎に実施して現状を把握していきます。	イ 爆発対策 (ア)事前の展開選別を確実に実施して、爆発要因となる品目の除去を行います。 (イ)スプレー缶・卓上ガスボンベ類は分別排出を徹底して事前除去を進めます。 (ウ)破碎処理時の爆発対策として、破碎機の設定にあたり、低速破碎機及び高速破碎機の組合せを行うことで対応を図ることとします。さらに破碎機は鉄筋コンクリート造等で囲った部屋内に独立して整備して、万一の爆発時においても周辺機器への影響を軽減します。 (エ)破碎機内部に不活性ガス（蒸気等）を吹込むことで酸素濃度を低くし、可燃性ガスの爆発限界以下とする等の設備を導入して爆発を回避するとともに、万一の爆発対策として、爆風の排気口を建屋上部に設置して、他設備への被害軽減を図ります。 ウ 施設内の適切な車両動線の確保 (ア)市民と事業者の車両動線は基本的に交差を避けた一方通行とし、遮断機や一旦停止を適所に設置し、可能な限り分離して走行できるようにするなど、十分に安全性を考慮した検討を行います。 (イ)燃料・薬剤等の搬入、資源化物の搬出用の動線を明確に示すことで安全性かつ利便性の高い動線を検討します。 (ウ)施設内に、安全対策として様々なサイン・標識及び必要に応じて遮断機を整備します。 (エ)施設外に待機車両が発生しないように、施設内に取り込み可能な配置計画とします。 (3) 運転管理時の労働・作業環境 1) 作業環境の改善 ア 建屋内の選別作業区画など作業時間が長時間となる箇所については、空調や換気設備を整備し、作業環境の改善を図ります。 イ 著しい騒音や振動が発生する機器類に対しては、専用室に設置するか、サイレンサーの設置等必要な対策を講じます。
--	--

3) 有害ガスに対する安全対策 ア 飛灰の重金属の溶出防止を目的として添加するキレート剤により、二硫化炭素発生の可能性があるため、キレート剤の選定に留意するとともに、換気設備を整備して、定期的に二硫化炭素の濃度測定を実施し、安全確認を行います。 イ アンモニアガス等を使用する場合は、使用場所周辺に検知器等を設置して、安全確認の上で作業を行います。 (4) 自動化・省力化 1) 自動化設備の導入 ア ごみクレーンの自動化を進め、コスト削減や効率化等を図ります。 イ 遠隔操作及び遠隔監視ができる制御システムを検討し、設備の故障・誤操作に対して自動的に作動する安全装置の設置を検討します。 ウ 安全装置の作動時には中央制御室に自動的に警報及び履歴を表示・記録するシステムを取入れることにより、機器異常の早期発見が可能なシステムとします。 2) 省力化の促進 ア 新資源化施設内の各設備の共有化を可能な限り進め、機器数等を削減することにより省力化及びコスト削減を進めるとともに、人的な作業時間を軽減します。	(4) 自動化・省力化 1) 自動化設備の導入 ア 遠隔操作及び遠隔監視ができる制御システムを検討し、設備の故障・誤操作に対して自動的に作動する安全装置の設置を検討します。 イ 安全装置の作動時には中央制御室に自動的に警報及び履歴を表示・記録するシステムを取入れることにより、機器異常の早期発見が可能なシステムとします。 2) 省力化の促進 ア 新資源化施設内の各設備の共有化を可能な限り進め、機器数等を削減することにより省力化及びコスト削減を進めるとともに、人的な作業時間を軽減します。
---	---

芦屋市環境処理センター運営協議会(2/3)からの意見等

項 目	意 見 等	対 応 ・ 考 え 方
施設計画	中継施設の整備にあたっては、先進的な設備を導入する等、将来にわたり市民として誇れる施設となるよう検討を進めてほしい。	中継施設には、ごみピットから発生する悪臭への対応として脱臭設備の整備を考えています。 また、同時に整備する資源化施設とあわせ、資源循環や環境教育に寄与できるよう施設計画を検討していきます。
そ の 他	ごみの分別は燃やすごみを減少させるために重要なことであるが、燃やすごみの中に新聞等の資源化物の混入事例がある。 今後、神戸市でのごみ焼却となったとしても、ごみの分別が適切に実施されるよう市としての取組みをお願いしたい。	新聞等の資源化物は、行政回収と地域での集団回収を行っており、ごみの資源化に努めてきているところです。 中継施設の供用開始予定時期までには、更なるごみの分別に関する広報・啓発が必要であると考えています。

公害防止計画

[現在] 焼却施設・資源化施設	[追加検討] 中継施設・資源化施設													
12 公害防止計画 (1) 排ガスの排出基準 1) 関係法令の排出基準値 排ガス中のばい煙（窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素）、水銀及びダイオキシン類については、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法並びに関係法令等で定める排出基準値以下とする必要があります。新たに整備するごみ処理施設（以下、「新ごみ処理施設」（新ごみ焼却施設及び新資源化施設）という。）は一般廃棄物処理施設であること、また循環型社会形成推進交付金対象事業であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）施行規則第4条5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」（以下「維持管理基準」という。）に定める基準及びごみ処理施設性能指針(以下、「性能指針」という。）に適合させる必要があります。 ア ばい煙 (ア)窒素酸化物 窒素酸化物の排出基準値は、大気汚染防止法において施設の種類ごとに定められており、表12-1に示します。 表12-1 窒素酸化物の排出基準値 <table><tr><th colspan="2">施設の種類</th><th>排出基準値(ppm)</th></tr><tr><td rowspan="3">全連続式</td><td>浮遊回転燃焼式</td><td>450 以下</td></tr><tr><td>特殊廃棄物焼却炉</td><td>700 以下</td></tr><tr><td>前二項以外の廃棄物焼却炉</td><td>250 以下</td></tr><tr><td colspan="2">全連続式以外（4 万 N m³／h 以上）</td><td>250 以下</td></tr></table> 新ごみ焼却施設で採用する炉形式はストーカ式焼却方式の全連続式であり、浮遊回転燃焼式、特殊廃棄物焼却炉以外であるため、250ppm以下が適用されます。	施設の種類		排出基準値(ppm)	全連続式	浮遊回転燃焼式	450 以下	特殊廃棄物焼却炉	700 以下	前二項以外の廃棄物焼却炉	250 以下	全連続式以外（4 万 N m ³ ／h 以上）		250 以下	12 公害防止計画
施設の種類		排出基準値(ppm)												
全連続式	浮遊回転燃焼式	450 以下												
	特殊廃棄物焼却炉	700 以下												
	前二項以外の廃棄物焼却炉	250 以下												
全連続式以外（4 万 N m ³ ／h 以上）		250 以下												

(イ)硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準値は、大気汚染防止法においてK 値（地域の大气汚染状況に基づいて定められる係数で、地域ごとに設定されます。K 値が小さいほど規制が厳しい地域となります。）及び有効煙突高から算定される硫黄酸化物排出量に基づく硫黄酸化物濃度により定められており、兵庫県における地域別のK 値を表12-2に示します。

表12-2 地域別のK 値

K 値	区域
1.17	神戸市（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、須磨区）、尼崎市、西宮市、 芦屋市 、伊丹市、宝塚市（上佐曽利、香合新田、下佐曽利、長谷、芝辻新田、大原野、波豆、境野、玉瀬を除く。）、川西市（見野、東畔野、西畔野、山原、山下、笹部、下財、一庫、国崎、黒川、横路を除く。）
3.0	神戸市（北区、垂水区、西区）
1.75	姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く）、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、太子町
8.76	相生市、たつの市（旧新宮町を除く。）、赤穂市
14.5	西脇市（旧黒田庄町を除く。）、三木市（旧吉川町を除く。）、小野市、三田市、加西市、加東市（社町、滝野町）
17.5	兵庫県のその他の区域

適用するK 値は、1.17となります。硫黄酸化物排出量は、次式を用いて算定されます。

$q = K \times 10^{-3} \times He^2$

q：硫黄酸化物排出量（m³N／h）

K：地域ごとに定められた値（=1.17）

He：補正された排出口の高さ（煙突実高＋煙上昇高）（m）

なお、排出基準値の濃度は排出ガスの排出速度やガス量等で異なるため設計時に再度見直しを行います。

（参考）大気汚染防止に基づく硫黄酸化物に係る排出基準に基づく基準値の試算

$He = 59m + 9.9m = 68.9m$

$q = k \times 10^{-3} \times He^2 = 1.17 \times 10^{-3} \times (68.9m)^2 = 5.56 \text{ (m}^3\text{N／h)}$

$基準値 = q \div 16,000 \text{ (m}^3\text{N / h)} \times 10^6 = 348\text{ppm} \div 340\text{ppm}$

*16,000（m³N / h）：同規模施設の排ガス量（想定）

(ウ)ばいじん

ばいじんの排出基準値は、大気汚染防止法において施設の種類及び規模ごとに定められており、環境の保全と創造に関する条例（以下「県条例」という。）も併せて表12-3に示します。

表12-3 ばいじんの排出基準値

	1時間当たりの 処理能力	排出基準値 (g／m ³ N)	環境の保全と創造に関する条例 による基準値	
			規模	(g／m ³ N)
廃棄物 焼却炉	4 t／h 以上	0.04 以下	火格子面積が 0.5 m ² 以上か、焼却能力が 50 kg／h 以上又は 焼却室の容積が 0.5 m ³ 以上	0.15 以下
	2～4 t／h 未満	0.08 以下		
	2 t／h 未満*	0.15 以下		

新ごみ焼却施設の処理能力は 2 t／h 未満（施設規模88.0 t /日、1炉当り44.0 t /日÷24h=1.8 t /h）となることから、ばいじんの排出基準値は【0.15 g／m³N以下】が適用されます。

(エ)塩化水素

塩化水素の排出基準値は、大気汚染防止法において700mg／m³N以下が適用され、体積換算で430ppm以下に相当します。

イ 水銀

水銀の排出基準値は、大気汚染防止法において施設の種類ごとに定められており、表12-4に示します。

表12-4 水銀の排出基準値

施設の種類		排出基準値（新設） (μg／m ³ N)	排出基準値（既設） (μg／m ³ N)
廃棄物 焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上 又は焼却能力が 200kg ／h 以上	30 以下	50 以下

平成30（2018）年 4 月 1 日以降に建設されるごみ焼却施設は、新設の排出基準値が適用されることから、30μg／m³N以下が適用されます。

ウ ダイオキシン類

ダイオキシン類の排出基準値は、ダイオキシン類対策特別措置法において施設の種類及び規模ごとに定められており、表12-5に示します。

表12-5 ダイオキシン類の排出基準値

施設の種類		施設規模 (焼却能力)	排出基準値 (ng-TEQ/ m³N)
廃棄物 焼却炉	火床面積が 0.5 m²以上 又は焼却能力が 50kg ／h 以上	4 t ／ h 以上	0.1 以下
		2 ～ 4 t ／ h 未満	1 以下
		2 t ／ h 未満	5 以下

新ごみ焼却施設の処理能力は 2 t ／ h 未満となることから、5 ng-TEQ／m³N以下が適用されます。

エ 一酸化炭素

一酸化炭素の排出基準値は、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン及び維持管理基準において定められており、表12-6に示します。

表12-6 一酸化炭素の排出基準値

規定\基準	排出基準値	備 考
ごみ処理に係るダイオキシン 類発生防止等ガイドライン	30ppm 以下	O ₂ 12％換算値の 4 時間平均値（衛環 251 号）
	100ppm	100ppm を超える CO 濃度瞬時値のピークを極力発生させないように留意
維持管理基準	100ppm 以下	O ₂ 12％換算値の 1 時間平均値（衛環 251 号）

2) 全国その他施設の自主基準値

平成 24（2012）年度以降に建設事業を開始した全国の 50～150（t／日）の施設規模のごみ焼却施設（ストーカ炉）における自主基準値の調査結果を表 12-7 に示します。なお、自主基準値については、各自治体ホームページより確認を行い、明らかでない施設については除外しています。記載年度は、事業の初年度を示します。

表 12-7 全国の 50～150（t/日）の施設規模における自主基準値

年度	県名	施設名称 （事業主体名）\項目	処理能力	ばいじん	硫黄 酸化物	窒素 酸化物	塩化水素	ダイオキ シン類	水銀
			t/日	g/Nm ³	ppm	ppm	ppm	ngTEQ/ Nm ³	μg/Nm ³
平成24（2012）	北海道	岩見沢市	100	0.02	100	150	100	0.1	－
平成24（2012）	埼玉	ふじみ野市	142	0.01	20	50	20	0.01	－
平成24（2012）	埼玉	飯能市	80	0.02	30	50	25	0.1	－
平成24（2012）	新潟	村上市	94	0.01	30	100	50	0.1	－
平成24（2012）	滋賀	近江八幡市	76	0.01	50	100	50	0.05	50
平成24（2012）	奈良	葛城市	50	0.008	40	120	40	0.08	50
平成24（2012）	和歌山	紀の海広域施設組合	135	0.01	20	50	50	0.05	30
平成24（2012）	岡山	津山圏域資源循環施設組合	128	0.02	20	80	50	0.1	－
平成24（2012）	山口	山陽小野田市	90	0.02	50	100	100	0.1	50
平成24（2012）	山口	萩・長門清掃一部事務組合	104	0.01	50	100	120	0.1	－
平成24（2012）	長崎	長与・時津環境施設組合	54	0.01	100	120	200	0.1	－
平成25（2013）	栃木	小山広域保健衛生組合	70	0.01	30	50	50	0.05	30
平成25（2013）	東京	武蔵野市	120	0.01	10	50	10	0.1	－
平成25（2013）	長野	湖周行政事務組合	110	0.01	30	100	50	0.1	50
平成25（2013）	京都	福知山市	150	0.03	100	150	200	0.1	－
平成25（2013）	大阪	四条畷市交野市清掃施設組合	125	0.01	20	30	20	0.1	50
平成25（2013）	兵庫	北但行政事務組合	142	0.005	28	45	40	0.03	50
平成25（2013）	愛媛	宇和島地区広域事務組合	120	0.01	30	150	50	0.05	50
平成26（2014）	群馬	館林衛生施設組合	100	0.01	50	50	50	0.1	－
平成26（2014）	長野	南信州広域連合	93	0.01	50	100	50	0.05	50
平成26（2014）	京都	木津川市	94	0.01	30	50	50	0.05	50
平成26（2014）	京都	城南衛生管理組合（折居）	115	0.01	20	80	20	0.1	50
平成26（2014）	大阪	高槻市	150	0.01	10	50	10	0.05	50
平成26（2014）	熊本	八代市	134	0.02	40	100	80	0.05	50
平成27（2015）	福島	須賀川地方保健環境組合	95	0.01	50	100	100	0.1	－
平成27（2015）	石川	小松市	110	0.02	50	80	50	0.1	－
平成27（2015）	岐阜	下呂市	60	0.04	100	150	100	0.1	－
平成28（2016）	栃木	塩谷広域行政組合	114	0.01	30	50	43	0.01	30
平成28（2016）	長野	佐久市・北佐久郡環境施設組合	110	0.02	25	70	50	0.05	－
平成28（2016）	長崎	佐世保市	110	0.01	20	100	50	0.1	－
平成29（2017）	埼玉	埼玉西部環境保全組合	130	0.01	25	50	30	0.1	30
平成29（2017）	福井	南越清掃組合	84	0.01	50	100	50	0.1	30
平成29（2017）	長野	長野広域連合	100	0.01	30	100	50	0.1	30
平成29（2017）	佐賀	天山地区協同環境組合	57	0.03	100	250	215	0.1	－
平成30（2018）	神奈川	藤沢市	150	0.01	25	50	25	0.1	30
平成30（2018）	長野	穂高広域施設組合	120	0.01	50	100	50	0.1	30
平成30（2018）	滋賀	守山市	71	0.01	30	50	50	0.05	30
平成30（2018）	奈良	香芝・王寺環境施設組合	120	0.01	30	50	50	0.1	30
平成30（2018）	福岡	有明生活環境施設組合	92	0.02	50	150	100	0.1	30
令和元（2019）	宮城	大崎地域広域行政事務組合	140	0.01	50	75	100	0.1	30
令和元（2019）	茨城	高萩市・北茨城市	80	0.01	30	50	50	0.1	30
令和元（2019）	千葉	我孫子市	120	0.01	40	150	60	0.05	30
令和元（2019）	東京	立川市	120	0.005	10	40	10	0.01	30
令和元（2019）	新潟	長岡市	82	0.02	100	100	100	0.1	30
令和元（2019）	静岡	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合	82	0.01	50	100	50	0.05	30
令和2（2020）	北海道	西いさり広域連合	149	0.01	50	100	50	0.1	30
令和2（2020）	青森	下北地域広域行政事務組合	90	0.01	20	80	50	0.05	30
令和2（2020）	新潟	五泉地域衛生施設組合	122	0.01	30	100	50	0.1	30
令和2（2020）	石川	七尾市	70	0.01	10	50	18.5	0.01	30
令和2（2020）	福井	若狭広域行政事務組合	70	0.01	50	70	50	0.05	30
令和2（2020）	熊本	宇城広域連合	86	0.01	50	100	100	0.1	30
施設数			51	51	51	51	51	51	35
最大値			150	0.04	100	250	215	0.1	50
最小値			50	0.005	10	30	10	0.01	30
中央値			104	0.01	30	100	50	0.1	30
最頻値			120	0.01	50	100	50	0.1	30
最頻値の施設数			6	36	15	17	24	31	23

3) 新ごみ焼却施設の協定基準値（案）

新ごみ焼却施設の協定基準値は、排出基準値や現ごみ焼却施設の協定基準値、全国の他施設の自主基準値を踏まえ、周辺地域の生活環境の保全を重視し、関係法令等の排出基準値又はより厳しい値を下表のとおり設定します。

表12-8 新ごみ焼却施設の協定基準値（案）

項目	現ごみ焼却施設		新ごみ焼却施設		
	協定締結時点 の法令等に基づ く排出基準値	協定基準値	新ごみ焼却 施設の法令等に 基づく排出 基準値	協定基準値 （案）	備考
窒素酸化物（ppm）	250 以下	60 以下	250 以下	60 以下	—
硫黄酸化物（ppm）	150 以下	20 以下	K 値 1.17 以下※	20 以下	K = 1.17
ばいじん（g / N m³）	0.08 以下	0.02 以下	0.15 以下	0.01 以下	—
塩化水素（mg / N m³） （ppm）	700 以下 （430 以下）	41 以下 （25 以下）	700 以下 （430 以下）	41 以下 （25 以下）	—
全水銀（μg / N m³）	50 以下	—	30 以下	30 以下	—
ダイオキシン類 （ng-TEQ / N m³）	1 以下	—	5 以下	0.1 以下	—

※排出基準値は実施設計時の排ガス量で決定

(2) 排水の排水基準

1) 関係法令の排水基準値

ごみ焼却施設から公共用水域へ排出される水は、水質汚濁防止法等の関連法令で定める排水基準値及びダイオキシン類対策特別措置法の排水基準値以下とする必要があります。しかし、排水は下水道放流を検討しており直接施設外へ放流しないことから水質汚濁防止法等は適用されません。

2) 新ごみ焼却施設の協定基準値

新ごみ焼却施設は、水質汚濁防止法が適用される特定施設に該当しますが、ごみ処理過程で発生するごみピット汚水は炉内噴霧を採用し、他の汚水は排水処理後、下水道放流基準値以下とした上で下水道へ放流します。

下水道への排水基準値を表 12-9 及び表 12-10 に示します。

(1) 排水の排出基準

1) 関係法令の排水基準値

中継施設及び新資源化施設から公共用水域へ排出される水は、水質汚濁防止法等の関連法令で定める排水基準値以下とする必要があります。しかし、排水は下水道放流を検討しており直接施設外へ放流しないことから水質汚濁防止法等は適用されません。

2) 新ごみ処理施設の協定基準値

中継施設及び新資源化施設は、水質汚濁防止法が適用される特定施設には該当しませんが、ごみ処理過程で発生する汚水は既存の処理ラインで排水処理後、下水道放流基準値以下とした上で下水道へ放流します。

下水道への排水基準値を表 12-1 及び表 12-2 に示します。

表 12-9 下水道法による排水基準値（有害物質）
（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

項目	排水基準値※	芦屋市下水道条例による排水基準値
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.03mg／L	カドミウム0.03mg／L
シアン化合物	シアン 1 mg／L	シアン 1 mg／L
有機燐化合物	1 mg／L	1 mg／L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg／L	鉛 0.1mg／L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg／L	六価クロム 0.5mg／L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg／L	砒素 0.1mg／L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg／L	水銀 0.005mg／L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg／L	0.003mg／L
トリクロロエチレン	0.1mg／L	0.1mg／L
テトラクロロエチレン	0.1mg／L	0.1mg／L
ジクロロメタン	0.2mg／L	0.2mg／L
四塩化炭素	0.02mg／L	0.02mg／L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg／L	0.04mg／L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg／L	1 mg／L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg／L	0.4mg／L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg／L	3 mg／L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg／L	0.06mg／L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg／L	0.02mg／L
チウラム	0.06mg／L	0.06mg／L
シマジン	0.03mg／L	0.03mg／L
チオベンカルブ	0.2mg／L	0.2mg／L
ベンゼン	0.1mg／L	0.1mg／L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg／L	セレン 0.1mg／L
ほう素及びその化合物	ほう素 10mg／L	ほう素 10mg／L
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg／L	ふっ素 8 mg／L
1,4-ジオキサン	0.5mg／L	0.5mg／L
フェノール類	5 mg／L	5 mg／L
銅及びその化合物	銅 3 mg／L	銅 3 mg／L
亜鉛及びその化合物	亜鉛 2 mg／L	亜鉛 2 mg／L
鉄及びその化合物（溶解性）	鉄 10mg／L	鉄 10mg／L
マンガン及びその化合物（溶解性）	マンガン 10mg／L	マンガン 10mg／L
クロム及びその化合物	クロム 2 mg／L	クロム 2 mg／L
ダイオキシン類	10pg-TEQ／L	10pg-TEQ／L

※出典：下水道法施行令

表 12-1 下水道法による排水基準値（有害物質）
（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

項目	排水基準値※	芦屋市下水道条例による排水基準値
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.03mg／L	カドミウム0.03mg／L
シアン化合物	シアン 1 mg／L	シアン 1 mg／L
有機燐化合物	1 mg／L	1 mg／L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg／L	鉛 0.1mg／L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg／L	六価クロム 0.5mg／L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg／L	砒素 0.1mg／L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg／L	水銀 0.005mg／L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg／L	0.003mg／L
トリクロロエチレン	0.1mg／L	0.1mg／L
テトラクロロエチレン	0.1mg／L	0.1mg／L
ジクロロメタン	0.2mg／L	0.2mg／L
四塩化炭素	0.02mg／L	0.02mg／L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg／L	0.04mg／L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg／L	1 mg／L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg／L	0.4mg／L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg／L	3 mg／L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg／L	0.06mg／L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg／L	0.02mg／L
チウラム	0.06mg／L	0.06mg／L
シマジン	0.03mg／L	0.03mg／L
チオベンカルブ	0.2mg／L	0.2mg／L
ベンゼン	0.1mg／L	0.1mg／L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg／L	セレン 0.1mg／L
ほう素及びその化合物	ほう素 10mg／L	ほう素 10mg／L
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg／L	ふっ素 8 mg／L
1,4-ジオキサン	0.5mg／L	0.5mg／L
フェノール類	5 mg／L	5 mg／L
銅及びその化合物	銅 3 mg／L	銅 3 mg／L
亜鉛及びその化合物	亜鉛 2 mg／L	亜鉛 2 mg／L
鉄及びその化合物（溶解性）	鉄 10mg／L	鉄 10mg／L
マンガン及びその化合物（溶解性）	マンガン 10mg／L	マンガン 10mg／L
クロム及びその化合物	クロム 2 mg／L	クロム 2 mg／L
ダイオキシン類	10pg-TEQ／L	10pg-TEQ／L

※出典：下水道法施行令

表 12-10 下水道法による排水基準値
(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

項目	排水基準値※	芦屋市下水道条例による排水基準値
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg／L 未満	380mg／L 未満
水素イオン濃度	5.0～ 9.0未満	5.0～ 9.0未満
生物化学的酸素要求量	600mg／L 未満(5 日間)	600mg／L 未満(5 日間)
浮遊物質質量	600mg／L 未満	600mg／L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg／L 以下	5 mg／L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動物類含有量)	30mg／L 以下	30mg／L 以下
窒素含有量	240mg／L 未満	240mg／L 未満
磷含有量	32mg／L 未満	32mg／L 未満

※出典) 下水道法施行令

(3) 悪臭の規制基準

1) 関係法令の規制基準値

新ごみ処理施設から発生する悪臭は、悪臭防止法及び関連条例で定める規制基準値以下とする必要があります。

ア 敷地境界線上における規制基準値

敷地境界線上における規制基準値は、悪臭物質としてアンモニア等22種類の物質が指定されています。敷地境界線上における規制基準を表12-11に示します。なお、建設予定地は兵庫県における規制基準の一般地域に該当します。

表 12-2 下水道法による排水基準値
(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

項目	排水基準値※	芦屋市下水道条例による排水基準値
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg／L 未満	380mg／L 未満
水素イオン濃度	5.0～ 9.0未満	5.0～ 9.0未満
生物化学的酸素要求量	600mg／L 未満(5 日間)	600mg／L 未満(5 日間)
浮遊物質質量	600mg／L 未満	600mg／L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg／L 以下	5 mg／L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動物類含有量)	30mg／L 以下	30mg／L 以下
窒素含有量	240mg／L 未満	240mg／L 未満
磷含有量	32mg／L 未満	32mg／L 未満

※出典) 下水道法施行令

(2) 悪臭の規制基準

1) 関係法令の規制基準値

新ごみ処理施設から発生する悪臭は、悪臭防止法及び関連条例で定める規制基準値以下とする必要があります。

ア 敷地境界線上における規制基準値

敷地境界線上における規制基準値は、悪臭物質としてアンモニア等22種類の物質が指定されています。敷地境界線上における規制基準を表12-3に示します。なお、建設予定地は兵庫県における規制基準の一般地域に該当します。

表12-11 悪臭防止法による規制基準値（敷地境界線上）

悪臭物質名	悪臭防止法による 規制基準値の範囲 (ppm)	県条例による規制基準値 (ppm)	
		順応地域	一般地域
アンモニア	1～5	5	1
メチルメルカプタン	0.002～0.01	0.01	0.002
硫化水素	0.02～0.2	0.2	0.02
硫化メチル	0.01～0.2	0.2	0.01
トリメチルアミン	0.005～0.07	0.07	0.005
二硫化メチル	0.009～0.1	0.1	0.009
アセトアルデヒド	0.05～0.5	0.5	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05～0.5	0.5	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009～0.08	0.08	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02～0.2	0.2	0.02
ノルマルパレルアルデヒド	0.009～0.05	0.05	0.009
イソパレルアルデヒド	0.003～0.01	0.01	0.003
イソブタノール	0.9～20	20	0.9
酢酸エチル	3～20	20	3
メチルイソブチルケトン	1～6	6	1
トルエン	10～60	60	10
スチレン	0.4～2	2	0.4
キシレン	1～5	5	1
プロピオン酸	0.03～0.2	0.2	0.03
ノルマル酪酸	0.001～0.006	0.006	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009～0.004	0.004	0.0009
イソ吉草酸	0.001～0.01	0.01	0.001

表12-3 悪臭防止法による規制基準値（敷地境界線上）

悪臭物質名	悪臭防止法による 規制基準値の範囲 (ppm)	県条例による規制基準値 (ppm)	
		順応地域	一般地域
アンモニア	1～5	5	1
メチルメルカプタン	0.002～0.01	0.01	0.002
硫化水素	0.02～0.2	0.2	0.02
硫化メチル	0.01～0.2	0.2	0.01
トリメチルアミン	0.005～0.07	0.07	0.005
二硫化メチル	0.009～0.1	0.1	0.009
アセトアルデヒド	0.05～0.5	0.5	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05～0.5	0.5	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009～0.08	0.08	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02～0.2	0.2	0.02
ノルマルパレルアルデヒド	0.009～0.05	0.05	0.009
イソパレルアルデヒド	0.003～0.01	0.01	0.003
イソブタノール	0.9～20	20	0.9
酢酸エチル	3～20	20	3
メチルイソブチルケトン	1～6	6	1
トルエン	10～60	60	10
スチレン	0.4～2	2	0.4
キシレン	1～5	5	1
プロピオン酸	0.03～0.2	0.2	0.03
ノルマル酪酸	0.001～0.006	0.006	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009～0.004	0.004	0.0009
イソ吉草酸	0.001～0.01	0.01	0.001

イ 気体排出口における規制基準値

気体排出口における規制基準値は、悪臭物質としてアンモニア等13種類の物質が指定されています。気体排出口における規制基準値の算定方法を表12-12に示します。

表12-12 悪臭防止法による規制基準値の算定方法（気体排出口）

特定悪臭物質名	Cm値 (ppm)	備考
アンモニア	1	気体排出口における規制基準値は、大気への拡散を考慮し、排出高や排ガスの排出速度等を考慮し、次の式により算定されます。 q ： 流量（m³N／h）・・・（規制基準値） $q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ $He : \text{補正された排出口の高さ（m）}$ $Cm : \text{悪臭物質の種類及び地域規制ごとに定められた許容限度（ppm）}$ $Ho : \text{排出高の実高さ（m）}$ $V : \text{排ガスの排出速度（m／s）}$ $He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$ $Hm = \frac{0.795 \times \sqrt{Q \times V}}{1 + (2.58 / V)}$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$ $J = \frac{1}{\sqrt{Q \times V}} \times \left(1,460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$ $Q : \text{温度15℃における排出ガス流量（m}^3\text{／s）}$ $T : \text{排出ガス温度（K）}$
硫化水素	0.02	
トリメチルアミン	0.005	
プロピオンアルデヒド	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	
イソブチルアルデヒド	0.02	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	
イソバレルアルデヒド	0.003	
イソブタノール	0.9	
酢酸エチル	3	
メチルイソブチルケトン	1	
トルエン	10	
キシレン	1	

イ 気体排出口における規制基準値

気体排出口における規制基準値は、悪臭物質としてアンモニア等13種類の物質が指定されています。気体排出口における規制基準値の算定方法を表12-4に示します。

表12-4 悪臭防止法による規制基準値の算定方法（気体排出口）

特定悪臭物質名	Cm値 (ppm)	備考
アンモニア	1	気体排出口における規制基準値は、大気への拡散を考慮し、排出高や排ガスの排出速度等を考慮し、次の式により算定されます。 q ： 流量（m³N／h）・・・（規制基準値） $q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ $He : \text{補正された排出口の高さ（m）}$ $Cm : \text{悪臭物質の種類及び地域規制ごとに定められた許容限度（ppm）}$ $Ho : \text{排出高の実高さ（m）}$ $V : \text{排ガスの排出速度（m／s）}$ $He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$ $Hm = \frac{0.795 \times \sqrt{Q \times V}}{1 + (2.58 / V)}$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$ $J = \frac{1}{\sqrt{Q \times V}} \times \left(1,460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$ $Q : \text{温度15℃における排出ガス流量（m}^3\text{／s）}$ $T : \text{排出ガス温度（K）}$
硫化水素	0.02	
トリメチルアミン	0.005	
プロピオンアルデヒド	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	
イソブチルアルデヒド	0.02	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	
イソバレルアルデヒド	0.003	
イソブタノール	0.9	
酢酸エチル	3	
メチルイソブチルケトン	1	
トルエン	10	
キシレン	1	

2) 現ごみ処理施設の規制基準値及び協定基準値

敷地境界線上における規制基準値及び協定基準値を表 12-13 に示します。

表12-13 現ごみ処理施設の規制基準値及び協定基準値（敷地境界線上）

項目	規制基準値（ppm）	協定基準値（ppm）
アンモニア	1	1
メチルメルカプタン	0.002	0.002
硫化水素	0.02	0.02
硫化メチル	0.01	0.01
トリメチルアミン	0.005	0.005
二硫化メチル	0.009	0.009
アセトアルデヒド	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	－
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	－
イソブチルアルデヒド	0.02	－
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	－
イソバレルアルデヒド	0.003	－
イソブタノール	0.9	－
酢酸エチル	3	－
メチルイソブチルケトン	1	－
トルエン	10	－
スチレン	0.4	0.4
キシレン	1	－
プロピオン酸	0.03	0.03
ノルマル酪酸	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009
イソ吉草酸	0.001	0.001

3) 新ごみ処理施設の協定基準値（案）

敷地境界線上及び気体排出口について悪臭防止法等における規制基準値とします(表 12-11、表 12-12)。

2) 現ごみ処理施設の規制基準値及び協定基準値

敷地境界線上における規制基準値及び協定基準値を表 12-5 に示します。

表12-5 現ごみ処理施設の規制基準値及び協定基準値（敷地境界線上）

項目	規制基準値（ppm）	協定基準値（ppm）
アンモニア	1	1
メチルメルカプタン	0.002	0.002
硫化水素	0.02	0.02
硫化メチル	0.01	0.01
トリメチルアミン	0.005	0.005
二硫化メチル	0.009	0.009
アセトアルデヒド	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	－
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	－
イソブチルアルデヒド	0.02	－
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	－
イソバレルアルデヒド	0.003	－
イソブタノール	0.9	－
酢酸エチル	3	－
メチルイソブチルケトン	1	－
トルエン	10	－
スチレン	0.4	0.4
キシレン	1	－
プロピオン酸	0.03	0.03
ノルマル酪酸	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009
イソ吉草酸	0.001	0.001

3) 新ごみ処理施設の協定基準値（案）

敷地境界線上及び気体排出口について悪臭防止法等における規制基準値とします（表 12-3、表 12-4）。

(4) 騒音の規制基準

1) 関係法令の規制基準値

新ごみ処理施設から発生する騒音は、敷地境界線上において、騒音規制法及び関連条例で定める規制基準値以下とする必要があります。

騒音の規制基準値の範囲は、区域や時間帯別に定められています。

騒音の規制基準値の範囲を表 12-14 に示します。なお、建設予定地は第 2 種区域に該当します。

表12-14 騒音の規制基準値の範囲

時間の区分 区域の区分	昼間 (8：00～18：00) (デシベル)	朝 (6：00～8：00) 夕 (18：00～22：00) (デシベル)	夜間 (22：00～6：00) (デシベル)
第 1 種区域	50	45	40
第 2 種区域	60	50	45
第 3 種区域	65	60	50
第 4 種区域	70	70	60

2) 現ごみ処理施設の協定基準値

協定基準値を表 12-15 に示します。

表12-15 現ごみ処理施設の協定基準値

項目	協定基準値 (ホン)
昼間 (8：00～18：00)	60
朝 (6：00～8：00) 夕 (18：00～22：00)	50
夜間 (22：00～6：00)	45

3) 新ごみ処理施設の協定基準値（案）

騒音規制法等における規制基準値とします。

表12-16 新ごみ処理施設の協定基準値（案）

項目	協定基準値※ (デシベル)
昼間 (8：00～18：00)	60
朝 (6：00～8：00) 夕 (18：00～22：00)	50
夜間 (22：00～6：00)	45

※施設西側にある高齢者総合福祉施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベル減じた値となります。

(3) 騒音の規制基準

1) 関係法令の規制基準値

新ごみ処理施設から発生する騒音は、敷地境界線上において、騒音規制法及び関連条例で定める規制基準値以下とする必要があります。

騒音の規制基準値の範囲は、区域や時間帯別に定められています。

騒音の規制基準値の範囲を表 12-6 に示します。なお、建設予定地は第 2 種区域に該当します。

表12-6 騒音の規制基準値の範囲

時間の区分 区域の区分	昼間 (8：00～18：00) (デシベル)	朝 (6：00～8：00) 夕 (18：00～22：00) (デシベル)	夜間 (22：00～6：00) (デシベル)
第 1 種区域	50	45	40
第 2 種区域	60	50	45
第 3 種区域	65	60	50
第 4 種区域	70	70	60

2) 現ごみ処理施設の協定基準値

協定基準値を表 12-7 に示します。

表12-7 現ごみ処理施設の協定基準値

項目	協定基準値 (ホン)
昼間 (8：00～18：00)	60
朝 (6：00～8：00) 夕 (18：00～22：00)	50
夜間 (22：00～6：00)	45

3) 新ごみ処理施設の協定基準値（案）

騒音規制法等における規制基準値とします。

表12-8 新ごみ処理施設の協定基準値（案）

項目	協定基準値※ (デシベル)
昼間 (8：00～18：00)	60
朝 (6：00～8：00) 夕 (18：00～22：00)	50
夜間 (22：00～6：00)	45

※施設西側にある高齢者総合福祉施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベル減じた値となります。

(5) 振動の規制基準

1) 関係法令の規制基準値

新ごみ処理施設から発生する振動は、敷地境界線上において、振動規制法及び関連条例で定める規制基準値以下とする必要があります。振動の規制基準値の範囲は、区域や時間帯別に定められています。振動の規制基準値の範囲を表 12-17 に示します。なお、建設予定地は第 1 種区域に該当します。

表12-17 振動の規制基準値の範囲

時間の区分 区域の区分	昼間 (8 : 00～19 : 00) (デシベル)	夜間 (19 : 00～8 : 00) (デシベル)
第 1 種区域	60	55
第 2 種区域	65	60

2) 現ごみ処理施設の協定基準値

協定基準値を表 12-18 に示します。

表12-18 現ごみ処理施設の協定基準値

項目	協定基準値 (デシベル)
昼間 (8 : 00～19 : 00)	60
夜間 (19 : 00～8 : 00)	55

3) 新ごみ処理施設の協定基準値 (案)

振動規制法等における規制基準値とします。なお、低周波振動については、問題を発生させないレベルとします。

表12-19 新ごみ処理施設の協定基準値 (案)

項目	協定基準値 (案) ※ (デシベル)
昼間 (8 : 00～19 : 00)	60
夜間 (19 : 00～8 : 00)	55

※施設西側にある高齢者総合福祉施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベル減じた値となります。

(4) 振動の規制基準

1) 関係法令の規制基準値

新ごみ処理施設から発生する振動は、敷地境界線上において、振動規制法及び関連条例で定める規制基準値以下とする必要があります。振動の規制基準値の範囲は、区域や時間帯別に定められています。振動の規制基準値の範囲を表 12-9 に示します。なお、建設予定地は第 1 種区域に該当します。

表12-9 振動の規制基準値の範囲

時間の区分 区域の区分	昼間 (8 : 00～19 : 00) (デシベル)	夜間 (19 : 00～8 : 00) (デシベル)
第 1 種区域	60	55
第 2 種区域	65	60

2) 現ごみ処理施設の協定基準値

協定基準値を表 12-10 に示します。

表12-10 現ごみ処理施設の協定基準値

項目	協定基準値 (デシベル)
昼間 (8 : 00～19 : 00)	60
夜間 (19 : 00～8 : 00)	55

3) 新ごみ処理施設の協定基準値 (案)

振動規制法等における規制基準値とします。なお、低周波振動については、問題を発生させないレベルとします。

表12-11 新ごみ処理施設の協定基準値 (案)

項目	協定基準値 (案) ※ (デシベル)
昼間 (8 : 00～19 : 00)	60
夜間 (19 : 00～8 : 00)	55

※施設西側にある高齢者総合福祉施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベル減じた値となります。

(6) ばいじん及び焼却灰等の規制基準

1) 関係法令の規制基準値

ばいじん及び焼却灰等の重金属溶出量及びダイオキシン類含有量は、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令及びダイオキシン類対策特別措置法で定める規制基準値以下とする必要があります。

重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値を表 12-20 に示します。熱しゃく減量の規制基準値を表 12-21 に示します。循環型社会形成推進交付金対象事業であることから、維持管理基準ではなく性能指針を満足する必要があります。

表 12-20 重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値

項目		規制基準値
重 金 属 溶 出 量	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005 mg／L 以下
	カドミウム又はその化合物	0.09 mg／L 以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg／L 以下
	六価クロム化合物	1.5 mg／L 以下
	砒素又はその化合物	0.3 mg／L 以下
	セレン又はその化合物	0.3 mg／L 以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg／L 以下
ダイオキシン類含有量		
	ばいじん処理物中の濃度	3 ng-TEQ／g 以下
	焼却灰その他燃えがら中の濃度	

表 12-21 熱しゃく減量の規制基準値

種類\項目	維持管理基準	性能指針
連続運転式ごみ焼却炉	10％以下	5％以下
間欠運転式ごみ焼却炉		7％以下

2) 現ごみ処理施設の規制基準値

ばいじん及び焼却灰等の重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の現状の規制基準値を表 12-22 に示します。大阪湾フェニックスセンター受入基準に合わせた場合は、六価クロムの規制基準値が厳しくなります。

表12-22 重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の現状の規制基準値

項目		規制基準値
重 金 属 溶 出 量	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005 mg／L 以下
	カドミウム又はその化合物	0.09 mg／L 以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg／L 以下
	六価クロム化合物	0.5 mg／L 以下※
	砒素又はその化合物	0.3 mg／L 以下
	セレン又はその化合物	0.3 mg／L 以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg／L 以下
ダイオキシン類含有量		
	ばいじん処理物中の濃度	基準適用なし※ ²
	焼却灰その他燃えがら中の濃度	3 ng-TEQ／g 以下

※ 大阪湾フェニックスセンター受入基準

※²平成14（2002）年以前の施設で、セメント固化、薬剤処理等を行う場合、処理基準は適用されない。

3) 新ごみ焼却施設の重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値

ばいじん及び焼却灰等の重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値を表 12-23 及び表 12-24 に示します。

表 12-23 重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値

項目		規制基準値
重金属溶出量	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005 mg／L 以下
	カドミウム又はその化合物	0.09 mg／L 以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg／L 以下
	六価クロム化合物	0.5 mg／L 以下
	砒素又はその化合物	0.3 mg／L 以下
	セレン又はその化合物	0.3 mg／L 以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg／L 以下
ダイオキシン類含有量		
ばいじん処理物中の濃度		3 ng-TEQ／g 以下
焼却灰その他燃えがら中の濃度		

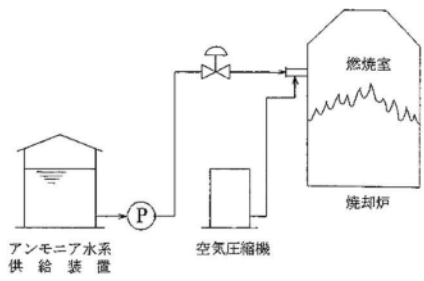
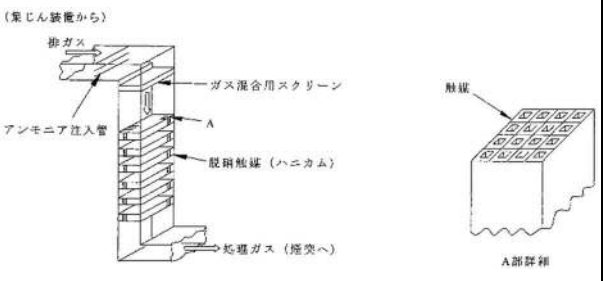
表 12-24 熱しゃく減量の規制基準値

種類\項目	熱しゃく減量
焼却灰その他燃えがら	5% 以下

環境計画

[現在] 焼却施設・資源化施設	[追加検討] 中継施設・資源化施設																																																				
13 環境計画 公害防止計画で設定した協定基準値（案）を遵守するための除去技術について環境計画として整理します。ただし、メーカーにより採用する除去技術の考え方が異なる可能性がある項目については、本計画において決定はしないこととします。 (1) 協定基準値（案）に基づく除去技術 1) ばい煙 ア 窒素酸化物 窒素酸化物の排出基準値は250ppm以下が適用されます。 同規模施設の自主基準値は30～250ppmであり、表13-1に示すように計画値によって窒素酸化物の除去方法が選択されます。運転方法としては、窒素酸化物発生量を低減するには空気過剰率を低く抑えるとともに、高温での燃焼を避けることが効果的とされています。 表 13-1 主な窒素酸化物除去技術の一覧 <table><tr><th>区分</th><th>方式</th><th>除去率 (%)</th><th>排出濃度 (p p m)</th><th>設備費</th><th>運転費</th><th>採用例</th></tr><tr><td rowspan="3">燃焼 制御法</td><td>低酸素法</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">80～150</td><td rowspan="2">小</td><td rowspan="2">小</td><td rowspan="2">多</td></tr><tr><td>水噴射法</td></tr><tr><td>排ガス再循環法</td><td>－</td><td>60 程度</td><td>中</td><td>小</td><td>少</td></tr><tr><td rowspan="5">乾式法</td><td>無触媒脱硝法</td><td>30～60</td><td>40～70 (ブランク：100 の場合)</td><td>小－中</td><td>小－中</td><td>多</td></tr><tr><td>触媒脱硝法</td><td>60～80</td><td>20～60</td><td>大</td><td>大</td><td>多</td></tr><tr><td>脱硝ろ過式集じん器法</td><td>60～80</td><td>20～60</td><td>中</td><td>大</td><td>少</td></tr><tr><td>活性コークス法</td><td>60～80</td><td>20～60</td><td>大</td><td>大</td><td>少</td></tr><tr><td>天然ガス再燃法</td><td>50～70</td><td>50～80</td><td>中</td><td>中</td><td>少</td></tr></table> 出典)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.345」公益社団法人 全国都市清掃会議 窒素酸化物の除去方法としてはアンモニア等を炉出口の高温部に吹き込む方法（無触媒脱硝法）とバグフィルタの下流の低温部にアンモニアを吹き込み触媒と接触させる方法（触媒脱硝法）があります。無触媒脱硝法と触媒脱硝法を比較したものを表13-2に示します。	区分	方式	除去率 (%)	排出濃度 (p p m)	設備費	運転費	採用例	燃焼 制御法	低酸素法	－	80～150	小	小	多	水噴射法	排ガス再循環法	－	60 程度	中	小	少	乾式法	無触媒脱硝法	30～60	40～70 (ブランク：100 の場合)	小－中	小－中	多	触媒脱硝法	60～80	20～60	大	大	多	脱硝ろ過式集じん器法	60～80	20～60	中	大	少	活性コークス法	60～80	20～60	大	大	少	天然ガス再燃法	50～70	50～80	中	中	少	13 環境計画
区分	方式	除去率 (%)	排出濃度 (p p m)	設備費	運転費	採用例																																															
燃焼 制御法	低酸素法	－	80～150	小	小	多																																															
	水噴射法																																																				
	排ガス再循環法	－	60 程度	中	小	少																																															
乾式法	無触媒脱硝法	30～60	40～70 (ブランク：100 の場合)	小－中	小－中	多																																															
	触媒脱硝法	60～80	20～60	大	大	多																																															
	脱硝ろ過式集じん器法	60～80	20～60	中	大	少																																															
	活性コークス法	60～80	20～60	大	大	少																																															
	天然ガス再燃法	50～70	50～80	中	中	少																																															

表 13-2 無触媒脱硝法と触媒脱硝法の比較

	無触媒脱硝法	触媒脱硝法
イメージ図		
概要	アンモニアガス (NH ₃) 又はアンモニア水、尿素 ((NH ₂) ₂ CO) を焼却炉内の高温領域 (800℃～900℃) に噴霧して NO _x を選択還元する方法です。	原理は無触媒脱硝法と同じですが、無触媒脱硝法がアンモニアと NO _x の気相反応だけに依存して高温領域で使用するのに対して、脱硝触媒方法は脱硝触媒を使用して低温領域 (200℃～350℃) で反応させる方法です。

参考)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P346・347」公益社団法人 全国都市清掃会議

一般的に高い脱硝率を目標とする場合は、無触媒脱硝法による除去では達成することは難しく、触媒脱硝法が採用される傾向があります。

通常の触媒脱硝は 200℃～350℃で反応させる方法で触媒脱硝装置はバグフィルタの下流に設置されます。排ガス処理でバグフィルタ入口のガス温度が 200℃以下となっているため、排ガスを再加熱する必要があります。ただし、最近は 200℃以下の低温域でも高い脱硝性能を示す触媒（低温触媒と呼ばれる）が開発されていることから、効率的なエネルギー利用を考えるとこれらの採用も考えられます。

なお、新ごみ焼却施設の協定基準値を【60ppm 以下】とすることから、今後の技術革新等に注視して最新の技術動向を踏まえて、さまざまな除去技術を組合せて目標とする基準値を達成する必要があるため、本項では除去方法を限定しないこととします。

イ 硫黄酸化物・塩化水素

硫黄酸化物の排出基準値は K 値 1.17 以下が適用されます。

一般のごみ焼却施設において、硫黄酸化物濃度が問題になることは少なく、特別な対策を必要とせず塩化水素の除去方法で低減されています。

また、塩化水素の排出基準値は 430ppm（700mg/m³N）以下が適用されます。

新ごみ焼却施設の協定基準値を【20ppm 以下】、【25ppm 以下】とすることから現状と同様の除去方法で対応可能と考えられます。

硫黄酸化物及び塩化水素の除去方法には現状と同じ煙道中に粉末の消石灰等の薬剤を吹き込む乾式法と排ガスをアルカリ性の薬液で洗浄する湿式法があります。除去技術の一覧を表 13-3 に示します。

湿式法による除去方法では排水処理が必要となり、排水処理設備や塩乾固設備等プロセスが複雑になる欠点があり、さらに吸着液の循環使用によってダイオキシン類が濃縮するおそれがあるため、廃液の処理に注意が必要になります。一方、乾式法においても計画値を厳しくすることは薬剤使用量や集じん量とともに埋立処分量の増加にもつながります。

以上のことから新ごみ焼却施設では、適正な使用量による全乾式法を採用します。

表 13-3 主な硫黄酸化物・塩化水素の除去技術の一覧

区 分		概 要	利 点	欠 点
乾 式 法	全乾式法	炭酸カルシウム、消石灰や重炭酸ナトリウム等のアルカリ粉体を集じん器の前段に吹込み、反応生成物を回収する。	・排水処理が不要。 ・排ガス温度を低減することがない。 ・腐食対策が容易。	湿式と 比 較 して 薬 剤 の 使 用 量 が 多 い。（未 反 応 薬 剤 が 生 じ る）
	半乾式法	消石灰等のアルカリスラリーを反応塔や移動層に噴霧して反応生成物を乾燥状態で回収する。	・上記利点と同じ ・噴霧するため、突沸状態で蒸発するため薬剤はポーラス（多孔質）状の粒子となりやすく、除去効率は全乾式より高い。	・噴霧ノズル及びラインの閉塞トラブルや摩耗に留意する必要がある。
湿式法		水や苛性ソーダ等のアルカリ水溶液を吸収塔に噴霧して、反応生成物を溶液で回収する。	・除去効率が低い。 ・水銀や砒素等の重金属類も高効率除去が可能。	・排ガスは水分飽和ガスとなるため白煙低減対策が必要となる場合がある。 ・排水処理が必要。 ・吸着液の循環利用でダイオキシン類が濃縮する恐れがある。 ・腐食対策が必要。

参考)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.339」公益社団法人 全国都市清掃会議

ウ ばいじん

ばいじんの排出基準値は 0.15g/m³N 以下（1 炉当たりの処理能力が 2t/h 未満の場合）が適用されます。

表 13-4 に主要な集じん設備の特徴を示します。集じん器は除じんのみを目的とするのではなく、有害ガス除去を含めた排ガス処理システムの一部として使用されます。

「廃棄物処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成 9（1997）年 1 月）によると「集じん器出口のばいじん濃度は低いほど良く、ろ過式（集じん器）では 10mg/m³N(0.01g/m³N) 以下まで可能である。」と示されています。これらのことから、ごみ焼却施設では集じん器にはろ過式集じん器（バグフィルタ）を用いるのが一般的となっています。

表 13-4 主要な集じん設備の特徴

分類名	型式	取扱われる粒度 μ m	圧力損失 k Pa	集じん 効率 %	設備費	運転費
ろ過式集じん器	バグフィルタ	20~0.1	1~2	90~99	中程度	中程度以上
電気集じん器	—	20~0.05	0.1~0.2	90~99.5	大程度	小~中程度
遠心力集じん器	サイクロン型	100~3	0.5~1.5	75~85	中程度	中程度

出典）「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.331」公益社団法人 全国都市清掃会議

新ごみ焼却施設の協定基準値を【0.01 g/m³N 以下】とすることから、集じん設備は現状と同様のろ過式集じん器（バグフィルタ）を採用します。

2) 水銀

水銀の排出基準値は 30 μg/m³N 以下が適用されます。

新ごみ焼却施設の協定基準値を【30 μg/m³N 以下】とすることから、表 13-5 に示す主な除去技術による対応が必要になると考えられます。また、図 13-1 に示すようにろ過式集じん器（バグフィルタ）出口温度を低温化することで水銀除去率が向上することが期待できます。

したがって、現在と同様の活性炭吹込みによる除去方法を採用するとともに、ろ過式集じん器（バグフィルタ）出口温度を可能な限り低温化して低温ろ過式集じん器による処理の採用を検討するなど、常に最新の技術を入れていくこととします。

表 13-5 主な水銀除去技術の一覧

方式	概 要
低温ろ過式集じん器	低温域でろ過集じん器を使用することで水銀除去率が上昇する。水銀が吸着した飛灰がろ布上に存在すると、水銀化合物が飛灰から排ガスに再放出されることから、計測値が上昇した際に、飛灰の払い落しを行うことで排ガス中の水銀濃度の上昇を抑制できる。
活性炭・活性炭コース吹込みろ過集じん器	ダイオキシン類除去に使用する活性炭・活性炭コースを排ガス中に噴霧することで水銀についても吸着除去してろ過式集じん器で除去する。
活性炭・活性炭コース充填塔	ダイオキシン類除去に使用する活性炭・活性炭コース充填塔に排ガスを通すことで水銀についても吸着除去する。
湿式法	水や吸収液を循環して水銀を除去する方法、溶解した水銀は水溶液として回収し排水処理装置で処理する。吸収液だけでは除去率にばらつきが大きく安定した水銀除去性能が得られないことから、吸収液に液体キレート等の薬剤を添加する場合が多い。

参考)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.353・354」公益社団法人 全国都市清掃会議

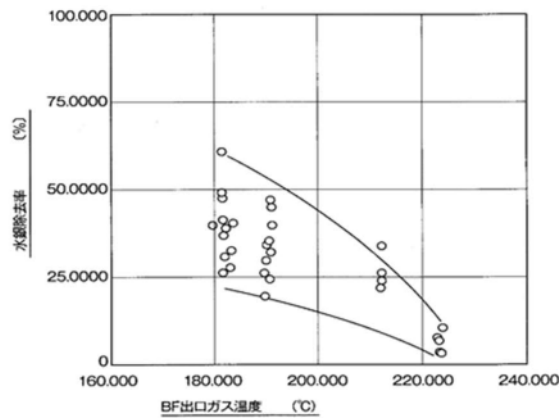


図 13-1 ろ過式集じん器（バグフィルタ）出口温度と水銀除去率

3) ダイオキシン類

ダイオキシン類の排出基準値は 5ng-TEQ/m³N※¹ 以下が適用されます。

新ごみ焼却施設の協定基準値を【0.1 ng-TEQ/m³N 以下】とすることから、ダイオキシン類除去技術の組合せによる除去方法の採用が必要と考えられます。

ダイオキシン類はCOや各種炭化水素（HC）等と同じ未燃物の一種であるため、完全燃焼することで、ダイオキシン類の発生を抑制することができます。ただし、排ガスの冷却過程においてダイオキシン類が再合成する可能性があるため、特にろ過式集じん器（バグフィルタ）の運転温度は可能な限り低くすることが望まれます。

排ガス処理過程におけるダイオキシン類の低減化・分解などの主な除去技術を表 13-6 に示します。
各方式を組合せて目標とする基準値を達成する必要があるため、本項では除去方法を限定しないこととします。

※¹ 1 炉当たりの焼却能力が 4 t／h 以上の排出基準値が 0.1ng-TEQ/m³N 以下、2～4 t／h 未満の排出基準値が 1 ng-TEQ/m³N 以下、2 t／h 未満の排出基準値が 5 ng-TEQ/m³N となります。新ごみ焼却施設では 5 ng-TEQ/m³N となります。

表 13-6 主なダイオキシン類除去技術の一覧

区分	方式	設備費	運転費	採用例
乾式吸着法	ろ過式集じん器	中	小	多
	活性炭、活性コークス吹込みろ過集じん器	中	中	多
	活性炭、活性コークス充填方式	大	大	少
分解法	触媒分解	大	大	中

出典)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.349」公益社団法人 全国都市清掃会議

(2) 計画施設の概要

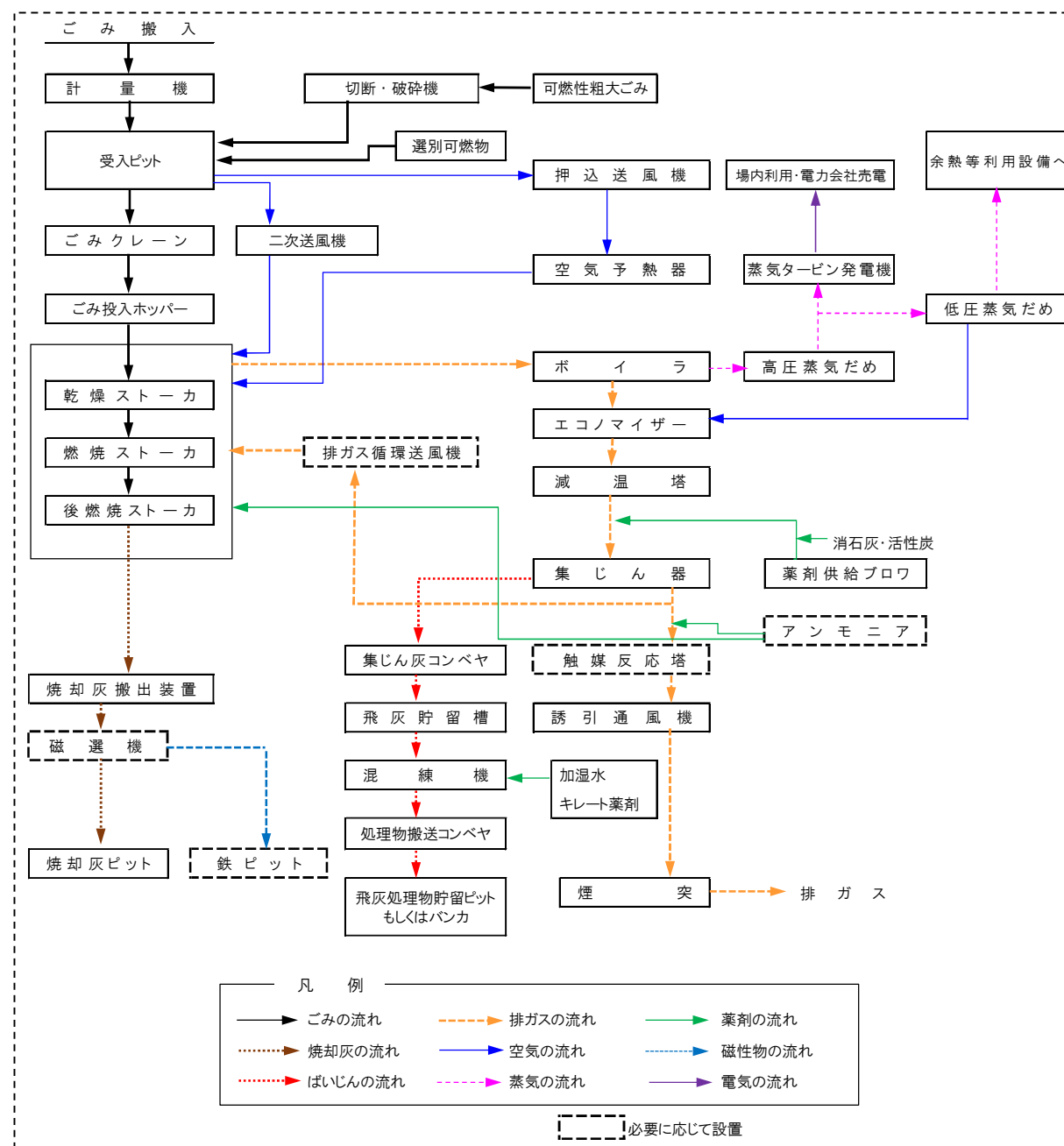
1) 新ごみ焼却施設の概要

本計画では、これまでの内容を踏まえ、想定されるごみ焼却施設の処理フローを図 13-2 に示します。なお、詳細については各メーカーの方式や提案により異なります。

(1) 計画施設の概要

1) 中継施設の概要

想定される中継施設の処理フローを図13-1に示します。



- ・焼 却 灰：焼却炉の炉底から排出される焼却残留物
- ・集じん灰：集じん施設によって集められたばいじん
- ・飛 灰：集じん灰にボイラ、ガス冷却室、再燃焼室で捕集ばいじんを加えたもの

図 13-2 処理フロー図（想定）

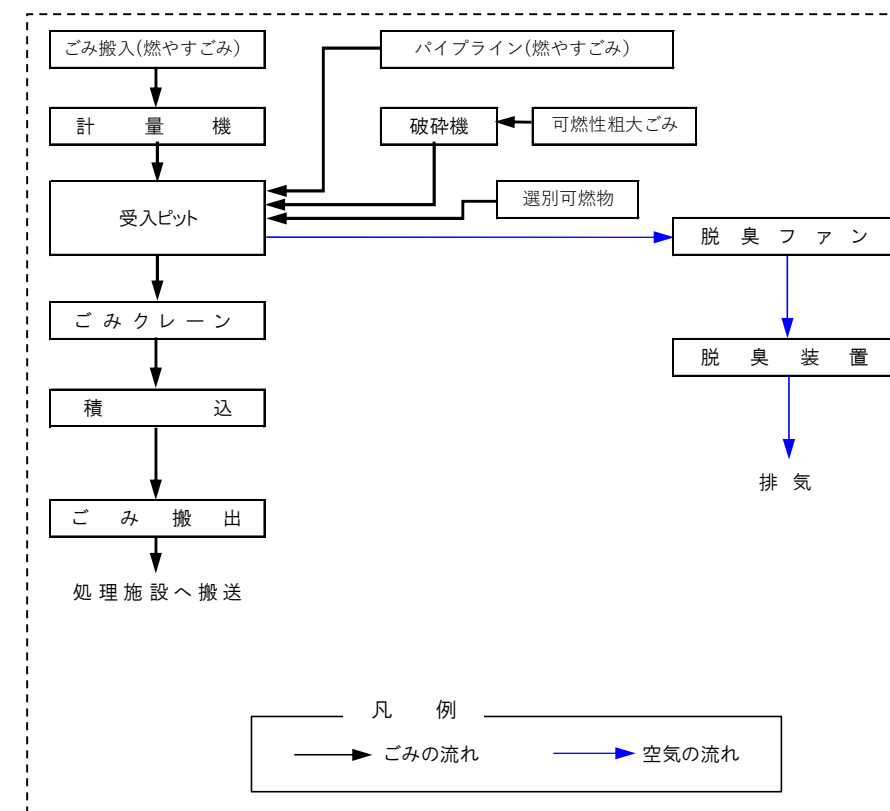


図13-1 中継施設の処理フロー図

2) 新ごみ焼却施設の炉数について 環境省通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」(平成 15 (2003) 年 12 月 15 日環廃対発第 031215002 号) において「原則として、2 炉又は 3 炉とし、炉の補修点検時の対応、経済性等に関する検討を十分に行い決定すること。」とされています。 施設規模を 88 t /日と想定としているため、 ○ 2 炉の場合は 88 t /日 = 44 t /日 × 2 炉 ○ 3 炉の場合は 88 t /日 = 29.33 t /日 × 3 炉 となります。 炉数(系列数)の考え方として、環境負荷や省エネルギー性、経済性や設置面積等を考慮したうえで、最も重視すべきは、安定的な処理が継続できるように炉数(系列数)を設定する必要があります。安全・安定したごみ処理を行うため、炉の故障や点検等を想定し、2 炉構成以上としますが、3 炉構成を採用した場合、ごみピットの貯留容量の軽減は見込めるものの、1 炉の処理規模が小さくなり炉室が狭くなることから安定燃焼の継続が困難になります。さらに機器点数が多くなることから補修費の増加も懸念されます。 以上のことから、<u>炉数(系列数)は、2 炉構成を採用します。</u> 3) 新ごみ焼却施設の主要設備について ア 受入・供給設備 受入供給設備は、搬入ごみや搬出される灰等を計量するための計量機、ごみピットにごみを投入するためのプラットホーム、プラットホームとごみピット室を遮断して粉じんや臭気の拡散を防止するためのごみ投入扉、搬入されたごみを一時貯留するごみピット、ごみを攪拌してホッパに投入するごみクレーンなどから構成されます。 (ア)ごみピット投入扉 a 基数について ごみピット投入扉の基数は、搬入車両が集中する時間帯において車両が停滞することなく円滑に投入作業が続けられることを勘案して決定する必要があります。 施設規模にもとづき表 13-7 の設置基数を参照に <u>3 基のごみ投入扉と 1 基のダンピングボックスとします。</u> (現ごみ焼却施設では、4 基の投入扉と 1 基のダンピングボックスが設置されています。)	ア 受入・供給設備 中継施設における受入供給設備は、搬入ごみを計量するための計量機、ごみピットにごみを投入するためのプラットホーム、プラットホームとごみピット室を遮断して粉じんや臭気の拡散を防止するためのごみ投入扉、搬入されたごみを一時貯留するごみピット、ごみを搬出車両に投入するごみクレーンなどから構成されます。 計量システム[*]については、場内運行が円滑に進むことに配慮した上で、現存設備を活用して混載(可燃物・不燃物)車両への対応と計量の精度向上を目指し 2 回計量を実施するため、<u>適切な位置に計量機を増設します。</u> *廃棄物処理手数料の徴収(支払い)については、電子マネーやクレジットカード等によるキャッシュレス決済に対応したシステムの導入を検討します。 (ア)ごみピット投入扉 ごみピット投入扉は<u>現ごみ処理施設の健全性を確認した上で活用します。</u>
---	--

表 13-7 投入扉基数

ごみ焼却施設規模（t /日）	投入扉基数
100～150	3
150～200	4
200～300	5
300～400	6
400～600	8
600以上	10以上

参考）「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.278」公益社団法人 全国都市清掃会議

b 形式について

ごみ投入扉は、プラットホームとごみピット室を遮断してピット室内の粉じんや臭気の拡散を防止するためのもので、求められる機能としては、気密性が高いこと、開閉動作が円滑で迅速であること、耐久性が優れていることなどが挙げられます。特に耐久性については、頻繁に行われる扉の開閉に耐える強度とごみピット室内の腐食性ガスや湿度等に対する耐食性が求められます。

形式については一般的に中折れヒンジ式、観音開き式、シャッター式、スライド式等がありますが、ごみの投入作業を滞りなく継続するため、開閉速度が速い観音開き式の採用を検討します。

c 安全対策について

直営、委託及び許可業者の収集車両による搬入分については基本的に上記投入扉を使用することになりますが、市民による一般持込については安全対策を考慮した受入等が必要となります。

一般持込車両の多くは乗用車もしくはダンプ機能の無いトラックであり、荷下ろしは主に人力によると考えられます。したがって、安全対策上、直接ごみピットへの投入は行わず、職員による危険物確認と選別を実施、一定量がまとまった時点で処理施設へ運搬します。

➤ 収集車両の異物確認（異物搬入物検査ボックス）

搬入物については定期的に展開検査を実施し、ごみピットへの異物混入の有無の確認を行います。検査は、基本的に搬入車両 1 台分全量をごみピット前のステージを利用して職員による異物混入の確認を行い、確認後、ごみピットへ投入します。

a 形式について

ごみ投入扉は、プラットホームとごみピット室を遮断してピット室内の粉じんや臭気の拡散を防止するためのもので、求められる機能としては、気密性が高いこと、開閉動作が円滑で迅速であること、耐久性が優れていることなどが挙げられます。特に耐久性については、頻繁に行われる扉の開閉に耐える強度とごみピット室内の腐食性ガスや湿度等に対する耐食性が求められます。

形式については現ごみ処理施設の観音開き式とし、健全性を確認した上で活用します。

- (イ)ごみピット
ごみピット容量は、ごみの攪拌又は炉の緊急停止時における収集の対応等を考慮して計画する必要があり、7日分を確保するものとします。
- (ウ)ごみクレーン
ごみクレーンは操作性を考慮し、1基でごみの攪拌を行いながら2炉分の供給ができる能力を備えたものとしますが、クレーンの故障は施設全体の停止につながるため、設置台数は常用と予備の2基とします。

イ 燃焼設備

- (ア)炉形式
ストーカ方式を採用します。
ストーカ方式の燃焼装置は、可動する火格子（ストーカ）上でごみを移動させながら、火格子下部から空気を送入し、燃焼させる装置であり、燃焼に先立ちごみの十分な乾燥を行う乾燥帯、積極的な燃焼を行う燃焼帯、燃焼帯での未燃分の燃え切りを図る後燃焼帯から構成されます。近年では、燃焼空気として排ガスの循環利用を行うことで（排ガス循環送風機）、二次燃焼空気量、排ガス量、窒素酸化物を低減させる等の事例も増加しています。
- (イ)二次燃焼設備
二次燃焼室とは、燃焼室の火格子上で発生した未燃ガスや浮遊粉じんの完全燃焼を目的とした設備になります。二次燃焼に寄与する区画を二次燃焼室といい、その構造は、ガスの混合性、完全燃焼を高め、ダイオキシン類の発生防止に大きな影響を与えることとなります。ダイオキシン類及びその前駆物質の分解に必要な十分な850℃以上燃焼温度（Temperature）や、2秒以上の滞留時間（Time）の確保は当然のこと、混合攪拌（Turbulence）に配慮した構造が重要になりますので、これら3Tの要件を十分に満足した設備を整備します。

- (イ)ごみピット
ごみピットは現ごみ処理施設の健全性を確認した上で活用します。
【現施設の仕様】
○ごみピット容量：4,058m³（6.2日≒6日分）
- (ウ)ごみクレーン
ごみクレーンは現ごみ処理施設の健全性を確認した上で活用します。なお、ごみクレーンバケットについては、操作性を考慮し、車両位置感知センサーを設置します。
【現施設の仕様】
○ごみクレーンバケット容量：4.5m³
○掴み重量：1,400kg
○運転方法：自動運転
- (エ)破碎設備
可燃性粗大ごみの破碎処理を行う破碎機は、現ごみ処理施設の健全性を確認した上で活用します。
【現施設の仕様】
○型式：二軸剪断式破碎機
○処理能力：10 t／5 h 破碎寸法 200mm以下

- イ 脱臭設備
脱臭設備は、ごみピット内における臭気の外部流出を防止するため、新設します。

ウ 燃烧ガス冷却設備 燃烧ガス冷却設備は、ごみ焼却後の燃烧ガスを冷却し、排ガス処理装置が安全に、効率よく運転できる温度とする目的で設置されるものです。 冷却方法としては、廃熱ボイラ方式と水噴霧方式等がありますが、ごみの焼却熱を有効に回収・利用するために<u>廃熱ボイラ方式を採用</u>します。なお、本計画では、ごみ処理過程で発生するごみピット汚水は炉内噴霧を採用し、その他の汚水は排水処理後、下水道へ放流を行います。 エ 排ガス処理設備 ばいじん除去装置としてろ過式集じん器（バグフィルタ）、塩化水素除去装置として全乾式法を採用します。なお、窒素酸化物については、新ごみ焼却施設の協定基準値を【60ppm 以下】と設定、アンモニア等を炉出口の高温部に吹き込む方法（無触媒脱硝法）でも運転管理次第で除去が可能となります。ダイオキシン類の削減対策として触媒装置の設置については各メーカーで考え方が異なるためメーカー提案を踏まえ検討を進めます。 オ 通風設備 通風設備には、押込通風方式、誘引通風方式、平衡通風方式があります。 押込通風方式は燃烧用空気を送風機で炉内に送り込む方式であり、煙突の通気力により排気する方法です。誘引通風方式は排ガスを送風機で引き出すことで燃烧用空気を炉内に引き込み供給する方法です。平衡通風方式は、押込・誘引の両方式を同時に行うもので、ごみ焼却に用いられる方式はこの平衡通風方式がほとんどであり、本計画においても、押込送風機と誘引通風機で圧力バランスを取りながら負圧で運転する<u>平衡通風方式とします</u>。 (ア)白煙防止設備 現ごみ焼却施設では、煙突からの白煙を防止するため排ガスの再加熱処理（白煙防止処理）を行っています。 白煙は排ガス中の水蒸気が冷えて細かい水滴となり、可視化したもので、白煙そのものには有害性はなく、それを防止しても環境安全性が向上するものではありません。また、白煙は気温、湿度等の自然条件によって発生するものであり、どのような気候条件でも完全に白煙の発生を完全に防止することは困難です。今回の計画では発電を行うことを想定し、可能な限りのエネルギー回収を目指しています。白煙防止処理は発電によるエネルギー利用の損失につながり、発電電力を有効使用することで消費電力の低減による温室効果ガス削減も期待できるため、<u>白煙防止設備は設置しないこととします</u>。 カ 余熱利用設備 ボイラを設置する場合、発電設備、給湯、冷暖房設備、燃烧ガスの廃熱を利用する温水発生装置等があります。<u>本計画では高効率発電設備を整備することとし、ごみ焼却時に発生する廃熱の有効利用として、施設内への給湯等を検討</u>します。	
--	--

(ア)発電効率及び発電出力

当施設整備は交付金事業として実施する予定です。その場合、循環型社会形成推進交付金の内、エネルギー回収型廃棄物処理施設を活用することになります。交付要件の一つとして施設規模別に定められたエネルギー回収率以上が達成可能な施設とする必要があります。

循環型社会形成推進交付金交付要件

：ごみ処理の広域化・集約化について検討を行うこと。

：PFI 等の民間活用の検討を行うこと

：一般廃棄物会計基準を導入すること

：廃棄物処理の有料化の導入を検討すること

：エネルギー回収率 11.5％相当以上

：施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること

エネルギー回収率の交付要件

施設規模（t/日）	エネルギー回収率（％）
100 以下	11.5（10.0）
100 超、150 以下	14.0（12.5）
150 超、200 以下	15.0（13.5）
200 超、300 以下	16.5（15.0）
300 超、450 以下	18.0（16.5）
450 超、600 以下	19.0（17.5）
600 超、800 以下	20.0（18.5）
800 超、1000 以下	21.0（19.5）
1000 超、1400 以下	22.0（20.5）
1400 超、1800 以下	23.0（21.5）
1800 超	24.0（22.5）

○エネルギー回収率＝発電効率＋熱利用率

熱利用率＝熱回収の有効熱量×0.46

0.46：発電/熱の等価係数

当施設規模では、上表のとおり、11.5％以上となります。

(イ)発電出力の試算（すべてのエネルギー回収率を発電で賄った場合）

交付要件を満足する発電を行った場合、発電出力は2炉運転時において、1,242kW以上が想定されます。

○ごみ発熱量（低位発熱量）：10,600kJ/kg（基準ごみ）

○施設規模：88t/日

○外部燃料発熱量：（例）灯油：36,700kJ/kg※

○外部燃料投入量：0kg/h

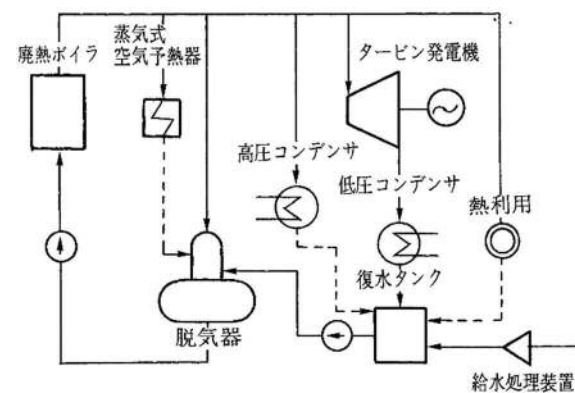
○発電効率：11.5％以上 →発電出力（試算）：1,242kW以上

発電出力kW＝
$$\frac{\begin{aligned} & \text{（ごみ発熱量（kJ/kg）} \times \text{施設規模（t/日）} \div 24 \text{（h）} \times 1,000 \text{（kg/t）} \\ & + \text{外部燃料発熱量（kJ/kg）} \times \text{外部燃料投入量（kg/h）} \end{aligned} \times \text{発電効率（％）}}{3,600 \text{（kJ/kWh）} \times 100 \text{（％）}}$$

※廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（令和4年3月一部改訂） 環境省環境再生・資源循環局

(ウ)タービンの形式
ボイラで回収した蒸気はタービンで電力に変換し利用可能となります。
ごみ焼却施設で使用されるタービンの形式には、復水タービンと背圧タービンの2種類があります。今回の計画ではより積極的な発電を進めるために、復水タービンを念頭に検討を進めることとします。

a 復水タービン
タービンの排気圧を真空圧まで下げることで、可能な限り多くの電力を得る方法です。近年積極的な発電が進められる中で主流となっています。



復水タービン（例）※

※絵とき廃棄物の焼却技術より

b 背圧タービン
タービンの排気圧が大気圧より高く、タービン構造も簡単になりますが、発電量は少なく、施設内での消費分程度の発電を行います。なお、現在はほとんど採用されていない形式です。

キ 灰出し設備
焼却灰は湿灰処理後、焼却灰搬出装置を経て、必要に応じて磁選機を設置して鉄類の回収後、焼却灰ピット等に貯留します。
飛灰は高濃度の重金属等を含むため、薬剤等を添加して混練機による安定化処理を行った後、飛灰処理貯留ピットまたはバンカに貯留します。

ク 給水設備
給水設備は、受水槽、揚水ポンプ、貯留水槽、機器冷却水槽、減温塔、各所への送水ポンプ、給水配管等から構成され、基本的に上水を使用し、プラント用水については上水及び再利用水又は雨水等を利用します。
なお、上水道が断水した場合に、また、災害時においても施設運転の支障が出ないよう、一定期間使用する量の用水を確保するよう検討します。

ウ 給水設備
給水設備は、現状の設備を活用します。各設備は、受水槽、揚水ポンプ、貯留水槽、機器冷却水槽、各所への送水ポンプ、給水配管等から構成され、基本的に上水を使用し、プラント用水については上水及び再利用水又は雨水等を利用します。

ケ 排水処理設備 プラント排水は下水道放流が可能な水質まで処理を行い、生活排水とともに<u>下水道へ放流します</u>。なお、ごみピット汚水は有機成分濃度が高いため、炉内噴霧処理を行います。 コ 電気・計装設備 施設全体としては分散型制御システム（DCS）を導入し、総合的な監視と最適制御を行い、ダイオキシン類をはじめとする有害物質の発生を抑制するとともに、運転人員数の削減、運転職員の負荷軽減を目指します。なお、燃焼制御として自動燃焼制御装置（ACC）を積極的に取り入れることとします。 運転状況についての情報公開は地域住民との信頼関係構築には重要な事項となるため、新ごみ処理施設入口付近に運転管理状況の表示板を設置するなど運転状況の周知を継続して進めます。	エ 排水処理設備 プラント排水は下水道放流が可能な水質まで処理を行い、生活排水とともに<u>下水道へ放流します</u>。 オ 電気・計装設備 現状の設備を活用して、記録及び制御を行います。 2) 新資源化施設の概要 ア 受入・供給設備 新資源化施設における受入供給設備は、計量機や受入ホッパ、資源物をストックヤードへ移動させるためのプラットホームなどから構成されます。 計量システムについては、場内運行が円滑に進むことに配慮した上で、現存設備を活用して混載車両への対応と計量の精度向上を目指し2回計量を実施するため、<u>適切な位置に計量機を増設</u>します。 イ 破碎・破袋設備 破碎・破袋設備について、騒音振動の発生に留意して設置します。特に振動発生が危惧される破碎設備については、建物全体への影響を回避するため<u>基本的に独立基礎</u>とします。また、万一の爆発発生を想定して、<u>鉄筋コンクリート造の建屋内に収納</u>します。 ウ 集じん・脱臭設備 集じん・脱臭設備については、粉じんや臭気発生個所について局所吸引装置を設置、集じん機及び脱臭装置を経由して外部に排気します。 エ 給水設備 新資源化施設の給水設備は、新たに設置します。なお、上水道が断水した場合に、<u>一定期間使用できる量の用水を確保</u>するよう検討します。 オ 排水処理設備 中継施設と同様、プラント排水は下水道放流が可能な水質まで処理を行い、生活排水とともに<u>下水道へ放流</u>します。
---	---

	カ 電気・計装設備 総合的な監視と最適制御を行い、運転人員数の削減、運転職員の負荷軽減を目指します。 運転状況についての情報公開は地域住民との信頼関係構築には重要な事項となるため、新ごみ処理施設入口付近に運転管理状況の表示板を設置するなど運転状況の周知を継続して進めます。
--	---

災害対策計画

[現在] 焼却施設・資源化施設	[追加検討] 中継施設・資源化施設
14 災害対策計画 (1) 国の動向 「廃棄物処理施設整備計画」（令和 5（2023）年 6 月 30 日閣議決定）の基本的理念の 1 つとして『災害時も含めた持続可能な適正処理の確保』が掲げられています。 さらに、廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施及び運営のなかで災害対策の強化として、 ①様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点として捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。その際、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった廃棄物焼却施設及び最終処分場の能力を維持する等、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である。 ②地域の核となる廃棄物処理施設においては、災害の激甚化・頻発化、地震や水害、それらに伴う大規模停電等によって稼働不能とならないよう対策の検討や準備を実施し、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等についても推進することで、災害発生からの早期復旧のための核として、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。 ③災害廃棄物の仮置場の候補地の選定を含めた災害廃棄物処理計画を策定又は見直しを行って実効性の確保に努めるとともに、災害協定の締結等を含めた、関係機関及び関係団体との連携体制の構築や、燃料や資機材等の備蓄、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練、気候変動の影響や適応に関する意識の醸成、関係部局等との連携体制の構築等を通じて、収集運搬から処分まで、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努めると示されており、これらを踏まえて計画を進めます。 また、新ごみ焼却施設整備にあたって「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」（令和 3（2021）年 4 月改訂 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）では災害廃棄物を処理する施設を想定していることを明確にすることを求められており、以下の機能を整備することとされています。 1) 耐震・耐水・耐浪性 2) 始動用電源、燃料保管設備 3) 薬剤等の備蓄倉庫 これらの機能を踏まえた施設整備を行います。	14 災害対策計画 (1) 国の動向 「廃棄物処理施設整備計画」（令和 5（2023）年 6 月 30 日閣議決定）の基本的理念の 1 つとして『災害時も含めた持続可能な適正処理の確保』が掲げられています。 さらに、廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施及び運営のなかで災害対策の強化として、 ①様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点として捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。その際、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった廃棄物焼却施設及び最終処分場の能力を維持する等、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である。 ②地域の核となる廃棄物処理施設においては、災害の激甚化・頻発化、地震や水害、それらに伴う大規模停電等によって稼働不能とならないよう対策の検討や準備を実施し、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等についても推進することで、災害発生からの早期復旧のための核として、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。 ③災害廃棄物の仮置場の候補地の選定を含めた災害廃棄物処理計画を策定又は見直しを行って実効性の確保に努めるとともに、災害協定の締結等を含めた、関係機関及び関係団体との連携体制の構築や、燃料や資機材等の備蓄、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練、気候変動の影響や適応に関する意識の醸成、関係部局等との連携体制の構築等を通じて、収集運搬から処分まで、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努めると示されており、これらを踏まえて計画を進めます。 また、<u>新ごみ処理施設整備にあたっては、耐震・耐水・耐浪性の機能を有した施設整備を行います。</u>

(2) 災害廃棄物処理及び仮置場

新ごみ処理施設では可燃物の焼却処理及び粗大ごみの破碎処理は可能ですが、適正処理困難物等の処理ができないものもあるため、産業廃棄物に該当するものや大型廃材等の処理ができない品目に対する周知を図ります。

可燃系災害廃棄物については、直接焼却が可能なものはごみピットに投入して処理を行います。なお、臭気のあるもの、生ごみや濡れた量など腐敗しやすいものなどは優先して処理を行うこととします。

不燃系災害廃棄物の処理については、資源化施設で実施することとなりますが、発生量が多い場合は、稼働時間を延長して処理可能量の増加を図った上で処理を行います。

当該敷地内に設置する可能性のある仮置場については、敷地面積が限られていることと現状の処理の継続を優先する必要があることから、基本的に一次仮置場及び二次仮置場を経由し、ある程度選別された可燃物及び不燃物を対象として整備を行います。

【災害廃棄物処理が可能な施設規模】

災害時においても安定したごみ処理を可能とするため、一定量の災害廃棄物の処理が可能な施設として整備を行います。

表 14-1 災害廃棄物処理が可能な施設規模

計画目標年度（令和 15（2033）年度） における施設規模	80.12 t /日 ≒ 80 t /日
災害廃棄物処理可能量（施設規模の 10％）	80 t /日 × 10％ = 8 t /日
災害廃棄物処理が可能な施設規模	80 t /日 + 8 t /日 = <u>88 t /日</u>

(3) 施設の運営対策

災害時、新ごみ処理施設の被害状況を確認し、安全性が確認されたのち、生活系ごみの処理を継続して実施します。併せて災害廃棄物の搬入が開始されることから、搬入車両等の管理や稼働時間の延長や作業人員の増員が必要になると想定されます。

そこで、事前に事業継続計画（BCP：Business continuity planning）の策定を行い災害時に備えることとし、施設の運営委託事業者と連携して施設運営を行っています。

【施設の活用方針（防災拠点として活用）】

新ごみ焼却施設では、発災後においてもごみ焼却を行うことで発電し、エネルギー供給が可能であることから、施設の強靱化を図った上で、地域の防災拠点としての活用も期待できます。

「芦屋市環境処理センター施設整備基本構想」（令和 3（2021）年 12 月）において、多面的価値の創出（イメージ）として、“災害廃棄物の仮置場の確保”、“防災トイレ”を掲げています。

また、環境省がとりまとめた「平成 25 年度地域の防災拠点となる廃棄物処理施設におけるエネルギー供給方策検討委託業務報告書（平成 26（2014）年 3 月公益財団法人廃棄物・3 R 研究財団）」では、廃棄物処理施設を「復旧活動展開の基礎となる施設」と位置づけており、地域の防災拠点としての廃棄物処理施設に求められる 3 つの機能を表 14-2 のとおり示されています。これらを参考に施設の活用方針を検討します。

(2) 災害廃棄物処理及び仮置場

新ごみ処理施設では可燃物の貯留及び粗大ごみの破碎処理は可能ですが、適正処理困難物等の処理ができないものもあるため、産業廃棄物に該当するものや大型廃材等の処理ができない品目に対する周知を図ります。

可燃系災害廃棄物については、直接焼却が可能なものはごみピットに投入して処理を行います。なお、臭気のあるもの、生ごみや濡れた量など腐敗しやすいものなどは優先して処理を行うこととします。

不燃系災害廃棄物の処理については、資源化施設で実施することとなりますが、発生量が多い場合は、稼働時間を延長して処理可能量の増加を図った上で処理を行います。

当該敷地内に設置する可能性のある仮置場については、敷地面積が限られていることと現状の処理の継続を優先する必要があることから、基本的に一次仮置場及び二次仮置場を経由し、ある程度選別された可燃物及び不燃物を対象として整備を行います。

【災害廃棄物処理が可能な施設規模】

災害時においても安定したごみ処理を可能とするため、一定量の災害廃棄物の処理が可能な施設として整備を行います。

表 14-1 災害廃棄物処理が可能な施設規模

計画目標年度（令和 12（2030）年度） における施設規模	70.5 t /日 ≒ 70 t /日
災害廃棄物処理可能量（施設規模の 10％）	70 t /日 × 10％ = 7 t /日
災害廃棄物処理が可能な施設規模	70 t /日 + 7 t /日 = <u>77 t /日</u>

(3) 施設の運営対策

災害時、新ごみ処理施設の被害状況を確認し、安全性が確認されたのち、生活系ごみの処理を継続して実施します。併せて災害廃棄物の搬入が開始されることから、搬入車両等の管理や稼働時間の延長や作業人員の増員が必要になると想定されます。

そこで、事前に事業継続計画（BCP：Business continuity planning）の策定を行い災害時に備えることとし、施設の運営委託事業者と連携して施設運営を行っています。

【施設の活用方針（防災拠点として活用）】

「芦屋市環境処理センター施設整備基本構想」（令和 3（2021）年 12 月）において、多面的価値の創出（イメージ）として、“災害廃棄物の仮置場の確保”、“防災トイレ”を掲げています。

また、環境省がとりまとめた「平成 25 年度地域の防災拠点となる廃棄物処理施設におけるエネルギー供給方策検討委託業務報告書（平成 26（2014）年 3 月公益財団法人廃棄物・3 R 研究財団）」では、廃棄物処理施設を「復旧活動展開の基礎となる施設」と位置づけています。

表 14-2 地域の防災拠点として求められる 3 つの機能	
機 能	概 要
①強靱な廃棄物処理システムの具備	廃棄物処理施設自体の強靱化に加え、災害時であつても自立起動・継続運転が可能なこと及びごみ収集体制が確保されていること
②安定したエネルギー供給（電力、熱）	ごみ焼却施設の稼働に伴い発生するエネルギー（電力、熱）を、災害時であっても安定して供給できること
③災害時にエネルギー供給を行うことによる防災活動の支援	地域の防災上の必要に応じて、エネルギー供給により防災活動を支援できること

新ごみ焼却施設の発電能力の活用方法については、本計画の施設規模を想定しつつ、災害時においては、表 14-2 に示した機能を持ち合わせた防災拠点として検討します。図 14-1 に施設規模 100 t /日以下の規模別の発電事例を示します。

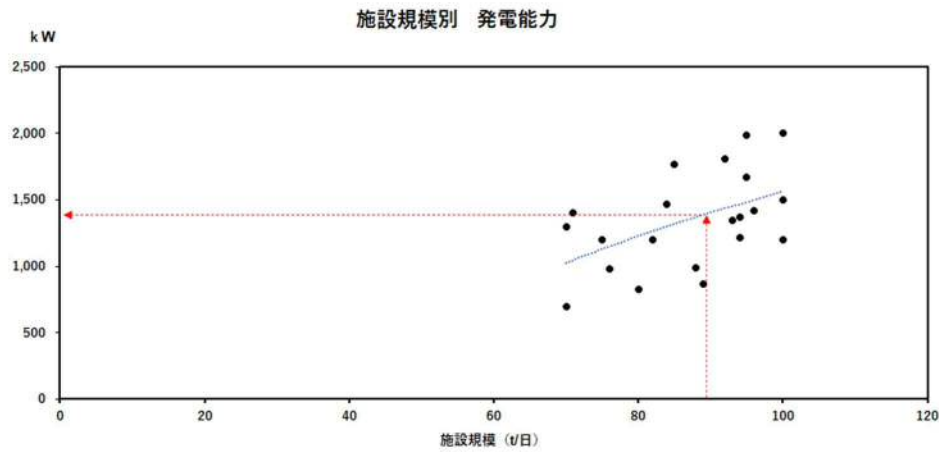


図 14- 1 施設規模別の発電事例（参考）（環境省 HP より作成）

【新ごみ焼却施設における防災拠点に関する機能（例）】

- 当該施設は避難所としては指定されていませんが、被災状況に応じて、会議室などを開放し、被災者の一時避難所としての活用も可能になります。
- 施設内の啓発活動のエリアをごみ処理施設の運転管理動線と事前に区分して整備することで、被災者が安全に一時避難することが可能です。
- ごみ焼却による発電が可能であるため、施設内の一時避難所への電力供給を検討することも可能です。
- 災害時の備品や飲料水、食料品の備蓄拠点としての活用が可能です。

【新ごみ処理施設における防災拠点に関する機能（例）】

- 当該施設は避難所としては指定されていませんが、被災状況に応じて、会議室などを開放し、被災者の一時避難所としての活用も可能になります。
- 施設内の啓発活動のエリアをごみ処理施設の運転管理動線と事前に区分して整備することで、被災者が安全に一時避難することが可能です。
- 災害時の備品や飲料水、食料品の備蓄拠点としての活用が可能です。

(4) 耐震対策

プラント施設及び管理施設（計量棟を除く）については、耐震安全性の分類として、下表の（11）、計量棟については下表（12）とします。

表 14-3 対象施設ごとの耐震安全性の目標

官庁施設の種類			耐震安全性の分類		
本基準	位置・規模・構造の基準		構造体	建築非構造部材	建築設備
危険物を貯留又は使用する官庁施設	(11)	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
その他	(12)	（１）から（11）に掲げる官庁施設以外のもの	Ⅲ類	B類	乙類

出典）「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和３（2021）年版）」から整理
※参考）「10 土木建築計画 4-2 耐震性能 表 10-2-2 対象施設ごとの耐震安全性の目標」より一部抜粋

(5) 浸水対策

当該用地における高潮浸水想定区域の最大浸水深は芦屋市高潮防災情報マップ（令和元（2019）年 12 月）において、1.0m以上 3.0m未満と示されています。

新ごみ焼却施設では、最大浸水深の被害が発生した場合においても継続稼働への影響を最小限とするための対策を講じます。

浸水対策として「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」（令和４（2022）年 11 月環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）に基づき、現段階では、施設に求める 1）「役割・機能」、2）「確保すべき安全性の目標」を定めることとします。

1) 役割・機能

前述の（２）災害廃棄物処理及び仮置場、（３）施設の運営対策で掲げている

- ・災害廃棄物の処理
- ・災害廃棄物仮置場
- ・災害時の一時避難所

これらを、役割・機能として設定することで多面的価値の創出との関連も整理しながら検討を進めます。

2) 確保すべき安全性の目標

目標については、多段階に設定し、各々の対策目標浸水規模に対し、対象施設及び対象内容を表 14-4 のとおりとします。

(4) 耐震対策

既存施設内に整備する中継施設及び計量棟を除いた新資源化施設及び管理施設については、耐震安全性の分類として、下表の（11）、計量棟については下表（12）とします。

表 14-2 対象施設ごとの耐震安全性の目標

官庁施設の種類			耐震安全性の分類		
本基準	位置・規模・構造の基準		構造体	建築非構造部材	建築設備
危険物を貯留又は使用する官庁施設	(11)	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
その他	(12)	（１）から（11）に掲げる官庁施設以外のもの	Ⅲ類	B類	乙類

出典）「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和３（2021）年版）」から整理
※参考）「10 土木建築計画 4-2 耐震性能 表 10-2-2 対象施設ごとの耐震安全性の目標」より一部抜粋

(5) 浸水対策

当該用地における高潮浸水想定区域の最大浸水深は芦屋市高潮防災情報マップ（令和元（2019）年 12 月）において、1.0m以上 3.0m未満と示されています。

新資源化施設では、最大浸水深の被害が発生した場合においても継続稼働への影響を最小限とするための対策を講じます。

浸水対策として「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」（令和４（2022）年 11 月環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）に基づき、現段階では、施設に求める 1）「役割・機能」、2）「確保すべき安全性の目標」を定めることとします。

1) 役割・機能

前述の（２）災害廃棄物処理及び仮置場、（３）施設の運営対策で掲げている

- ・災害廃棄物の処理
- ・災害廃棄物仮置場
- ・災害時の一時避難所

これらを、役割・機能として設定することで多面的価値の創出との関連も整理しながら検討を進めます。

2) 確保すべき安全性の目標

目標については、多段階に設定し、各々の対策目標浸水規模に対し、対象施設及び対象内容を表 14-3 のとおりとします。

表 14-4 多段階の目標設定（案）

多 段 階 の 目 標	対象施設	対策内容
①浸水させない	特高受電設備、発電設備（非常用発電機含む）、動力盤等の重要機器	・ 2 階以上に設置
②多少浸水するが施設の機能は維持される	ごみピット、灰ピット等	・ 浸水想定箇所の底部に排水ポンプを設置
③浸水により一時的に機能停止するが早期に復旧する。	灰出し設備、灰搬送コンベア等	・ ごみ焼却施設及び資源化施設周辺の外壁下部をコンクリート構造
④さらに浸水被害に遭った時に修理費用が低減される。	ごみ焼却施設及び資源化施設周辺の外壁、開口部	・ 開口部に止水板、防水シャッター、防水扉等の設置
	コンセントや電気配管	・ 建物貫通部の防水対策
	給排気口の開口部	・ 可能な限り想定浸水高以上に設置
⑤他の施設で代替処理することで廃棄物処理機能を維持する。	—	・ 他所との連携の構築

（6）始動用発電機

商用電源が遮断した状態でも、1 炉を立上げることができる始動用発電機を設置します。この始動用発電機は非常用に整備するもの（非常用発電機）ですが、常用としての活用も検討します。また、始動用発電機は、浸水対策及び津波対策が講じられた場所に設置するものとします。

（7）燃料保管設備

始動用発電機を駆動するために必要な燃料については現在敷設されている都市ガスの中圧導管を念頭に、液体燃料を利用する場合はその種類を含め適切な容量をもった燃料貯留槽を設置します。その場合は設置環境に応じて地下埋設式等を採用します。

（8）薬剤等の備蓄

薬剤の補給ができなくても、運転が継続できるよう、貯槽等の容量を決定します。

なお、備蓄量は、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）（p19）」（令和 3（2021）年 4 月改訂）に基づき概ね 1 週間程度とします。プラント用水についても 1 週間程度の運転が継続できるよう、災害時の取水方法を検討します。

表 14-3 多段階の目標設定（案）

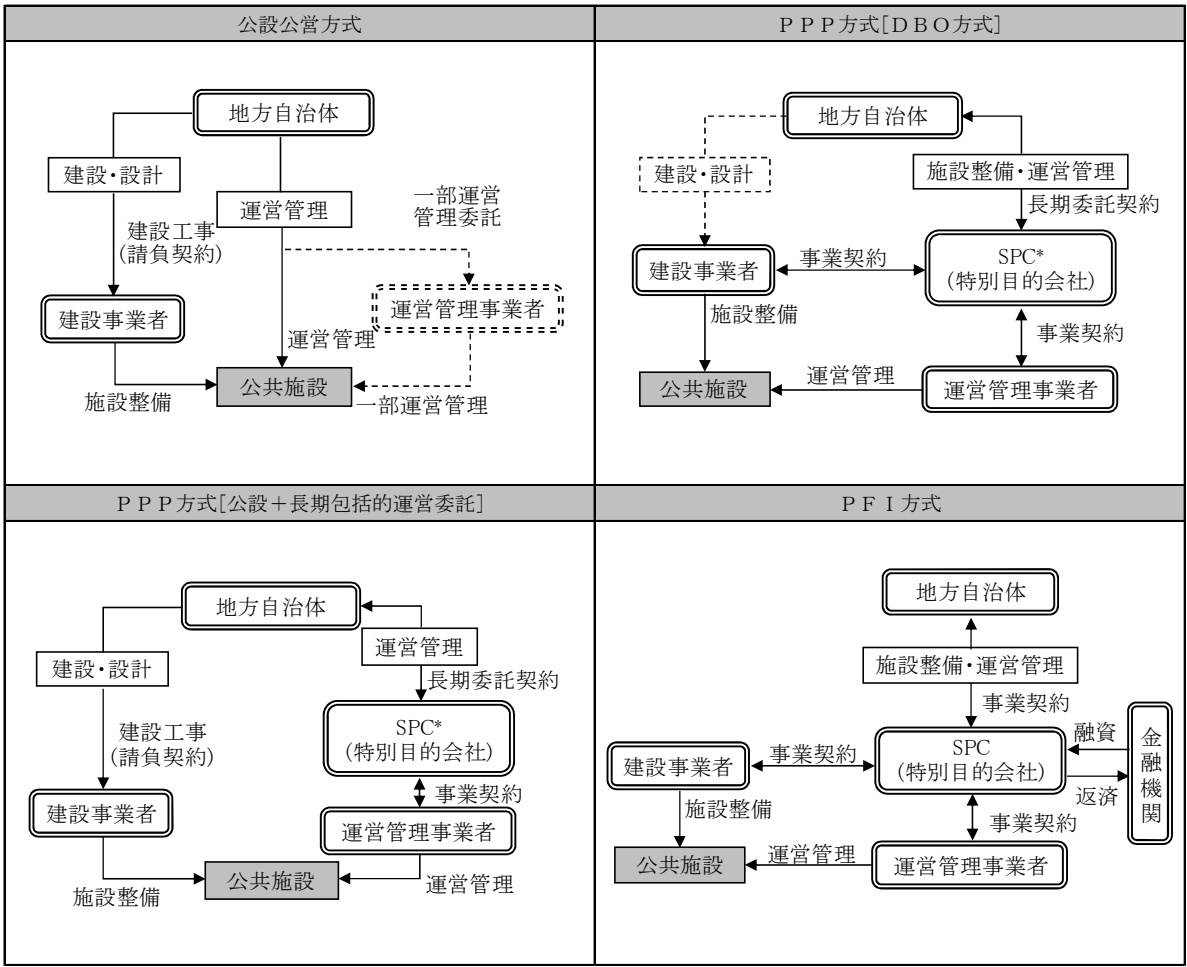
多 段 階 の 目 標	対象施設	対策内容
①浸水させない	受電設備、動力盤等の重要機器	・ 2 階以上に設置
②多少浸水するが施設の機能は維持される	ごみピット等	・ 浸水想定箇所の底部に排水ポンプを設置
③浸水により一時的に機能停止するが早期に復旧する。	搬送コンベア等	・ 新 資源化施設周辺の外壁下部をコンクリート構造
④さらに浸水被害に遭った時に修理費用が低減される。	中継施設 及び資源化施設周辺の外壁、開口部	・ 開口部に止水板、防水シャッター、防水扉等の設置
	コンセントや電気配管	・ 建物貫通部の防水対策
	給排気口の開口部	・ 可能な限り想定浸水高以上に設置
⑤他の施設で代替処理することで廃棄物処理機能を維持する。	—	・ 他所との連携の構築

多面的価値の創出

[現在] 焼却施設・資源化施設				[追加検討] 中継施設・資源化施設			
15 多面的価値の創出				15 多面的価値の創出			
15-1 多面的価値の検討等				15-1 多面的価値の検討等			
検討等 時期 分野	「基本構想」策定に係る 市民意見募集(R3.12～R4.1)	「基本構想」における イメージ(R4.3)	「運協・審議会」からの 意見等(R4.8～R5.3)	検討等 時期 分野	「基本構想」策定に係る 市民意見募集(R3.12～R4.1)	「基本構想」における イメージ(R4.3)	「運協・審議会」からの 意見等(R4.8～R5.3)
環境保全	・焼却エネルギー(発電、温水、自動車充電設備) ・太陽光発電設備	・焼却エネルギー(発電、温水、自動車充電設備) ・太陽光発電設備 ・資源ゴミ持ち寄りステーション	・焼却エネルギー(発電、自動車充電設備、CO2回収設備) ・太陽光発電設備 ・ペットボトル等回収ボックス ・リサイクルボックス ・風力発電設備 ・焼却灰再利用設備	環境保全	・焼却エネルギー(発電、温水、自動車充電設備) [※] ・太陽光発電設備	・焼却エネルギー(発電、温水、自動車充電設備) [※] ・太陽光発電設備 ・資源ゴミ持ち寄りステーション	・焼却エネルギー(発電、自動車充電設備、CO2回収設備) [※] ・太陽光発電設備 ・ペットボトル等回収ボックス ・リサイクルボックス ・風力発電設備 ・焼却灰再利用設備
環境教育 環境啓発	・環境学習施設	・環境学習施設	・環境学習、分別啓発施設(映像設備配置) ・見学空間(コース)及びツアー ・施設稼働ライブカメラ	環境教育 環境啓発	・環境学習施設	・環境学習施設	・環境学習、分別啓発施設(映像設備配置) ・見学空間(コース)及びツアー ・施設稼働ライブカメラ
市民利用 市民参加	・菜園	・緑化拠点 ・憩い集いのスペース	・菜園(屋上) ・広場(芝生) ・多目的室 ・展望台 ・カフェ ・キッチンカー ・水遊びスペース ・足湯 ・BBQ ・グランピング ・魚釣り ・ドッグラン	市民利用 市民参加	・菜園	・緑化拠点 ・憩い集いのスペース	・菜園(屋上) ・広場(芝生) ・多目的室 ・展望台 ・カフェ ・キッチンカー ・水遊びスペース ・足湯 [※] ・BBQ ・グランピング ・魚釣り ・ドッグラン
緑化	・海辺の公園	・壁面緑化 ・緑化拠点[再掲] ・広場(芝生)[再掲]	・既存樹木(竹)の残置 ・緑空間(屋上) ・樹木(季節感(ウメ・モジ)) ・築山 ・畑 ・菜園(屋上)[再掲]	緑化	・海辺の公園	・壁面緑化 ・緑化拠点[再掲] ・広場(芝生)[再掲]	・既存樹木(竹)の残置 ・緑空間(屋上) ・樹木(季節感(ウメ・モジ)) ・築山 ・畑 ・菜園(屋上)[再掲]
健康増進	・スケートボード施設	・健康増進機能	・ジョギング ・ボウリング ・サイクリングステーション ・温泉 ・足湯[再掲]	健康増進	・スケートボード施設	・健康増進機能	・ジョギング ・ボウリング ・サイクリングステーション ・温泉 [※] ・足湯[再掲] [※]
防災	_____	・災害廃棄物仮置場 ・防災トイレ	・防災用品備蓄センター(倉庫) ・防災スピーカー代替設備 ・EVパッカー車	防災	_____	・災害廃棄物仮置場 ・防災トイレ	・防災用品備蓄センター(倉庫) ・防災スピーカー代替設備 ・EVパッカー車 [※]
その他	_____	・環境にやさしい素材 ・ユニバーサルデザイン ・建物意匠工夫	_____	その他	_____	・環境にやさしい素材 ・ユニバーサルデザイン ・建物意匠工夫	_____
第3回検討委員会(1/24)において、各委員から“焼却エネルギー利用”“安全・安心”“緑化”“ボウリング”“スケートボード”“防災”“災害廃棄物仮置場”“煙突の電飾化による情報提供”“建物内設備の可視化”等の意見が示されています。				※部分：焼却施設から中継施設への変更に伴い、利活用等の対応が不可となる。 第3回検討委員会(1/24)において、各委員から“焼却エネルギー利用”“安全・安心”“緑化”“ボウリング”“スケートボード”“防災”“災害廃棄物仮置場”“煙突の電飾化による情報提供”“建物内設備の可視化”等の意見が示されています。			

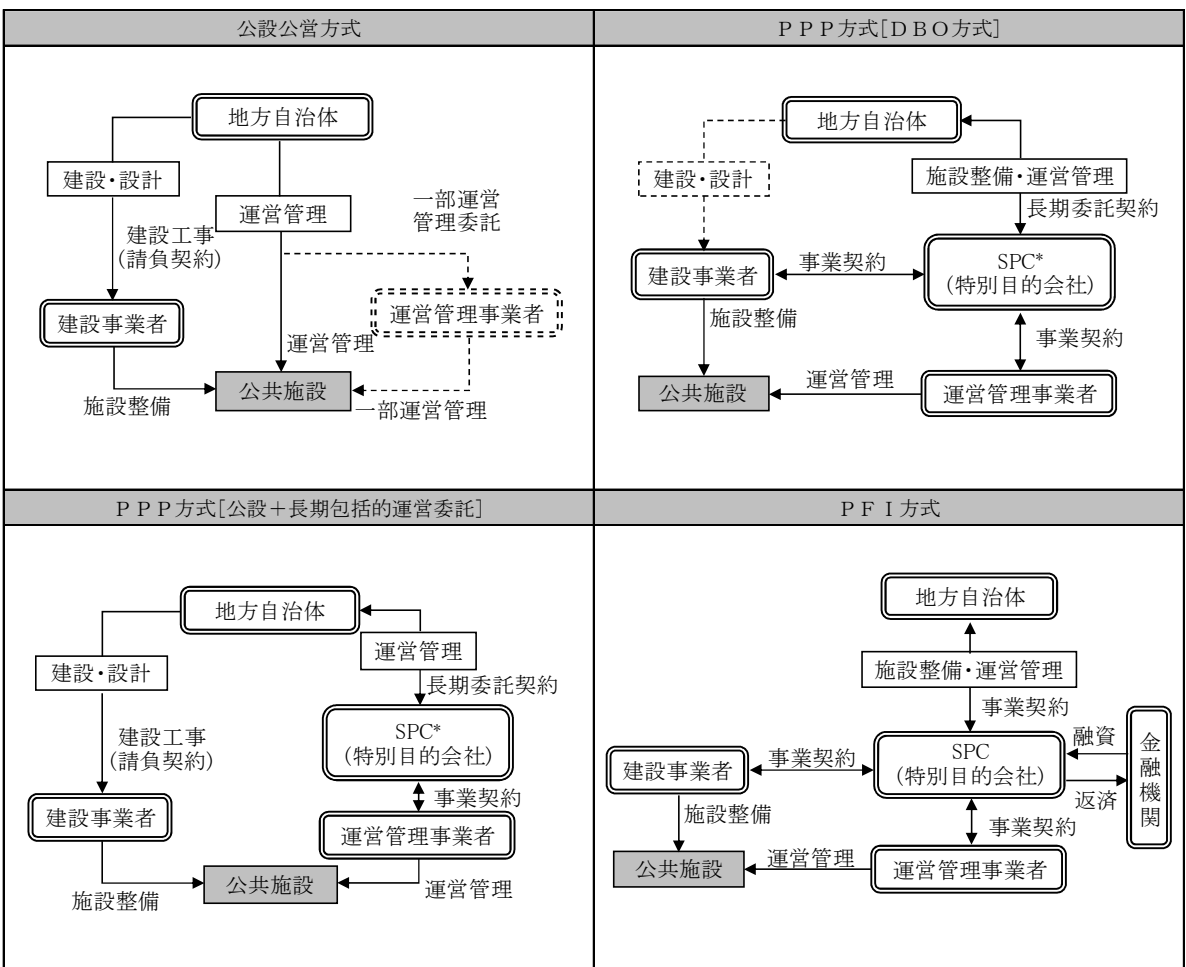
事業方針計画

〔現在〕焼却施設・資源化施設			〔追加検討〕中継施設・資源化施設		
16 事業方針計画			16 事業方針計画		
(1) 事業方針の整理			(1) 事業方針の整理		
ごみ処理施設における事業方式の概要及び事業方式別の概略フローは以下のとおりです。事業方式は、①従来型の手法である「公設公営方式」のほか、②建設から長期の運営を民間事業者に委託、または公共が建設した後に長期の運営を民間事業者に委託を行う「P P P方式」、③民間の資金調達力や技術力の導入によって建設から長期の運営を民間事業者に委託を行う「P F I方式」の3つの方式に大別できます。			ごみ処理施設における事業方式の概要及び事業方式別の概略フローは以下のとおりです。事業方式は、①従来型の手法である「公設公営方式」のほか、②建設から長期の運営を民間事業者に委託、または公共が建設した後に長期の運営を民間事業者に委託を行う「P P P方式」、③民間の資金調達力や技術力の導入によって建設から長期の運営を民間事業者に委託を行う「P F I方式」の3つの方式に大別できます。		
<u>現施設は長期包括的運営委託方式を採用しています。</u>			<u>現施設は長期包括的運営委託方式を採用しています。</u>		
表 16-1 ごみ処理施設における事業方式の概要			表 16-1 ごみ処理施設における事業方式の概要		
事業方式		内 容	事業方式		内 容
公設公営方式		・公共が財源確保から施設設計・建設・運営の全てを行う。(運転業務を民間事業者に委託する場合を含む。)	公設公営方式		・公共が財源確保から施設設計・建設・運営の全てを行う。(運転業務を民間事業者に委託する場合を含む。)
P P P※1 方式	D B O方式 (Design Build Operate)	・民間事業者が、施設設計 (Design)・建設 (Build)・運営 (Operate) を行う。 ・公共が交付金や起債等により資金調達し、施設の設計・建設の監理を行い、施設を所有し、運営状況の監視 (モニタリング) を行う。	P P P※1 方式	D B O方式 (Design Build Operate)	・民間事業者が、施設設計 (Design)・建設 (Build)・運営 (Operate) を行う。 ・公共が交付金や起債等により資金調達し、施設の設計・建設の監理を行い、施設を所有し、運営状況の監視 (モニタリング) を行う。
	公設＋長期包括的運営委託 (D B ＋ O方式)	・公共が交付金や起債等により資金調達し、施設設計・建設を行い、運営を民間事業者に複数年にわたり委託する。		公設＋長期包括的運営委託 (D B ＋ O方式)	・公共が交付金や起債等により資金調達し、施設設計・建設を行い、運営を民間事業者に複数年にわたり委託する。
P F I※2 方式	B O O方式 (Build Own Operate)	・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設設計・建設 (Build)・所有 (Own) し、事業期間にわたり運営 (Operate) した後、事業期間終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する。	P F I※2 方式	B O O方式 (Build Own Operate)	・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設設計・建設 (Build)・所有 (Own) し、事業期間にわたり運営 (Operate) した後、事業期間終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する。
	B O T方式 (Build Operate Transfer)	・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設設計・建設 (Build)・所有し、事業期間にわたり運営 (Operate) した後、事業期間終了時点で公共に施設の所有権を移転 (Transfer) する。 ・公共は事業の監視 (モニタリング) を行う。		B O T方式 (Build Operate Transfer)	・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設設計・建設 (Build)・所有し、事業期間にわたり運営 (Operate) した後、事業期間終了時点で公共に施設の所有権を移転 (Transfer) する。 ・公共は事業の監視 (モニタリング) を行う。
	B T O方式 (Build Transfer Operate)	・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) した後、施設の所有権を公共に移転 (Transfer) し、施設の維持管理・運営 (Operate) を民間事業者が事業期間終了時点まで行う。 ・公共は事業の監視 (モニタリング) を行う。		B T O方式 (Build Transfer Operate)	・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) した後、施設の所有権を公共に移転 (Transfer) し、施設の維持管理・運営 (Operate) を民間事業者が事業期間終了時点まで行う。 ・公共は事業の監視 (モニタリング) を行う。
出典)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.178」公益社団法人 全国都市清掃会議より、整理・加筆			出典)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 P.178」公益社団法人 全国都市清掃会議より、整理・加筆		
※1 Public Private Partnership：公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。			※1 Public Private Partnership：公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。		
※2 Private Finance Initiative：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法です。			※2 Private Finance Initiative：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法です。		



*特別目的会社を設立するケースの他、運転管理事業者やプラントメーカーと直接運営委託を締結するケースがあります。

図 16-1 事業方式別の概略フロー



*特別目的会社を設立するケースの他、運転管理事業者やプラントメーカーと直接運営委託を締結するケースがあります。

図 16-1 事業方式別の概略フロー

(2) 事業方式の動向（ごみ焼却施設）

ごみ焼却施設について、過去 11 年間（平成 22（2010）年度～令和 2（2020）年度）の整備実績における事業方式は以下のとおりです。

P P P 方式（D B O 方式、公設＋長期包括的運営委託）が 54％（76 施設）と最も多く、次いで公設公営方式、P F I 方式となっています。

表 16-2 ごみ焼却施設における事業方式

事業方式	公設公営方式	PPP 方式	PFI 方式	計
平成 22（2010）年度	2	2	0	4
平成 23（2011）年度	3	1	0	4
平成 24（2012）年度	3	5	0	8
平成 25（2013）年度	3	6	0	9
平成 26（2014）年度	6	4	0	10
平成 27（2015）年度	5	11	1	17
平成 28（2016）年度	7	9	0	16
平成 29（2017）年度	11	8	0	19
平成 30（2018）年度	9	10	0	19
令和元（2019）年度	7	8	0	15
令和 2（2020）年度	8	12	0	20
施設数	64	76	1	141

出典）「一般廃棄物処理実態調査結果（令和 2 年度調査結果）」環境省」より、自治体やメーカーHP を参照し、整理
備考）留萌南部衛生組合有害鳥獣焼却処理施設（1 施設）を除いて整理しました。

(2) 事業方式の動向（資源化施設及び粗大ごみ処理施設）

資源化施設及び粗大ごみ処理施設について、過去 10 年間（平成 27（2015）年度～令和 6（2024）年度）の整備実績における事業方式は以下のとおりです。

公設公営方式が 36％（76 施設）と最も多く、次いで P P P 方式（D B O 方式、公設＋長期包括的運営委託）、P F I 方式となっています。

表 16-2 資源化施設及び粗大ごみ処理施設における事業方式

事業方式	公設公営方式			PPP 方式			PFI 方式			計
		資源化	粗大		資源化	粗大		資源化	粗大	
平成 27（2015）年度	12	11	1	13	5	8	10	10	0	35
平成 28（2016）年度	12	9	3	19	13	6	13	13	0	44
平成 29（2017）年度	18	11	7	10	7	3	6	6	0	34
平成 30（2018）年度	5	2	3	2	2	0	3	3	0	10
令和元（2019）年度	11	7	4	10	5	5	9	9	0	30
令和 2（2020）年度	4	1	3	7	3	4	9	9	0	20
令和 3（2021）年度	7	4	3	6	4	2	5	5	0	18
令和 4（2022）年度	4	2	2	4	1	3	3	3	0	11
令和 5（2023）年度	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2
令和 6（2024）年度	1	1	0	2	2	0	2	1	1	5
施設数	76	49	27	73	42	31	60	59	1	209

出典）「一般廃棄物処理実態調査結果（令和 4 年度調査結果）」環境省」より、自治体やメーカーHP を参照し、整理
備考）同一事業者で資源化施設と粗大ごみ施設があるケースで重複する事例も含む。

(3) 施設運営計画

1) 業務範囲・業務分担

事業範囲及び業務分担の想定は以下のとおりです。

法的課題等を考慮しつつ、民間事業者のノウハウを効果的に活用することで、当該事業の効率化が期待される業務は民間事業者の分担、事業の監理・監督や市民対応といった公共が責任を担うべき役割は発注者（本市）の分担とすることを基本の考え方とします。

表 16-3 事業範囲及び業務分担の想定（案）

事業段階	業務区分	発注者（本市）	民間事業者
1.事前調査等	周辺地域対応	・施設整備に係る市民対応については、事業方式によらず発注者（本市）が実施。	—
	各種調査に関する手続き等	・測量・地質調査・生活環境影響調査等に関連する手続き等の事項については、事業方式によらず発注者（本市）が実施。	—
2.設計・建設段階	資金調達	P P P 方式の場合は発注者（本市）が実施。	P F I 方式の場合は民間事業者が実施。
	設計業務	・設計審査 ・施工監理（モニタリング） ・市民対応	・プラント設備工事設計 ・建築工事設計 ・その他(事業に付帯する設計業務 等)
	建設業務	・循環型社会形成推進交付金申請 ・許認可申請（発注者（本市）側）	・プラント設備工事 ・建築工事 ・その他（工事中の環境測定、試運転、運転指導、許認可申請等）
3.運営・維持管理段階	運営業務	・処理ごみの収集・搬入 ・直搬ごみの料金徴収 ・事業実施状況及びサービス水準の監理・監督（モニタリング） ・市民対応（要望等対応、環境教育、事業に関する情報発信 等） ・発電・余熱利用(ごみ焼却施設のみ、余剰電力が発注者（本市）に帰属する場合) ・資源化物等管理 (最終処分物等の保管、場外運搬、処分・再資源化等を対象)	・ごみの受入管理(直搬ごみの料金徴収を除く) ・運転管理 ・用役管理 ・環境管理・安全管理 ・資源物の管理(資源化施設のみ) ・発電・余熱利用計画（ごみ焼却施設のみ） ・最終処分物の積込 ・情報管理 ・データ管理 ・運営業務終了時の引継 ・関連業務 (清掃作業、植栽管理、施設警備、見学者対応等)
	維持管理業務	・維持管理状況の監理・監督（モニタリング）	・維持管理（点検、修理、改造等）

備考）ごみの収集・運搬体制については、事業範囲に含めないことで、将来的な分別区分の変更等に柔軟に対応することが出来るメリットあるため、事業範囲から除きました。

(3) 施設運営計画

1) 業務範囲・業務分担

事業範囲及び業務分担の想定は以下のとおりです。

法的課題等を考慮しつつ、民間事業者のノウハウを効果的に活用することで、当該事業の効率化が期待される業務は民間事業者の分担、事業の監理・監督や市民対応といった公共が責任を担うべき役割は発注者（本市）の分担とすることを基本の考え方とします。

表 16-3 事業範囲及び業務分担の想定（案）

事業段階	業務区分	発注者（本市）	民間事業者
1.事前調査等	周辺地域対応	・施設整備に係る市民対応については、事業方式によらず発注者（本市）が実施。	—
	各種調査に関する手続き等	・測量・地質調査・生活環境影響調査等に関連する手続き等の事項については、事業方式によらず発注者（本市）が実施。	—
2.設計・建設段階	資金調達	P P P 方式の場合は発注者（本市）が実施。	P F I 方式の場合は民間事業者が実施。
	設計業務	・設計審査 ・施工監理（モニタリング） ・市民対応	・プラント設備工事設計 ・建築工事設計 ・その他(事業に付帯する設計業務 等)
	建設業務	・循環型社会形成推進交付金申請 ・許認可申請（発注者（本市）側）	・プラント設備工事 ・建築工事 ・その他（工事中の環境測定、試運転、運転指導、許認可申請等）
3.運営・維持管理段階	運営業務	【共通】 ・処理ごみの収集・搬入 ・直搬ごみの料金徴収 ・事業実施状況及びサービス水準の監理・監督（モニタリング） ・市民対応（要望等対応、環境教育、事業に関する情報発信 等） 【中継施設】 ・パイプラインに係る業務 ・収集業務との調整 【新資源化施設】 ・資源化物等管理 (最終処分物等の保管、場外運搬、処分・再資源化等を対象)	【共通】 ・ごみの受入管理(直搬ごみの料金徴収を除く) ・運転管理 ・用役管理 ・環境管理・安全管理 ・情報管理 ・データ管理 ・運営業務終了時の引継 ・関連業務 (清掃作業、植栽管理、施設警備、見学者対応等) 【中継施設】 ・積替業務 ・焼却施設までの廃棄物運搬業務 ※令和 12 年度から積替業務開始予定 【新資源化施設】（令和 15 年度以降） ・資源物の管理(資源化施設のみ) ・最終処分物の積込

		維持管理 業務	・維持管理状況の監理・監督（モニタリング）	・維持管理（点検、修理、改造等）	
備考）ごみの収集・運搬体制については、事業範囲に含めないことで、将来的な分別区分の変更等に柔軟に対応することが出来るメリットあるため、事業範囲から除きました。					

(4) リスク分担の考え方

事業の実施に当たり、民間事業者との基本協定等の締結の時点では、その影響を正確には想定できないような不確実性のある事由によって損失が発生する可能性をリスクとといいます。

また、リスク分担については、事業の実施において発生する可能性のある様々なリスク（事故、需要の変動、天災及び物価の上昇等の経済状況の変化等）を想定し、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するという考え方に基づいて設定する必要があります。

なお、民間事業者への過度なリスク分担を行った場合では、V F M（Value For Money：従来の方式と比べてP F Iの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合です。）を低下させることになるため、V F Mの最適値を確保するためには、発注者（本市）と民間事業者との最適なリスク分担に留意する必要があります。

一般的なごみ処理施設の整備事業におけるリスク分担は、表 16-3 に示す事業段階ごとに想定されるリスクの抽出を行い、施設の性能保証、運転・維持管理、施設の瑕疵等に関する事項は、民間事業者のリスク負担とし、ごみ量・ごみ質の変動や自然災害等の不可抗力等に関する事項は、発注者（本市）のリスク負担とすることを基本とします。

P F I方式においては、資金調達が民間事業者の所掌であることから、金利変動リスクを想定する必要があります。

したがって、リスク分担に関しては、事業方式を決定後、最適なリスク分担について検討を進める必要があります。

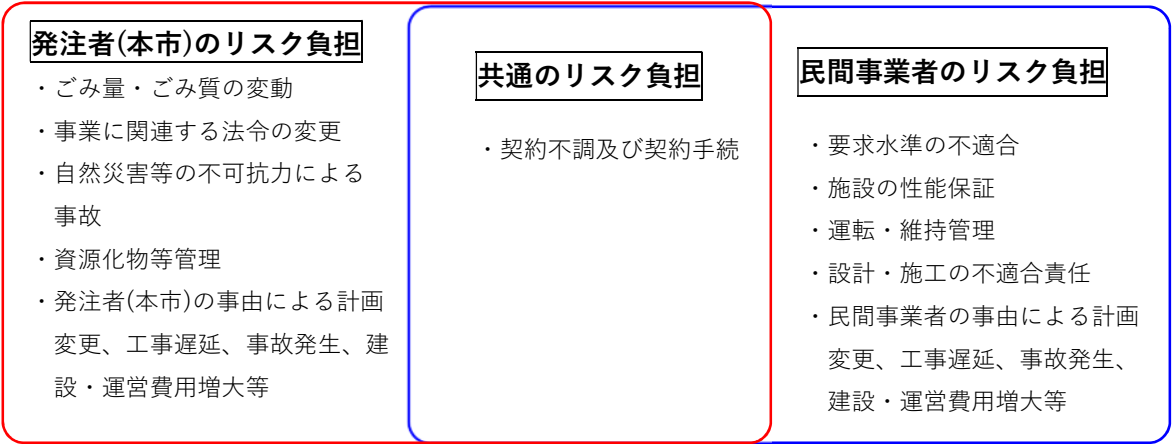


図 16-2 リスク分担の考え方（案）

(4) リスク分担の考え方

事業の実施に当たり、民間事業者との基本協定等の締結の時点では、その影響を正確には想定できないような不確実性のある事由によって損失が発生する可能性をリスクとといいます。

また、リスク分担については、事業の実施において発生する可能性のある様々なリスク（事故、需要の変動、天災及び物価の上昇等の経済状況の変化等）を想定し、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するという考え方に基づいて設定する必要があります。

なお、民間事業者への過度なリスク分担を行った場合では、V F M（Value For Money：従来の方式と比べてP F Iの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合です。）を低下させることになるため、V F Mの最適値を確保するためには、発注者（本市）と民間事業者との最適なリスク分担に留意する必要があります。

一般的なごみ処理施設の整備事業におけるリスク分担は、表 16-3 に示す事業段階ごとに想定されるリスクの抽出を行い、施設の性能保証、運転・維持管理、施設の瑕疵等に関する事項は、民間事業者のリスク負担とし、ごみ量・ごみ質の変動や自然災害等の不可抗力等に関する事項は、発注者（本市）のリスク負担とすることを基本とします。

P F I方式においては、資金調達が民間事業者の所掌であることから、金利変動リスクを想定する必要があります。

したがって、リスク分担に関しては、事業方式を決定後、最適なリスク分担について検討を進める必要があります。

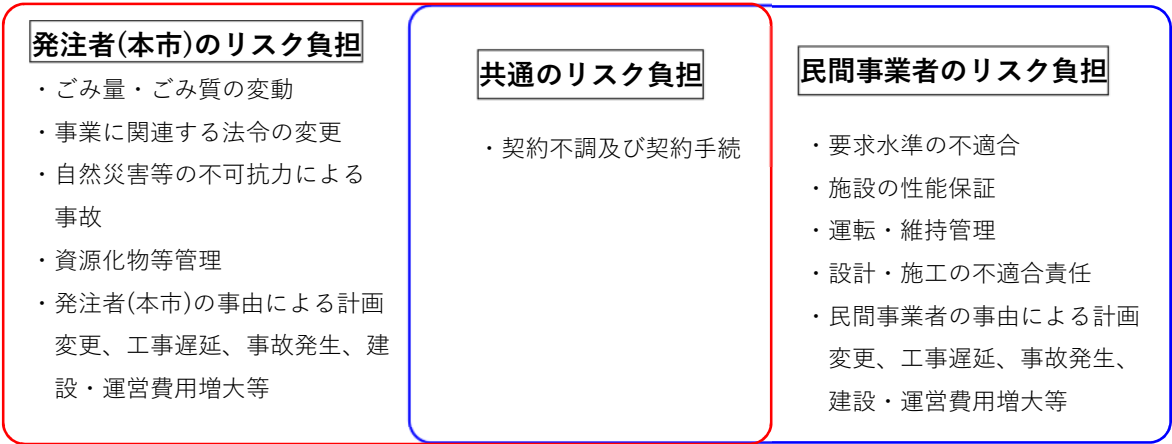


図 16-2 リスク分担の考え方（案）

(5) 事業方式の方針 「芦屋市公共施設等総合管理計画（平成 29（2017）年 3 月）」の「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」では、“維持管理・修繕・更新等においては、業務委託、指定管理者制度、P P P / P F I 事業の導入等による積極的な民間活用”と示されており、当施設整備事業への民間事業者の参入意欲や希望する事業年度の確認、総事業費等に関する試算を行うとともに、期待される経費削減効果の定量的評価等を含む検討を実施し、様々なリスク等の要素を総合的に考慮したうえで、本市にとって最良な事業方式を決定します。	(5) 事業方式の方針 「芦屋市公共施設等総合管理計画（平成 29（2017）年 3 月）」の「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」では、“維持管理・修繕・更新等においては、業務委託、指定管理者制度、P P P / P F I 事業の導入等による積極的な民間活用”と示されており、当施設整備事業への民間事業者の参入意欲や希望する事業年度の確認、総事業費等に関する試算を行うとともに、期待される経費削減効果の定量的評価等を含む検討を実施し、様々なリスク等の要素を総合的に考慮したうえで、本市にとって最良な事業方式を決定します。
--	--